

野田市地域防災計画（修正素案） 新旧対照表

平成28年度修正
野田市防災会議

修 正 前	
震災編、風水害編、大規模事故編	頁 全ページ
【共通事項】 《常用漢字追加に伴う文言の整理》 （字句修正） 「はん濫」 「または」 《企業等団体の名称の整理》 「株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ」 「東京電力株式会社」 「千葉県北部建設協同組合」 「千葉県エルピーガス協会野田支部」	

修 正 後	
震災編、風水害編、大規模事故編 常用漢字追加及び企業団体の名称の整理に伴う字句の修正	
【共通事項】 《常用漢字追加に伴う文言の整理》 （字句修正） 「はん濫」→「<u>氾濫</u>」 「または」→「<u>又は</u>」 《企業等団体の名称の整理》 「株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ」→「<u>株式会社NTTドコモ</u>」 「東京電力株式会社」→「<u>東京電力パワーグリッド株式会社</u>」 「千葉県北部建設協同組合」→「<u>野田建設業協同組合</u>」 「千葉県エルピーガス協会野田支部」→「<u>一般社団法人千葉県LPガス協会野田支部</u>」	

修 正 前	
震災編 第 1 章 総則 第 2 節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	頁 震－ 8
第 5 指定公共機関 6. 略 7. 略 第 6 指定地方公共機関 3. 一般社団法人千葉県歯科医師会 (1) 略 (2) 歯科医師会と医療機関との連絡調整に関すること	

修 正 後	
修 正 理 由	
指定公共機関の追加及び指定地方公共機関の関係団体の追加	
第5 指定公共機関 6. 略 7. 略 <u>8. ソフトバンク株式会社</u> (1) <u>電気通信施設の整備に関すること</u> (2) <u>災害時等における通信サービスの提供に関すること</u> (3) <u>被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること</u>	} → (追加)
第6 指定地方公共機関 3. 一般社団法人千葉県歯科医師会 (1) 略 (2) 歯科医師会と<u>医療機関及び歯科関係団体</u>との連絡調整に関すること。	

修 正 前	
震災編 第1章 総則 第4節 想定地震と被害想定 第2 被害想定	頁 震－17
(4) その他	
ア 指定避難所避難者数 ・建物被害による避難を要する者 . . . (略) ・建物被害による指定避難所避難者 . . . (略) ・断水による避難を要する者 . . . (略) ・断水による指定避難所避難者数 . . . (略) ・合計指定避難所避難者数 (②+④) . . . (略) ※指定避難所収容可能人数 . . . 64,332 人	

修 正 後	
修 正 理 由 避難所収容人数の修正	
(4) その他	
ア 指定避難所避難者数 ・建物被害による避難を要する者 . . . (略) ・建物被害による指定避難所避難者 . . . (略) ・断水による避難を要する者 . . . (略) ・断水による指定避難所避難者数 . . . (略) ・合計指定避難所避難者数 (②+④) . . . (略) ※指定避難所収容可能人数 . . . <u>64,237 人</u>	

修 正 前	
震災編 第 2 章 災害予防計画 第 2 節 防災知識の普及啓発 第 2 防災訓練の推進	頁 震－24
1. 総合防災訓練 (1) 訓練の実施時期 防災の日（9月1日）に実施する。	

修 正 後
修 正 理 由 訓練実施時期の修正
1. 総合防災訓練 (1) 訓練の実施時期 <u>市民、関係団体の参加に適切な時期</u> に実施する。

修 正 前		
震災編 第 2 章 災害予防計画 第 5 節 地震に強いまちづくり		頁 震－3 2～3 3
体 系	担 当	関係機関
第 1 市街地の不燃化・耐震化	都市部、市民生活部	
第 2 (略)	(略)	(略)
第 3 (略)	(略)	
第 4 ライフライン施設の耐震化	(略)	東京電力株式会社、野田ガス株式会社、千葉県エルピーガス協会、東日本電信電話株式会社、東武鉄道株式会社
第 1 市街地の不燃化・耐震化		
1. (略)		
2. (略)		
3. 既存建築物の耐震化		
(1) (略)		
(2) 公共施設の耐震化		
市有建築物の特定建築物については、平成 27 年度までに可能な限り全ての施設の耐震改修を行う。		
4. 生活空間の危険性の除去		
(3) 家具・大型家電の転倒防止		
市民生活部は、家具・大型家電の転倒による被害を未然に防ぐため、ホームページ、広報紙、防災イベントにおいて、家具・大型家電の転倒防止対策の重要性の啓発に努める。		

修 正 後		
修 正 理 由 耐震改修年度の時点修正及び新たな支援の開始に伴う修正		
体 系	担 当	関係機関
第 1 市街地の不燃化・耐震化	都市部、市民生活部、 保健福祉部	
第 2 (略)	(略)	(略)
第 3 (略)	(略)	
第 4 ライフライン施設の耐震化	(略)	東京電力パワーグリッド株式会社 、野田ガス株式会社、 一般社団法人千葉県 LP ガス協会 野田支部 、東日本電信電話株式会社、東武鉄道株式会社
第 1 市街地の不燃化・耐震化		
1. (略)		
2. (略)		
3. 既存建築物の耐震化		
(1) (略)		
(2) 公共施設の耐震化		
市有建築物の特定建築物については、平成 32 年度までに可能な限り全ての施設の耐震改修を行う。		
4. 生活空間の危険性の除去		
(3) 家具・大型家電の転倒防止		
市民生活部は、家具・大型家電の転倒による被害を未然に防ぐため、ホームページ、広報紙、防災イベントにおいて、家具・大型家電の転倒防止対策の重要性の啓発に努める。		
(4) 高齢者・障がい者への支援		
保健福祉部は、地震災害から高齢者及び障がい者の生命及び財産を守るため、支援を必要とする高齢者、障がい者世帯に家具転倒防止器具の取付けを行う。 ⇐ (追加)		

修 正 前	
震災編 第2章 災害予防計画 第7節 応急対策の環境整備 第1 備蓄・物流対策	頁 震－39～40
2. 行政備蓄の整備 (1) 市民生活部は、市役所、櫛のホール、いちいのホール、北・南コミュニティセンター、福田・東部・川間・関宿中部・関宿中央の各公民館、旧南部まめぼんの施設に設置してある備蓄倉庫（11箇所）に、備蓄品等の整備を図る。 (2) （略） (3) 県との情報の共有 県は、市長村の備蓄を補完し、災害応急活動を円滑に実施するため、中央防災センターほか県下10箇所及び県内10市町村に分散して物資等を備蓄している。 （略）	

修 正 後
修 正 理 由 備蓄倉庫の名称変更及び追加等に伴い修正を行うもの
2. 行政備蓄の整備 (1) 市民生活部は、市役所、櫛のホール、いちいのホール、北・南コミュニティセンター<u>及び福田公民館、東部公民館、川間公民館、二川公民館、関宿中央公民館に設置してある備蓄倉庫並びにみずき備蓄倉庫、三ツ堀備蓄倉庫及び瀬戸備蓄倉庫の計13箇所に、備蓄品の整備を図る。</u> (2) （略） (3) 県との情報の共有 県は、市長村の備蓄を補完し、災害応急活動を円滑に実施するため、中央防災センターほか県下<u>13</u>箇所及び県内10市町村に分散して物資等を備蓄している。 （略）

修 正 前	
震災編 第2章 災害予防計画 第7節 応急対策の環境整備 第2 救急・救護・保健衛生体制の整備	頁 震－40～41
2. 応急医療体制の整備 (1) 応急救護体制の整備 保健福祉部は、野田市医師会等との協議により応急救護所の設置場所を定める。 (2) 協力体制の構築 保健福祉部は、野田市医師会、野田健康福祉センター、日本赤十字社千葉県支部、救急病院等医療機関との相互協力体制を確立する。 (3) 医薬品等の確保 保健福祉部は、初動に必要な医薬品等を野田市医師会等と連携して備蓄配備を推進するとともに、災害時の調達手段も講じる。 市民生活部は、備蓄倉庫に救助資機材、担架、毛布等を備蓄する。	

修 正 後
修 正 理 由 医療救護活動の見直しに伴い修正を行うもの
2. 応急医療体制の整備 (1) 応急救護体制の整備 保健福祉部は、野田市医師会等との協議により医療救護所の設置場所を定める。 (2) 協力体制の構築 保健福祉部は、野田市医師会、野田健康福祉センター、日本赤十字社千葉県支部及び救急病院等医療機関との相互協力体制を確立する。また、保健福祉部は、医師会等と協議し応急医療活動を効果的に行うために必要な「災害時医療救護活動マニュアル」を策定する。 (3) 医薬品等の確保 保健福祉部は、災害時の応急医療救護活動において必要な医薬品について医療救護所を設置する医療機関に備蓄するほか、市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会等関係団体と協力し医薬品及び医療資器材の確保・供給体制の整備に努める。また、県が千葉県医薬品卸協同組合等と締結した災害協定に基づき、市内の医薬品等が不足した場合等に円滑に供給されるように、県への要請や市内の受入れ体制等の整備に努める。 市民生活部は、医療救護所を設置する医療機関に、医療救護所の設置に必要なテント、発電機及び防災用 MCA 無線機を整備するとともに、備蓄倉庫に毛布等を備蓄する。

修 正 前	
震災編 第2章 災害予防計画 第7節 応急対策の環境整備 第3 給水体制の整備	頁 震－4 1
1. 給水資器材の整備 水道部は、被災者への円滑な給水活動が行えるよう、給水用資器材の整備・充実を図る。 2. (略) 3. (略)	

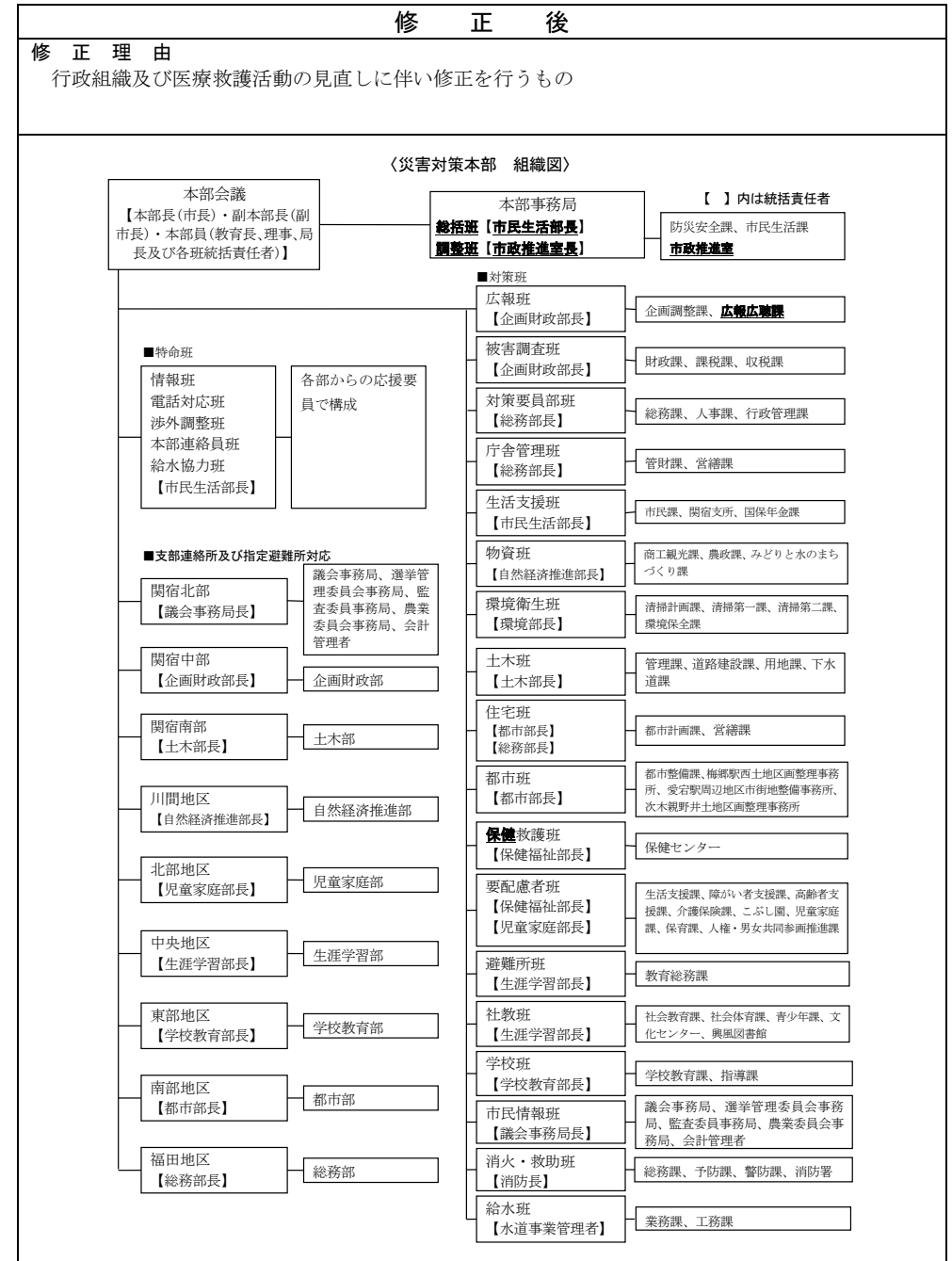
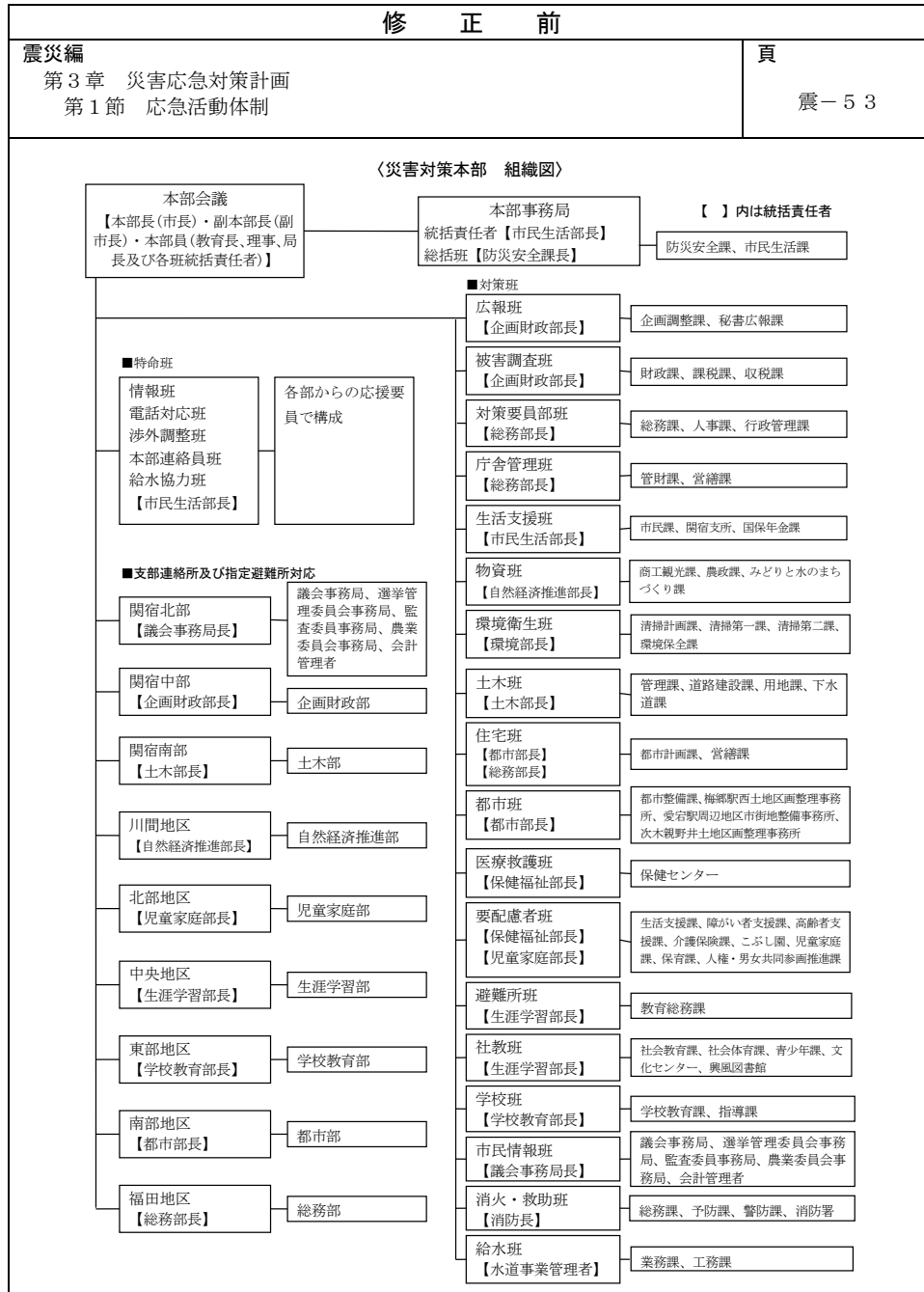
修 正 後
修 正 理 由 字句の修正
1. 給水資機材の整備 水道部は、被災者への円滑な給水活動が行えるよう、給水用資機材の整備・充実を図る。 2. (略) 3. (略)

修 正 前	
震災編 第2章 災害予防計画 第8節 避難行動要支援者の安全確保対策 第2 避難行動要支援者への対策	頁 震－46
4. 避難行動要支援者が円滑に避難を行うための措置 市は、大規模な地震の発生又は洪水その他による災害の発生が予測されるときは、防災行政無線（固定系）のほか、広報車、メール、ホームページの活用及びツイッター等様々な手段を確保し、避難準備情報（避難行動要支援者避難情報）等の緊急情報を提供する。 また、発令された避難準備情報（避難行動要支援者避難情報）等が避難行動要支援者を含めた住民全員に確実に届くよう、電話連絡、直接の訪問等地域ぐるみの情報伝達体制の整備を推進する。	

修 正 後
修 正 理 由 避難勧告等に関するガイドライン改定に伴い名称を変更するもの
4. 避難行動要支援者が円滑に避難を行うための措置 市は、大規模な地震の発生又は洪水その他による災害の発生が予測されるときは、防災行政無線（固定系）のほか、広報車、メール、ホームページ及びツイッター等様々な手段を確保し、避難準備・高齢者等避難開始等の緊急情報を提供する。 また、発令された避難準備・高齢者等避難開始等の緊急情報が避難行動要支援者を含めた住民全員に確実に届くよう、電話連絡、直接の訪問等地域ぐるみの情報伝達体制の整備を推進する。

修 正 前	
震災編 第3章 災害応急対策計画 第1節 応急活動体制 第3 災害対策本部の体制	頁 震－51
2. 災害対策本部の運営 (2) 本部会議 災害に関する応急対策及び必要な事項を協議するため本部会議を置く。本部会議は、本部長、副本部長、本部員で構成し、必要に応じ本部事務局員及び連絡員を出席させることができる。	

修 正 後
修 正 理 由 字句の修正
2. 災害対策本部の運営 (2) 本部会議 災害に関する応急対策及び必要な事項を協議するため本部会議を置く。本部会議は、本部長、副本部長、本部員 <u>(災害対策本部 組織図の統括責任者)</u> で構成し、必要に応じ本部事務局員及び連絡員を出席させることができる。



修 正 後			
修 正 理 由 行政組織の見直し及び避難勧告等に関するガイドライン改定に伴い事務分掌等を変更するもの			
〈災害対策本部 所掌事務〉			
■本部事務局			
班名	統括責任者	責任者	事務分掌
総括班	市民生活部長	防災安全課長	・災害対策本部の設置、運営及び閉鎖に関すること。 ◎本部会議に関すること。 ・本部長の命令及び指示の伝達等に関すること。 ・削除 ・国、県等への災害報告に関すること。 ◎気象予警報、地震情報等の収集伝達に関すること。 ・避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の発令に関すること。 ・防災行政無線の運用に関すること。 ◎支部連絡所からの情報の収集・伝達に関すること。 ◎帰宅困難者の把握及び支援に関すること。
		市民生活課長	・本部会議に関すること。 ・気象予警報、地震情報等の収集伝達に関すること。 ・支部連絡所からの情報の収集・伝達に関すること。 ・帰宅困難者の把握及び支援に関すること。
調整班	市政推進室長	指名による	・<u>本部会議の記録に関すること。</u> ・<u>本部長、副本部長の秘書に関すること。</u> ・<u>災害視察及び見舞いのための接遇に関すること。</u> ・<u>県、市町村、国、自衛隊、関係機関等への応援要請及び連絡調整に関すること。</u>

修 正 前			
震災編 第3章 災害応急対策計画 第1節 応急活動体制			頁 震－５５
■各対策班			
班名	統括責任者	責任者	事務分掌
広報班	企画財政部長	企画調整課長	◎本部事務局の応援及び本部会議の記録に関する こと。 ・災害広報（ホームページ、防災行政無線等）に 関すること。 ・報道機関との連絡調整及び記者発表に関するこ と。 ・義援金・寄付金の受入れに関すること。 ・災害視察及び見舞い者の接遇に関すること。
		秘書広報課長	・本部事務局の応援及び本部会議の記録に関する こと。 ◎災害広報（ホームページ、防災行政無線等）に 関すること。 ◎報道機関との連絡調整及び記者発表に関するこ と。 ・本部長及び副本部長の秘書に関すること。
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

修 正 後			
修 正 理 由 行政組織の見直しに伴い変更するもの			
■各対策班			
班名	統括責任者	責任者	事務分掌
広報班	企画財政部長	企画調整課長	◎ 削除 ・災害広報（ホームページ、防災行政無線等）に 関すること。 ・報道機関との連絡調整及び記者発表に関するこ と。 ・義援金・寄付金の受入れに関すること。 ・ 削除
		広報広聴 課長	・ 削除 ◎災害広報（ホームページ、防災行政無線等）に 関すること。 ◎報道機関との連絡調整及び記者発表に関するこ と。 ・ 削除
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

修 正 前			
震災編 第3章 災害応急対策計画 第1節 応急活動体制			頁 震－57
班 名	統括責任者	責任者	事務分掌
住宅班	都市部長 総務部長	都市計画課長	(略)
		営繕課長	(略)
都市班	都市部長	都市整備課長	(略)
		梅郷駅西土地地区画 整理事務所長	(略)
		愛宕駅周辺地区市 街地整備事務所長	(略)
		次木親野井土地 区画整理事務所長	(略)
医療救護班	保健福祉部長	保健 センター長	・ 応急医療救護及び助産に関すること。 ・ 医療資機材及び医薬品の確保に関すること。 ・ 被災者の健康管理に関すること。 ・ 防疫に関すること。
要配慮者班	保健福祉部長 児童家庭部長	生活支援課長	(略)
		障がい者支援課 長	(略)
		高齢者支援課長	(略)
		介護保険課長	(略)
		こぶし園長	(略)
		児童家庭課長	(略)
		保育課長	(略)
		人権・男女共同 参画推進課長	(略)

修 正 後			
修 正 理 由 医療救護活動の見直しに伴い修正を行うもの			
班 名	統括責任者	責任者	事務分掌
住宅班	都市部長 総務部長	都市計画課長	(略)
		営繕課長	(略)
都市班	都市部長	都市整備課長	(略)
		梅郷駅西土地地区画 整理事務所長	(略)
		愛宕駅周辺地区市 街地整備事務所長	(略)
		次木親野井土地 区画整理事務所長	(略)
<u>保健</u> 救護班	保健福祉部長	保健 センター長	・ 応急医療救護及び助産に関すること。 ・ 医療資機材及び医薬品の確保に関すること。 ・ 被災者の健康管理に関すること。 ・ 防疫に関すること。
要配慮者班	保健福祉部長 児童家庭部長	生活支援課長	(略)
		障がい者支援課 長	(略)
		高齢者支援課長	(略)
		介護保険課長	(略)
		こぶし園長	(略)
		児童家庭課長	(略)
		保育課長	(略)
		人権・男女共同 参画推進課長	(略)

修 正 前							
震災編 第3章 災害応急対策計画 第3節 災害広報 第1 災害時の広報	頁 震－67						
1. 市災害対策本部の広報 (1) 広報内容 広報内容は、次のとおりである。 <table border="1"> <tr> <td>災害発生直後の広報</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>応急活動時の広報</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>消火・救助班の広報</td><td> ア 火災の発生防止、初期消火に関すること イ 火災及び危険物施設被害の発生状況に関すること ウ 避難勧告又は避難指示の伝達に関すること エ その他民心安定を図るため必要な情報に関すること </td></tr> </table> (2) (略)		災害発生直後の広報	(略)	応急活動時の広報	(略)	消火・救助班の広報	ア 火災の発生防止、初期消火に関すること イ 火災及び危険物施設被害の発生状況に関すること ウ 避難勧告又は避難指示の伝達に関すること エ その他民心安定を図るため必要な情報に関すること
災害発生直後の広報	(略)						
応急活動時の広報	(略)						
消火・救助班の広報	ア 火災の発生防止、初期消火に関すること イ 火災及び危険物施設被害の発生状況に関すること ウ 避難勧告又は避難指示の伝達に関すること エ その他民心安定を図るため必要な情報に関すること						

修 正 後	
修 正 理 由 字句の修正	
1. 市災害対策本部の広報 (1) 広報内容 広報内容は、次のとおりである。	
災害発生直後の広報	(略)
応急活動時の広報	(略)
消火・救助の広報	ア 火災の発生防止 及び 初期消火に関すること イ 火災及び危険物施設被害の発生状況に関すること ウ 避難勧告又は避難指示の伝達に関すること エ その他民心安定を図るため必要な情報に関すること
(2) (略)	

修 正 前		
震災編 第3章 災害応急対策計画 第4節 災害派遣・応援要請		頁 震－69
項 目	担 当	関係機関
第1 自衛隊の災害派遣	総括班、対策要員部班	
第2 県・市町村等への要請	総括班、対策要員部班	
第3 消防の広域応援要請	総括班、消火・救助班	
(略)	(略)	
(略)	(略)	
(略)	(略)	
第1 自衛隊の災害派遣		
1. 災害派遣・撤収要請		
(1) 派遣要請の手続		
本部長は、人命又は財産の保護のため必要があると認めた場合、知事に対して自衛隊の災害派遣を要求する。		
ただし、緊急を要する場合において文書をもってすることができないときは、千葉県防災行政無線又は一般加入電話等により要請し、事後速やかに文書を送達する。		
また、緊急避難、人命救助の場合で事態が急迫し知事に依頼するいとまがないとき又は通信の途絶等により知事への依頼ができないときは、直接最寄りの駐屯地司令等の職にある部隊の長に通知し、事後所定の手続を速やかに行う。		
〈災害派遣要請の手続〉		
連 絡 先	県防災危機管理部防災危機管理課	
要請事項	ア 災害の情况及び派遣を要請する事由 イ 派遣を希望する期間 ウ 派遣を希望する区域及び活動内容 エ 連絡場所、連絡責任者、宿営地の状況等その他参考となるべき事項	

修 正 後

修 正 理 由

行政組織の見直しに伴う担当の変更及び字句の修正

項 目	担 当	関係機関
第 1 自衛隊の災害派遣	調整班、対策要員部班	
第 2 県・市町村等への要請	調整班、対策要員部班	
第 3 消防の広域応援要請	調整班、消火・救助班	
(略)	(略)	
(略)	(略)	
(略)	(略)	

第 1 自衛隊の災害派遣

1. 災害派遣・撤収要請

(1) 派遣要請の手続

本部長は、人命又は財産の保護のため必要があると認めた場合、知事に対して自衛隊の災害派遣を要求する。

ただし、緊急を要する場合において文書をもってすることができないときは、千葉県防災行政無線又は一般加入電話等により要請し、事後速やかに文書を送達する。

また、緊急避難**若しくは**人命救助の場合で事態が急迫し知事に依頼するいとまがないとき又は通信の途絶等により知事への依頼ができないときは、直接最寄りの駐屯地司令等の職にある部隊の長に通知し、事後所定の手続を速やかに行う。

〈災害派遣要請の手続〉

連 絡 先	県防災危機管理部 危機管理課
要請事項	ア 災害の情况及び派遣を要請する事由 イ 派遣を希望する期間 ウ 派遣を希望する区域及び活動内容 エ 連絡場所、連絡責任者、宿営地の状況等その他参考となるべき事項

修 正 前	
震災編 第3章 災害応急対策計画 第5節 消防・救助救急・危険物等対策 第2 救助救急活動	頁 震－77
1. 消防の活動 (2) 救急活動 消火・救助班は、負傷者を救急車にて救護所又は受入れ可能な病院に搬送する。 また、道路の被害等で救急車による搬送ができない場合は必要に応じ、千葉県ドクターヘリ、千葉市消防局、自衛隊のヘリコプターを要請する。 2. 警察の活動 (1) 救出、救護班の派遣 野田警察署長は、被害の程度に応じて、部隊を被災地域に派遣し、倒壊、埋没家屋等からの救出、救護及び避難に遅れた者の発見、救護に努める。 (2) 措置要領 警察の措置要領は以下のとおりである。 ア (略) イ (略) ウ (略) エ 救出した負傷者は、応急処置を施したのち、救急隊、救護班等に引き継ぐか、又は警察車両を使用し、速やかに医療機関に収容する。	

修 正 後
修 正 理 由 医療救護活動の見直しに伴い修正を行うもの
1. 消防の活動 (2) 救急活動 消火・救助班は、負傷者を救急車にて医療救護所又は受入れ可能な病院に搬送する。 また、道路の被害等で救急車による搬送ができない場合は必要に応じ、千葉県ドクターヘリ、千葉市消防局、自衛隊のヘリコプターを要請する。 2. 警察の活動 (1) 救出、救護活動 野田警察署長は、被害の程度に応じて、部隊を被災地域に派遣し、倒壊、埋没家屋等からの救出、救護及び避難に遅れた者の発見、救護に努める。 (2) 措置要領 警察の措置要領は以下のとおりである。 ア (略) イ (略) ウ (略) エ 救出した負傷者は、応急処置を施した後、救急隊、医療救護所に引き継ぐか、又は警察車両を使用し、速やかに医療機関に収容する。

修 正 前		
震災編 第3章 災害応急対策計画 第6節 医療救護・防疫活動		頁 震－80
項 目	担 当	関係機関
第1 応急医療救護	医療救護班、消火・救助班	野田市医師会、野田市歯科医師会、日本赤十字社千葉県支部野田地区、野田市薬剤師会、千葉県赤十字血液センター、野田健康福祉センター
第2 保健衛生活動	医療救護班、給水班	野田健康福祉センター
第3 防疫活動	医療救護班	野田健康福祉センター
第1 応急医療救護		
災害により、通常受けられる医療が受けられなくなった市民等に対して、地域における診療機能が一定程度回復するまでの間、救護所の設置や医療救護班等により診療等を行う。 1. 初動医療体制の整備 (1) 医療救護班の編成 医療救護班は、災害時において多数の傷病者が発生したとき又は医療機関の被害等によりその機能停止や対応ができなくなったとき、野田市医師会に対して野田市医師会対策本部の設置、医師会医療救護班の編成及び出動を要請する。 また、必要に応じて野田市歯科医師会長、日本赤十字社千葉県支部野田地区・分区長に医療救護班の派遣を要請する。 野田市医師会長は自ら必要と認めたときは、災害対策本部長の要請を待たずに、対策本部の設置、医療救護班の編成及び出動を行い、傷病者の医療救護活動にあたる。 (2) 災害派遣医療チーム（DMAT）の出動要請 市では医療救護活動が困難な場合は、県に対して県が組織する救護班の派遣、災害派遣医療チーム（DMAT）の出動を要請する。		

修 正 後		
修 正 理 由 医療救護活動の見直しに伴い修正を行うもの		
項 目	担 当	関係機関
第1 応急医療救護	保健 救護班、消火・救助班	野田市医師会、野田市歯科医師会、日本赤十字社千葉県支部野田 市 地区、野田市薬剤師会、千葉県赤十字血液センター、野田健康福祉センター
第2 保健衛生活動	保健 救護班、給水班	野田健康福祉センター
第3 防疫活動	保健 救護班	野田健康福祉センター
第1 応急医療救護		
災害により、通常受けられる医療が受けられなくなった市民等に対して、地域における診療機能が一定程度回復するまでの間、医療救護所の設置や野田市医師会により編成する医療救護班（以下「医療救護班」という。）等により診療等を行う。 1. 初動医療体制の整備 (1) 医療救護班の編成 災害対策本部は、災害時において多数の傷病者が発生したとき又は医療機関の被害等によりその機能停止や対応ができなくなったとき、野田市医師会に対して野田市医師会災害医療救護対策本部（以下「災害医療救護対策本部」という。）の設置、医療救護班の編成及び出動を要請する。 また、必要に応じて野田市歯科医師会長、日本赤十字社千葉県支部野田市地区長に医療救護班への派遣を要請する。 野田市医師会長は自ら必要と認めたときは、災害対策本部長の要請を待たずに、災害医療救護対策本部を設置、医療救護班の編成及び出動を行い、傷病者の医療救護活動に当たる。 (2) 災害派遣医療チーム（DMAT）の出動要請 市では医療救護活動が困難な場合は、県に対して県が組織する医療救護班の派遣、災害派遣医療チーム（DMAT）の出動を要請する。		

修 正 前	
震災編 第3章 災害応急対策計画 第6節 医療救護・防疫活動 第1 応急医療救護	頁 震－80～81
1. 初動医療体制の整備 (3) 救護所の設置 医療救護班は、医療救護活動を実施するため、必要に応じて支部連絡所に救護所を設置し、医療用資機材、電源、テント等、応急医療に必要な資機材を搬送する。 〈救護所での救護班の活動〉 ア 傷病者に対する応急措置 イ 傷病者の緊急度の判定と、後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定（医師等によるトリアージの実施） ウ 軽傷患者等に対する医療 エ 指定避難所等での医療 オ 助産救護	

修 正 後
修 正 理 由 医療救護活動の見直しに伴い修正を行うもの
1. 初動医療体制の整備 (3) <u>医療救護所の設置</u> <u>災害対策本部は、応急医療救護活動を行うため野田市医師会及び関係医療機関の協力を得てテント等を設営し医療救護所を設置する。医療救護所の設置は、あらかじめ定める次の医療救護所から被害の状況等により災害医療救護対策本部と協議して選定する。</u> <u>医療救護班は、医療救護所において、傷病者の緊急度判定（トリアージ）及び応急措置並びに軽症者に対する医療を行い、必要に応じ後方医療機関への転送を指示する。</u> <u>なお、市に災害救助法が適用され、県医療救護班が派遣された場合は、県災害医療本部の指示による。</u> <u>〈医療救護所〉</u> ① 医療法人社団福聚会 東葛飾病院（中戸 13） ② 医療法人社団真療会 野田病院（中里 1554-1） ③ 医療法人社団圭春会 小張総合病院（横内 29-1） ④ キッコーマン総合病院（宮崎 100） ⑤ 医療法人社団喜晴会 野田中央病院（二ツ塚 148）

修 正 前		頁
震災編 第3章 災害応急対策計画 第6節 医療救護・防疫活動 第1 応急医療救護		震－81
3. 医薬品・医療器具の確保		
(1) 医薬品・医療器具の確保		
医療救護班は、応急医療救護のための医薬品・医療器具を、野田市薬剤師会、薬品業者、薬局等から調達する。確保が困難な場合は、県を通じて薬品業者、他医療機関等に要請する。		
災害当初は、医師、歯科医師等が携行した医薬品を使用する。飲料水、洗浄のための水の供給は、給水班に要請する。		
(2) 血液等の確保		
医療救護班は、輸血用の血液及び血液製剤が必要なときは、県を通じて千葉県赤十字血液センターに供給を依頼する。		
4. 後方医療体制		
消防・救助班は、救護所等で対応できないときは、後方医療施設に搬送する。		
〈後方医療機関〉		
区 分		名 称（隣接ヘリコプター離着陸場）
災害医療協力病院		キッコーマン総合病院、小張総合病院、野田病院
災害拠点病院	基幹災害医療センター	日本医大千葉北総病院（専用臨時ヘリポート）
	地域災害医療センター	東京慈恵医大付属柏病院
		（柏市大堀川防災レクリエーション公園） 国保松戸市立病院（松戸市運動公園陸上競技場）
5. 搬送体制		
救出現場から救護所までの重症者の搬送は、消火・救助班が救急車等により搬送する。後方医療機関又は県外の医療機関までの搬送は、救急車、ヘリコプター等により行う。		
軽症者の搬送は、自主防災組織、事業所等が協力して行う。		
6. （略）		

修 正 後												
修 正 理 由												
医療救護活動の見直しに伴い修正を行うもの												
3. 医薬品・医療器具の確保												
(1) 医薬品・医療器具の確保												
医療救護活動に必要な医薬品及び資器材（以下「医療資器材等」という。）については、原則として医薬品は医療救護所となる医療機関に配置する市による備蓄品を使用するものとし、資器材は医療機関が保有するものを使用する。												
また、県により編成される医療救護班等は、原則として自己が携行した医療資器材等を使用する。												
保健救護班は、災害対策本部を通じ患部の洗浄等のために必要な水の供給を給水班に要請する。												
なお、医療資器材等に不足が生じた時は県の備蓄品等の供給を要請するほか、医療資器材等取扱業者及び市内各医療機関等に協力を要請して調達に努める。												
(2) 血液等の確保												
保健救護班は、輸血用の血液及び血液製剤が必要なときは、県を通じて千葉県赤十字血液センターに供給を依頼する。												
4. 後方医療体制												
消防・救助班は、医療救護所等では対応できないときは、後方医療施設に搬送する。												
〈後方医療機関〉												
<table><tr><th colspan="2">区 分</th><th>名 称（隣接ヘリコプター離着陸場）</th></tr><tr><td colspan="2">災害医療協力病院</td><td>キッコーマン総合病院、小張総合病院、野田病院</td></tr><tr><td rowspan="2">災害拠点病院</td><td>基幹災害医療センター</td><td>日本医大千葉北総病院（専用臨時ヘリポート）</td></tr><tr><td>地域災害医療センター</td><td>東京慈恵医大付属柏病院 （柏市大堀川防災レクリエーション公園） 国保松戸市立病院（松戸市運動公園陸上競技場）</td></tr></table>		区 分		名 称（隣接ヘリコプター離着陸場）	災害医療協力病院		キッコーマン総合病院、小張総合病院、野田病院	災害拠点病院	基幹災害医療センター	日本医大千葉北総病院（専用臨時ヘリポート）	地域災害医療センター	東京慈恵医大付属柏病院 （柏市大堀川防災レクリエーション公園） 国保松戸市立病院（松戸市運動公園陸上競技場）
区 分		名 称（隣接ヘリコプター離着陸場）										
災害医療協力病院		キッコーマン総合病院、小張総合病院、野田病院										
災害拠点病院	基幹災害医療センター	日本医大千葉北総病院（専用臨時ヘリポート）										
	地域災害医療センター	東京慈恵医大付属柏病院 （柏市大堀川防災レクリエーション公園） 国保松戸市立病院（松戸市運動公園陸上競技場）										
5. 搬送体制												
救出現場から医療救護所までの重症者の搬送は、消火・救助班が救急車等により搬送する。後方医療機関又は県外の医療機関までの搬送は、救急車、ヘリコプター等により行う。												
軽症者の搬送は、自主防災組織、事業所等が協力して行う。												
6. （略）												

修 正 前	
震災編 第3章 災害応急対策計画 第6節 医療救護・防疫活動 第3 防疫活動	頁 震－82
1. 防疫体制の確立 医療救護班は、県と協力して防疫活動を行う。また、被災者に対し防疫について広報活動を行う。 2. 防疫活動 (1) 検病調査及び健康診断 野田健康福祉センターは、医師会、医療救護班等関係機関の協力を得て指定避難所等において検病調査及び健康診断を実施する。 (2) 消毒の実施 医療救護班は、災害により感染症が発生し、又は発生のおそれのある地域の消毒を行う。 防疫用資機材・薬剤は業者等から調達し、自治会及び自主防災組織等を通じて薬品を配布し自主的に散布するよう指導を行う。 また、防疫用薬剤の不足が見込まれる場合は、県に対して、薬剤の供給の支援を要請する。 (3) 感染症患者への措置 (略) (4) 報告 医療救護班は、感染症の発生状況や防疫活動の状況等を随時、野田健康福祉センターに報告する。	

修 正 後
修 正 理 由 医療救護活動の見直しに伴い修正を行うもの
1. 防疫体制の確立 医療保健救護班は、県と協力して防疫活動を行う。また、被災者に対し防疫について広報活動を行う。 2. 防疫活動 (1) 検病調査及び健康診断 野田健康福祉センターは、医師会 及び保健 救護班等関係機関の協力を得て指定避難所等において検病調査及び健康診断を実施する。 (2) 消毒の実施 医療保健救護班は、災害により感染症が発生し、又は発生のおそれのある地域の消毒を行う。 防疫用資機材・薬剤は業者等から調達し、自治会及び自主防災組織等を通じて薬品を配布し自主的に散布するよう指導を行う。 また、防疫用薬剤の不足が見込まれる場合は、県に対して、薬剤の供給の支援を要請する。 (3) 感染症患者への措置 (略) (4) 報告 医療保健救護班は、感染症の発生状況や防疫活動の状況等を随時、野田健康福祉センターに報告する。

修 正 前		
震災編 第3章 災害応急対策計画 第7節 避難対策 第1 避難活動		頁 震－83
1. 避難勧告・指示等の発令 (1) 避難勧告・指示等の発令 本部長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを勧告し、緊急を要すると認めるときは避難のための立ち退きを指示する。 また、避難勧告・指示に先立ち、市民等の避難準備と避難行動要支援者等の避難開始を促すため「避難準備情報」を伝達する。 〈避難の種類及び発令基準の目安〉		
種 類	内 容	基準の目安
避難準備情報	避難勧告・指示が発令されたときに、いつでも避難できるような体制をとること。要援護者等、特に避難行動に時間を要する者は、避難行動を開始	① 火災が拡大するおそれがあるとき ② 同時多発の火災が延焼拡大し、人命に及ぼす危険性が著しく大きいと予測された場合、又はガスの流出拡散により、広域的に人命危険が予測されるとき ③ 建物倒壊の発生ないしは倒壊のおそれ大きい地区があるとき ④ その他、市民の生命又は身体を保護するため必要と認めるとき
避難勧告	危険区域の市民等が避難すること	
避難指示	危険の切迫性があり緊急的に避難すること。まだ避難していない対象市民等は、直ちに避難行動に移る	

修 正 後		
修 正 理 由 避難勧告等に関するガイドライン改定に伴い名称を変更するもの		
1. 避難勧告・指示等の発令 (1) 避難勧告・指示等の発令 本部長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを勧告し、緊急を要すると認めるときは避難のための立ち退きを指示する。 また、避難勧告・指示に先立ち、市民等の避難準備と避難行動要支援者等の避難開始を促すため「 <u>避難準備・高齢者等避難開始</u> 」を伝達する。 〈避難の種類及び発令基準の目安〉		
種 類	内 容	基準の目安
<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>	避難勧告・指示が発令されたときに、いつでも避難できるような体制をとること。特に避難行動に時間を要する者は、避難行動を開始	① 火災が拡大するおそれがあるとき ② 同時多発の火災が延焼拡大し、人命に及ぼす危険性が著しく大きいと予測された場合、又はガスの流出拡散により、広域的に人命危険が予測されるとき ③ 建物倒壊の発生ないしは倒壊のおそれ大きい地区があるとき ④ その他、市民の生命又は身体を保護するため必要と認めるとき
避難勧告	危険区域の市民等が避難すること	
<u>避難指示（緊急）</u>	危険の切迫性があり緊急的に避難すること。まだ避難していない対象市民等は、直ちに避難行動に移る	

修 正 前											
震災編 第3章 災害応急対策計画 第7節 避難対策 第2 支部連絡所の開設及び役割		頁 震－86									
1. 開設の決定 支部連絡所の担当は、災害対策本部からの指令に基づき、支部連絡所の開設を行う。 ただし、災害対策本部からの指令がなくとも、勤務時間内で必要があると自主的に判断されたときは、施設の管理者が施設の安全を確認した上で開設する。 2. 開場及び担当 支部連絡所の開場及び担当は、次のとおりとする。 <table border="1"> <tr> <td>開場・担当</td><td>平日・昼間（勤務時間内）に災害が発生した場合</td><td>夜間・休日（勤務時間外）に災害が発生した場合</td></tr> <tr> <td>支部連絡所の開場</td><td>出勤している施設の管理者が開場</td><td>指定された市の参集職員が開場</td></tr> <tr> <td>支部連絡所の担当</td><td>各部で指定された地域を担当</td><td>発災から3日目までは指定された参集職員 4日目以降は、各部で指定された地域を担当</td></tr> </table> ＜支部連絡所一覧＞ （略）			開場・担当	平日・昼間（勤務時間内）に災害が発生した場合	夜間・休日（勤務時間外）に災害が発生した場合	支部連絡所の開場	出勤している施設の管理者が開場	指定された市の参集職員が開場	支部連絡所の担当	各部で指定された地域を担当	発災から3日目までは指定された参集職員 4日目以降は、各部で指定された地域を担当
開場・担当	平日・昼間（勤務時間内）に災害が発生した場合	夜間・休日（勤務時間外）に災害が発生した場合									
支部連絡所の開場	出勤している施設の管理者が開場	指定された市の参集職員が開場									
支部連絡所の担当	各部で指定された地域を担当	発災から3日目までは指定された参集職員 4日目以降は、各部で指定された地域を担当									

修 正 後											
修 正 理 由 支部連絡所の開設基準等の修正に伴う字句の修正を行うもの											
1. 開設の決定 支部連絡所の担当は、災害対策本部からの指令に基づき、支部連絡所の開設を行う。 ただし、災害対策本部からの指令がなくとも、勤務時間内で必要があると自主的に判断されたときは、施設の管理者又は職員が施設の安全を確認した上で開設する。 2. 開場及び担当 支部連絡所の開場及び担当は、次のとおりとする。 <table border="1"> <tr> <td>開場・担当</td><td>施設が開いている時間（勤務時間内）に震度5強以上の地震が発生した場合</td><td>施設が閉まっている時間（勤務時間外）に震度5強以上の地震が発生した場合</td></tr> <tr> <td>支部連絡所の開場</td><td>出勤している施設の管理者又は職員が開場</td><td>指定された市の参集職員が開場</td></tr> <tr> <td>支部連絡所の担当</td><td>各部で指定された地域を担当</td><td>発災から3日目までは指定された参集職員 4日目以降は、各部で指定された地域を担当</td></tr> </table> ＜支部連絡所一覧＞ （略）			開場・担当	施設が開いている時間 （勤務時間内）に 震度5強以上の地震 が発生した場合	施設が閉まっている時間 （勤務時間外）に 震度5強以上の地震 が発生した場合	支部連絡所の開場	出勤している施設の管理者 又は職員 が開場	指定された市の参集職員が開場	支部連絡所の担当	各部で指定された地域を担当	発災から3日目までは指定された参集職員 4日目以降は、各部で指定された地域を担当
開場・担当	施設が開いている時間 （勤務時間内）に 震度5強以上の地震 が発生した場合	施設が閉まっている時間 （勤務時間外）に 震度5強以上の地震 が発生した場合									
支部連絡所の開場	出勤している施設の管理者 又は職員 が開場	指定された市の参集職員が開場									
支部連絡所の担当	各部で指定された地域を担当	発災から3日目までは指定された参集職員 4日目以降は、各部で指定された地域を担当									

修 正 前		
震災編 第3章 災害応急対策計画 第7節 避難対策 第3 指定避難所の開設及び運営		頁 震－87
1. 開設の決定 災害対策本部からの指令に基づき、指定避難所の開設を行う。 ただし、災害対策本部からの指令がなくとも、勤務時間内で避難の必要があると自主的に判断されたときは、避難施設の管理者が施設の安全を確認した上で避難者の受入れを行う。		
2. 開場及び担当 指定避難所の開場及び担当は、次のとおりとする。		
開場・担当	平日・昼間（勤務時間内） に災害が発生した場合	夜間・休日（勤務時間外） に災害が発生した場合
指定避難所の開場	出勤している避難施設の管理者が開場	指定された市の参集職員が開場 ※職員の被災や災害状況に伴い参集が遅延する場合、小中学校の体育館においては、自主防災組織や自治会が開場
指定避難所の担当	各部署で指定された地域を担当	発災から3日目までは指定された参集職員 4日目以降は、各部署で指定された地域を担当

修 正 後		
修 正 理 由 指定避難所の開設基準等の修正に伴う字句の修正を行うもの		
1. 開設の決定 災害対策本部からの指令に基づき、指定避難所の開設を行う。 ただし、災害対策本部からの指令がなくとも、勤務時間内で避難の必要があると自主的に判断されたときは、避難施設の管理者 又は職員 が施設の安全を確認した上で避難者の受入れを行う。		
2. 開場及び担当 指定避難所の開場及び担当は、次のとおりとする。		
開場・担当	施設が開いている時間 （勤務時間内）に 震度5強以上の地震 が発生した場合	施設が閉まっている時間 （勤務時間外）に 震度5強以上の地震 が発生した場合
指定避難所の開場	出勤している 施設 の管理者 又は職員 が開場	指定された市の参集職員が開場 ※職員の被災や災害状況に伴い参集が遅延する場合、小中学校の体育館においては、自主防災組織や自治会が開場
指定避難所の担当	各部署で指定された地域を担当	発災から3日目までは指定された参集職員 4日目以降は、各部署で指定された地域を担当

修 正 前																				
震災編 第 3 章 災害応急対策計画 第 1 3 節 学校等における児童・生徒等の安全対策		頁 震－1 0 2																		
<table><tr><th>項 目</th><th>担 当</th><th>関係機関</th></tr><tr><td>第 1 災害発生時の対応</td><td>学校班、要配慮者班</td><td></td></tr><tr><td>第 2 応急教育</td><td>学校班、市民情報班、医療救護班、避難所班</td><td></td></tr><tr><td>第 3 応急保育</td><td>要配慮者班</td><td></td></tr><tr><td>第 4 社会教育施設の対策</td><td>社教班</td><td></td></tr><tr><td>第 5 文化財の確認</td><td>社教班</td><td></td></tr></table> 第 2 応急教育 2. 応急教育 (1) (略) (2) 健康管理 校内における児童・生徒等の救護は、原則として当該学校医、養護教諭等があたる。学校長等は、清掃、飲料水等の衛生に留意する。 医療救護班は、災害の状況により、被災した学校等の教職員及び児童・生徒等に対し感染症予防接種並びに健康診断、心のケアについて、学校医及び関係機関等と協議し実施する。 (3) (略) (4) (略) (5) (略)			項 目	担 当	関係機関	第 1 災害発生時の対応	学校班、要配慮者班		第 2 応急教育	学校班、市民情報班、医療救護班、避難所班		第 3 応急保育	要配慮者班		第 4 社会教育施設の対策	社教班		第 5 文化財の確認	社教班	
項 目	担 当	関係機関																		
第 1 災害発生時の対応	学校班、要配慮者班																			
第 2 応急教育	学校班、市民情報班、医療救護班、避難所班																			
第 3 応急保育	要配慮者班																			
第 4 社会教育施設の対策	社教班																			
第 5 文化財の確認	社教班																			

修 正 後																				
修 正 理 由 医療救護活動の見直しに伴い修正を行うもの																				
<table><tr><th>項 目</th><th>担 当</th><th>関係機関</th></tr><tr><td>第 1 災害発生時の対応</td><td>学校班、要配慮者班</td><td></td></tr><tr><td>第 2 応急教育</td><td>学校班、市民情報班、保健救護班、避難所班</td><td></td></tr><tr><td>第 3 応急保育</td><td>要配慮者班</td><td></td></tr><tr><td>第 4 社会教育施設の対策</td><td>社教班</td><td></td></tr><tr><td>第 5 文化財の確認</td><td>社教班</td><td></td></tr></table> 第 2 応急教育 2. 応急教育 (1) (略) (2) 健康管理 校内における児童・生徒等の救護は、原則として当該学校医、養護教諭等が当たる。学校長等は、清掃、飲料水等の衛生に留意する。 保健救護班は、災害の状況により、被災した学校等の教職員及び児童・生徒等に対し感染症予防接種並びに健康診断、心のケアについて、学校医及び関係機関等と協議し実施する。 (3) (略) (4) (略) (5) (略)			項 目	担 当	関係機関	第 1 災害発生時の対応	学校班、要配慮者班		第 2 応急教育	学校班、市民情報班、 保健 救護班、避難所班		第 3 応急保育	要配慮者班		第 4 社会教育施設の対策	社教班		第 5 文化財の確認	社教班	
項 目	担 当	関係機関																		
第 1 災害発生時の対応	学校班、要配慮者班																			
第 2 応急教育	学校班、市民情報班、 保健 救護班、避難所班																			
第 3 応急保育	要配慮者班																			
第 4 社会教育施設の対策	社教班																			
第 5 文化財の確認	社教班																			

修 正 前			
震災編 第3章 災害応急対策計画 第19節 災害救助法の適用 第1 災害救助法の適用基準			頁 震－１１７
１．災害救助法の適用基準 災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条第1項の第1号から第4号までの規定による。本市における具体的適用基準は、次のとおりである。			
〈災害救助法の適用基準〉			
	指標となる被害項目	適用の基準	該当条項
住家等への被害が生じた場合	市内の住家が滅失した世帯の数	100 以上	第1条第1項第1号
	県内の住家が滅失した世帯の数	2,500 以上	第1条第1項第2号
	そのうち市内の住家が滅失した世帯の数	50 以上	
	県内の住家が滅失した世帯の数	12,000 以上	第1条第1項第3号前段
	そのうち市内の住家が滅失した世帯の数	多 数	
	災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする厚生労働省令で定める特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したものであること。	多 数	第1条第1項第3号後段
生命・身体への危害が生じた場合	災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。	知事が厚生労働大臣と協議	基準省令第1条※
	多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、厚生労働省令※で定める基準に該当するとき。		第1条第1項第4号
	災害が発生し又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。		基準省令第2条第1項第1号※
	災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出に特殊の技術を必要とすること。		基準省令第2条第1項第2号※
※災害救助法施行令第1条第1項第3号の厚生労働省令で定める特別の事情及び同項第4号の厚生労働省令で定める基準を定める省令			

修 正 後			
修 正 理 由 字句の修正			
１．災害救助法の適用基準 災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条第1項の第1号から第4号までの規定による。本市における具体的適用基準は、次のとおりである。			
〈災害救助法の適用基準〉			
	指標となる被害項目	適用の基準	該当条項
住家等への被害が生じた場合	市内の住家が滅失した世帯の数	100 以上	第1条第1項第1号
	県内の住家が滅失した世帯の数	2,500 以上	第1条第1項第2号
	そのうち市内の住家が滅失した世帯の数	50 以上	
	県内の住家が滅失した世帯の数	12,000 以上	第1条第1項第3号前段
	災害が隔絶した地域に発生したものである等被災害者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したものであること。		第1条第1項第3号後段
	被災害者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災害者の救出について特殊の技術を必要とすること。		内閣府令第1条※
生命・身体への危害が生じた場合	多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令※で定める基準に該当するとき。		第1条第1項第4号
	災害が発生し又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。		内閣府令第2条第1項第1号※
	被災害者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災害者の救出について特殊の技術を必要とすること。		内閣府令第2条第1項第2号※
※災害救助法施行令第1条第1項第3号の内閣府令で定める特別の事情等を定める内閣府令			

修 正 前	
震災編 第3章 災害応急対策計画 第19節 災害救助法の適用 第2 災害救助法の適用手続	頁 震－118
(1) 市域の災害が、災害救助法の適用基準のいずれかに該当する又は該当する見込みがある場合、本部長は直ちにその旨を知事に報告（野田健康福祉センター経由）する。 (2) （略）	

修 正 後
修 正 理 由 字句の修正
(1) 市域の災害が、災害救助法の適用基準のいずれかに該当する又は該当する見込みがある場合、本部長は直ちにその旨を <u>知事（本部事務局経由）</u> に報告する。 (2) （略）

修 正 前	
震災編 附編 第3章 警戒宣言発令に伴う対応措置 第7節 学校・病院・社会福祉施設対策 第2 病院対策	頁 震－152
警戒宣言が発せられた場合の医療体制は、次の事項を基本方針とする。 医療救護班は民間医療機関に対し、医師会を通じて県立病院に準じた対応を要請する。 (1) (略) (2) (略) (3) (略) (4) (略) (5) (略) (6) (略)	

修 正 後
修 正 理 由 医療救護活動の見直しに伴い修正を行うもの
警戒宣言が発せられた場合の医療体制は、次の事項を基本方針とする。 保健 救護班は民間医療機関に対し、医師会を通じて県立病院に準じた対応を要請する。 (1) (略) (2) (略) (3) (略) (4) (略) (5) (略) (6) (略)

修 正 前	
震災編 附編 第3章 警戒宣言発令に伴う対応措置 第9節 救護救援・防疫・保健活動対策	頁 震－１５５
第２ 救護救援対策	
医療救護班は、医師会に対して、連絡体制の確保、発災後の負傷者等への対応に向けた準備を要請する。	
第３ 防疫対策	
医療救護班は、野田健康福祉センターの指示により次の体制を整える。 (1) (略) (2) (略)	
第４ 保健活動対策	
医療救護班は、災害による健康被害を最小限にとどめ早期回復を図るため、保健活動を次のとおり推進する。 (1) (略) (2) 避難者の健康管理及び要支援者への処遇調整を行う。 (3) (略) (4) (略)	

修 正 後
修 正 理 由 医療救護活動の見直し及び字句の修正
第１ 救護救援対策
保健 救護班は、医師会に対して、連絡体制の確保、発災後の負傷者等への対応に向けた準備を要請する。
第２ 防疫対策
保健 救護班は、野田健康福祉センターの指示により次の体制を整える。 (1) (略) (2) (略)
第３ 保健活動対策
保健 救護班は、災害による健康被害を最小限にとどめ早期回復を図るため、保健活動を次のとおり推進する。 (1) (略) (2) 避難者の健康管理及び 要配慮者 への処遇調整を行う。 (3) (略) (4) (略)

修 正 前	
風水害編 第1章 総則 第2節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	頁 風－8
第5 指定公共機関 6. (略) 7. (略) 第6 指定地方公共機関 3. 一般社団法人千葉県歯科医師会 (1) 略 (2) 歯科医師会と医療機関との連絡調整に関する事	

修 正 後
修 正 理 由 指定公共機関の追加及び指定地方公共機関の関係団体の追加
《企業等団体の名称の整理》 第5 指定公共機関 6. (略) 7. (略) 8. ソフトバンク株式会社 (1) <u>電気通信施設の整備に関する事</u> (2) <u>災害時等における通信サービスの提供に関する事</u> (3) <u>被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関する事</u> → (追加) 第6 指定地方公共機関 3. 一般社団法人千葉県歯科医師会 (1) 略 (2) 歯科医師会と医療機関及び歯科関係団体との連絡調整に関する事。

修 正 前				
風水害編 第3章 災害応急対策計画 第1節 災害応急活動体制 第1 市の防災体制の確立				頁 風－21
1. 防災体制 本市の防災体制は、次のとおりである。				
配備体制		配備基準	配備人員	備考(水防計画)
災害対策本部設置前 警戒配備体制	第1配備	次の条件の1以上が該当し市長が必要と認めたとき (1) 大雨注意報が発表されたとき (2) 洪水注意報が発表されたとき	・防災安全課防災担当職員 ・統括指揮官(建設局長)が指定する必要な職員	水防注意体制
	第2配備	次の条件の1以上が該当し市長が必要と認めたとき (1) 大雨警報が発表されたとき (2) 洪水警報が発表されたとき (3) 暴風警報が発表されたとき (4) 土砂災害警戒情報が発表されたとき	・防災安全課職員 ・統括指揮官(建設局長)が指定する必要な職員	水防警戒体制

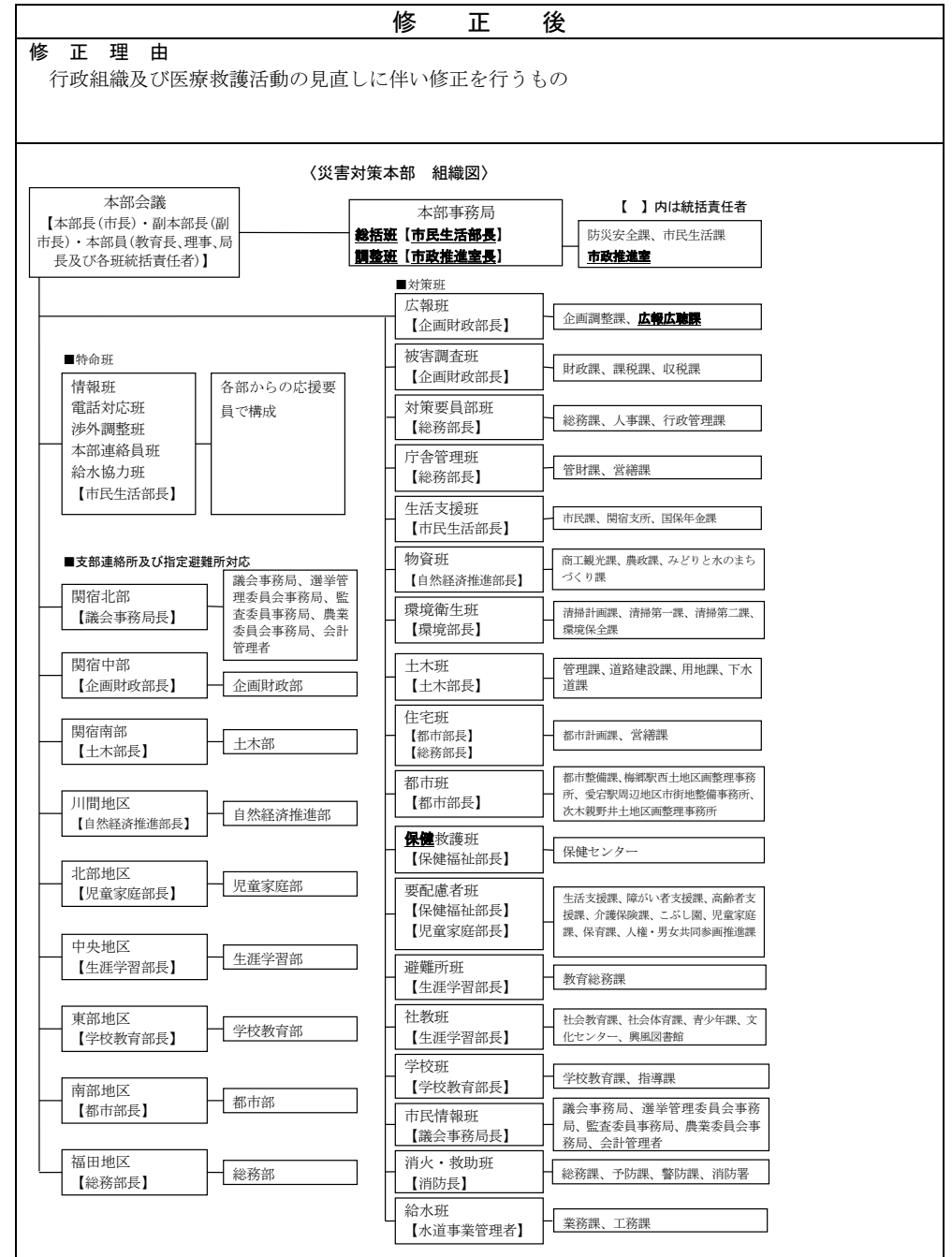
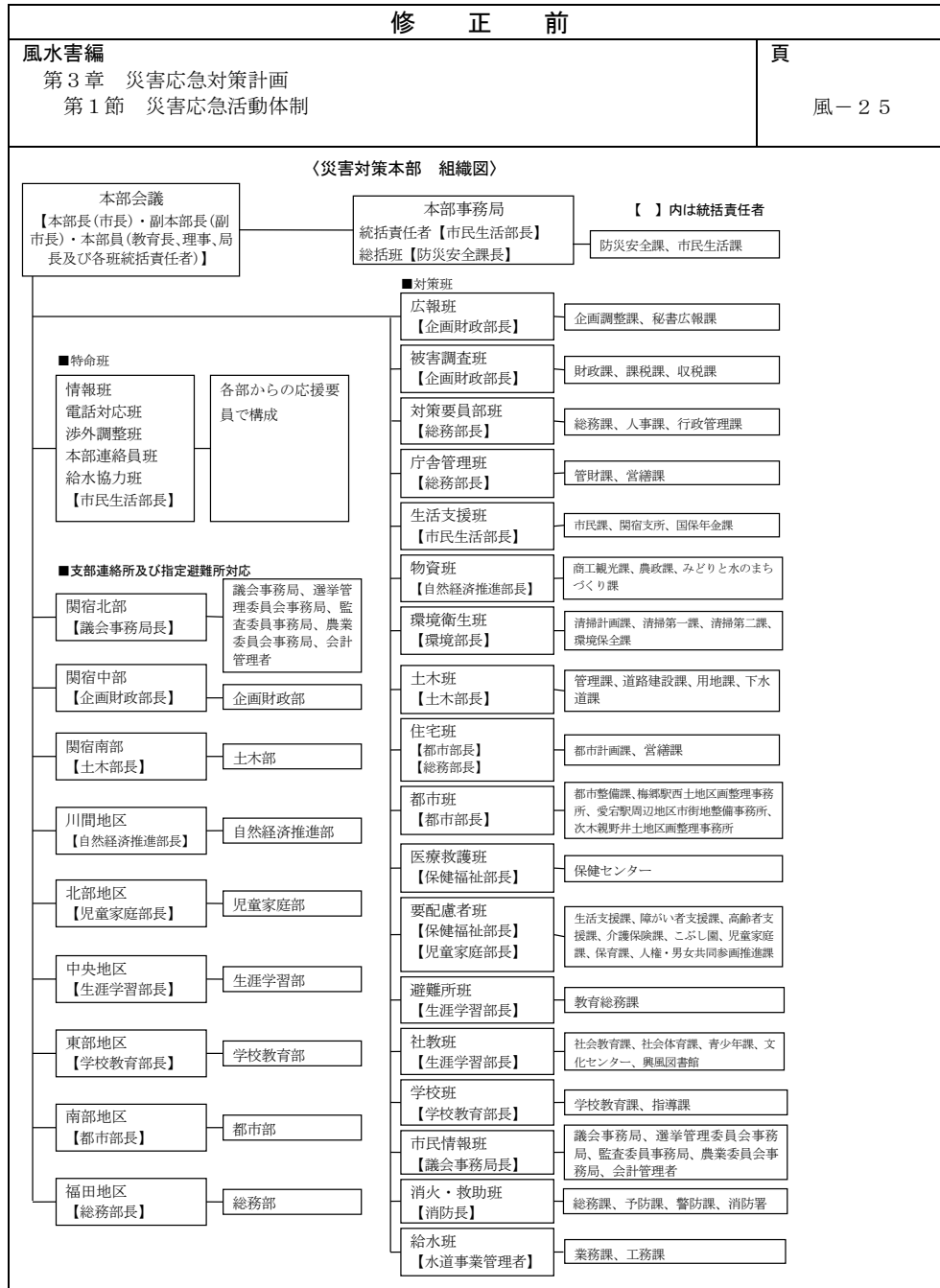
修 正 後				
修 正 理 由 水防計画に基づき配置基準の修正を行うもの				
1. 防災体制 本市の防災体制は、次のとおりである。				
配備体制		配備基準	配備人員	備考(水防計画)
災害対策本部設置前 警戒配備体制	第1配備	次の条件の1以上が該当し市長が必要と認めたとき (1) 大雨注意報が発表されたとき (2) 洪水注意報が発表されたとき <u>(3) 利根川又は江戸川氾濫注意情報が発表されたとき</u>	・防災安全課防災担当職員 ・統括指揮官(建設局長)が指定する必要な職員	水防注意体制
	第2配備	次の条件の1以上が該当し市長が必要と認めたとき (1) 大雨警報が発表されたとき (2) 洪水警報が発表されたとき (3) 暴風警報が発表されたとき (4) 土砂災害警戒情報が発表されたとき <u>(5) 利根川又は江戸川氾濫警戒情報が発表されたとき</u>	・防災安全課職員 ・統括指揮官(建設局長)が指定する必要な職員	水防警戒体制

修 正 前				
風水害編 第3章 災害応急対策計画 第1節 災害応急活動体制 第1 市の防災体制の確立				頁 風－21
配備体制		配備基準	配備人員	備考(水防計画)
災害対策本部設置後 非常配備体制	第1配備	(1) 次の条件の1以上が該当するとき ア 市内に特別警報(大雨、暴風、暴風雪、大雪)が発表され、本部長が必要と認めたとき イ 市域に局地的災害が発生したとき及び予想されるとき ウ はん濫注意情報の発表が見込まれるとき (2) その他の状況により本部長が必要と認めたとき	・3分の1の職員で対応	災害対策本部へ移行
	第2配備	(1) 次の条件の1以上が該当するとき ア 市域の広範囲で災害が発生したとき及び予想されるとき イ はん濫警戒情報が発表されたとき (2) その他の状況により本部長が必要と認めたとき	・2分の1の職員で対応	
	第3配備	(1) 次の条件の1以上が該当するとき ア 全市域で災害が発生したとき及び予想されるとき イ はん濫危険情報が発表されたとき及び発表が予想されるとき ウ 災害救助法の適用規模の被害が発生したとき及び予想されるとき (2) その他の状況により本部長が必要と認めたとき	・全職員で対応	

修 正 後				
修 正 理 由				
水防計画及び避難勧告ガイドラインとの整合を図り修正を行うもの				
配備体制		配備基準	配備人員	備考(水防計画)
災害対策本部設置後 非常配備体制	第1配備	(1) 次の条件の1以上が該当するとき ア 市内に特別警報(大雨、暴風、暴風雪、大雪)が発表され、本部長が必要と認めたとき イ 市域に局地的災害が発生したとき及び予想されるとき ウ <u>利根川又は江戸川氾濫危険</u> 情報の発表が見込まれるとき (2) その他の状況により本部長が必要と認めたとき	・3分の1の職員で対応	災害対策本部へ移行
	第2配備	(1) 次の条件の1以上が該当するとき ア 市域の広範囲で災害が発生したとき及び予想されるとき イ <u>利根川又は江戸川氾濫危険</u> 情報が発表されたとき (2) その他の状況により本部長が必要と認めたとき	・2分の1の職員で対応	
	第3配備	(1) 次の条件の1以上が該当するとき ア 全市域で災害が発生したとき及び予想されるとき イ <u>利根川又は江戸川氾濫発生</u> 情報が発表されたとき及び発表が予想されるとき ウ 災害救助法の適用規模の被害が発生したとき及び予想されるとき (2) その他の状況により本部長が必要と認めたとき	・全職員で対応	

修 正 前	
風水害編 第3章 災害応急対策計画 第1節 災害応急活動体制 第3 災害対策本部の体制	頁 風－23
2. 災害対策本部の運営 (2)本部会議 災害に関する応急対策及び必要な事項を協議するため本部会議を置く。本部員会議は、本部長、副本部長、本部員で構成し、必要に応じ本部事務局員及び連絡員を出席させることができる。	

修 正 後
修 正 理 由 字句の修正
2. 災害対策本部の運営 (2)本部会議 災害に関する応急対策及び必要な事項を協議するため本部会議を置く。本部員会議は、本部長、副本部長、本部員（<u>災害対策本部 組織図の統括責任者</u>）で構成し、必要に応じ本部事務局員及び連絡員を出席させることができる。



修 正 前													
風水害編 第3章 災害応急対策計画 第1節 災害応急活動体制			頁 風－26										
〈災害対策本部 所掌事務〉 ■本部事務局 <table border="1"> <thead> <tr> <th>班名</th><th>統括責任者</th><th>責任者</th><th>事務分掌</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">総括班</td><td rowspan="2">市民生活部長</td><td>防災安全課長</td><td> ・災害対策本部の設置、運営及び閉鎖に関すること。 ◎本部会議に関すること。 ・本部長の命令及び指示の伝達等に関すること。 ・県、市町村、国、自衛隊、関係機関等への応援要請及び連絡調整に関すること。 ・国、県等への災害報告に関すること。 ◎気象予警報、地震情報等の収集伝達に関すること。 ・避難準備情報・避難勧告・避難指示の発令に関すること。 ・防災行政無線の運用に関すること。 ◎支部連絡所からの情報の収集・伝達に関すること。 ◎帰宅困難者の把握及び支援に関すること。 </td></tr> <tr> <td>市民生活課長</td><td> ・本部会議に関すること。 ・気象予警報、地震情報等の収集伝達に関すること。 ・支部連絡所からの情報の収集・伝達に関すること。 ・帰宅困難者の把握及び支援に関すること。 </td></tr> </tbody> </table>				班名	統括責任者	責任者	事務分掌	総括班	市民生活部長	防災安全課長	・災害対策本部の設置、運営及び閉鎖に関すること。 ◎本部会議に関すること。 ・本部長の命令及び指示の伝達等に関すること。 ・県、市町村、国、自衛隊、関係機関等への応援要請及び連絡調整に関すること。 ・国、県等への災害報告に関すること。 ◎気象予警報、地震情報等の収集伝達に関すること。 ・避難準備情報・避難勧告・避難指示の発令に関すること。 ・防災行政無線の運用に関すること。 ◎支部連絡所からの情報の収集・伝達に関すること。 ◎帰宅困難者の把握及び支援に関すること。	市民生活課長	・本部会議に関すること。 ・気象予警報、地震情報等の収集伝達に関すること。 ・支部連絡所からの情報の収集・伝達に関すること。 ・帰宅困難者の把握及び支援に関すること。
班名	統括責任者	責任者	事務分掌										
総括班	市民生活部長	防災安全課長	・災害対策本部の設置、運営及び閉鎖に関すること。 ◎本部会議に関すること。 ・本部長の命令及び指示の伝達等に関すること。 ・県、市町村、国、自衛隊、関係機関等への応援要請及び連絡調整に関すること。 ・国、県等への災害報告に関すること。 ◎気象予警報、地震情報等の収集伝達に関すること。 ・避難準備情報・避難勧告・避難指示の発令に関すること。 ・防災行政無線の運用に関すること。 ◎支部連絡所からの情報の収集・伝達に関すること。 ◎帰宅困難者の把握及び支援に関すること。										
		市民生活課長	・本部会議に関すること。 ・気象予警報、地震情報等の収集伝達に関すること。 ・支部連絡所からの情報の収集・伝達に関すること。 ・帰宅困難者の把握及び支援に関すること。										

修 正 後																	
修 正 理 由 行政組織の見直し及び避難勧告等に関するガイドライン改定に伴い事務分掌等を変更するもの																	
〈災害対策本部 所掌事務〉 ■本部事務局 <table border="1"> <thead> <tr> <th>班名</th><th>統括責任者</th><th>責任者</th><th>事務分掌</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">総括班</td><td rowspan="2">市民生活部長</td><td>防災安全課長</td><td> ・災害対策本部の設置、運営及び閉鎖に関すること。 ◎本部会議に関すること。 ・本部長の命令及び指示の伝達等に関すること。 ・削除 ・国、県等への災害報告に関すること。 ◎気象予警報、地震情報等の収集伝達に関すること。 ・避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の発令に関すること。 ・防災行政無線の運用に関すること。 ◎支部連絡所からの情報の収集・伝達に関すること。 ◎帰宅困難者の把握及び支援に関すること。 </td></tr> <tr> <td>市民生活課長</td><td> ・本部会議に関すること。 ・気象予警報、地震情報等の収集伝達に関すること。 ・支部連絡所からの情報の収集・伝達に関すること。 ・帰宅困難者の把握及び支援に関すること。 </td></tr> <tr> <td>調整班</td><td>市政推進室長</td><td>指名による</td><td> ・<u>本部会議の記録に関すること。</u> ・<u>本部長、副本部長の秘書に関すること。</u> ・<u>災害視察及び見舞いのための接遇に関すること。</u> ・<u>県、市町村、国、自衛隊、関係機関等への応援要請及び連絡調整に関すること。</u> </td></tr> </tbody> </table>				班名	統括責任者	責任者	事務分掌	総括班	市民生活部長	防災安全課長	・災害対策本部の設置、運営及び閉鎖に関すること。 ◎本部会議に関すること。 ・本部長の命令及び指示の伝達等に関すること。 ・削除 ・国、県等への災害報告に関すること。 ◎気象予警報、地震情報等の収集伝達に関すること。 ・避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の発令に関すること。 ・防災行政無線の運用に関すること。 ◎支部連絡所からの情報の収集・伝達に関すること。 ◎帰宅困難者の把握及び支援に関すること。	市民生活課長	・本部会議に関すること。 ・気象予警報、地震情報等の収集伝達に関すること。 ・支部連絡所からの情報の収集・伝達に関すること。 ・帰宅困難者の把握及び支援に関すること。	調整班	市政推進室長	指名による	・<u>本部会議の記録に関すること。</u> ・<u>本部長、副本部長の秘書に関すること。</u> ・<u>災害視察及び見舞いのための接遇に関すること。</u> ・<u>県、市町村、国、自衛隊、関係機関等への応援要請及び連絡調整に関すること。</u>
班名	統括責任者	責任者	事務分掌														
総括班	市民生活部長	防災安全課長	・災害対策本部の設置、運営及び閉鎖に関すること。 ◎本部会議に関すること。 ・本部長の命令及び指示の伝達等に関すること。 ・削除 ・国、県等への災害報告に関すること。 ◎気象予警報、地震情報等の収集伝達に関すること。 ・避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の発令に関すること。 ・防災行政無線の運用に関すること。 ◎支部連絡所からの情報の収集・伝達に関すること。 ◎帰宅困難者の把握及び支援に関すること。														
		市民生活課長	・本部会議に関すること。 ・気象予警報、地震情報等の収集伝達に関すること。 ・支部連絡所からの情報の収集・伝達に関すること。 ・帰宅困難者の把握及び支援に関すること。														
調整班	市政推進室長	指名による	・<u>本部会議の記録に関すること。</u> ・<u>本部長、副本部長の秘書に関すること。</u> ・<u>災害視察及び見舞いのための接遇に関すること。</u> ・<u>県、市町村、国、自衛隊、関係機関等への応援要請及び連絡調整に関すること。</u>														

修 正 前			
風水害編 第3章 災害応急対策計画 第1節 災害応急活動体制			頁 風－27
■各対策班			
班名	統括責任者	責任者	事務分掌
広報班	企画財政部長	企画調整課長	◎本部事務局の応援及び本部会議の記録に関する こと。 ・災害広報（ホームページ、防災行政無線等）に 関すること。 ・報道機関との連絡調整及び記者発表に関するこ と。 ・義援金・寄付金の受入れに関すること。 ・災害視察及び見舞い者の接遇に関すること。
		秘書広報課長	・本部事務局の応援及び本部会議の記録に関する こと。 ◎災害広報（ホームページ、防災行政無線等）に 関すること。 ◎報道機関との連絡調整及び記者発表に関するこ と。 ・本部長及び副本部長の秘書に関すること。
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

修 正 後			
修 正 理 由 行政組織の見直しに伴い変更するもの			
■各対策班			
班名	統括責任者	責任者	事務分掌
広報班	企画財政部長	企画調整課長	◎削除 ・災害広報（ホームページ、防災行政無線等）に 関すること。 ・報道機関との連絡調整及び記者発表に関するこ と。 ・義援金・寄付金の受入れに関すること。 ・削除
		広報広聴 課長	・削除 ◎災害広報（ホームページ、防災行政無線等）に 関すること。 ◎報道機関との連絡調整及び記者発表に関するこ と。 ・削除
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

修 正 前			
風水害編 第3章 災害応急対策計画 第1節 災害応急活動体制			頁 風－29
班 名	統括責任者	責任者	事務分掌
住宅班	都市部長 総務部長	都市計画課長	(略)
		営繕課長	(略)
都市班	都市部長	都市整備課長	(略)
		梅郷駅西土地地区画 整理事務所長	(略)
		愛宕駅周辺地区市 街地整備事務所長	(略)
		次木親野井土地 区画整理事務所長	(略)
医療救護班	保健福祉部長	保健 センター長	・応急医療救護及び助産に関すること。 ・医療資機材及び医薬品の確保に関すること。 ・被災者の健康管理に関すること。 ・防疫に関すること。
要配慮者班	保健福祉部長 児童家庭部長	生活支援課長	(略)
		障がい者支援課 長	(略)
		高齢者支援課長	(略)
		介護保険課長	(略)
		こぶし園長	(略)
		児童家庭課長	(略)
		保育課長	(略)
		人権・男女共同 参画推進課長	(略)

修 正 後			
修 正 理 由 医療救護活動の見直しに伴い修正を行うもの			
班 名	統括責任者	責任者	事務分掌
住宅班	都市部長 総務部長	都市計画課長	(略)
		営繕課長	(略)
都市班	都市部長	都市整備課長	(略)
		梅郷駅西土地地区画 整理事務所長	(略)
		愛宕駅周辺地区市 街地整備事務所長	(略)
		次木親野井土地 区画整理事務所長	(略)
保健 救護班	保健福祉部長	保健 センター長	・応急医療救護及び助産に関すること。 ・医療資 器 材及び医薬品の確保に関すること。 ・被災者の健康管理に関すること。 ・防疫に関すること。
要配慮者班	保健福祉部長 児童家庭部長	生活支援課長	(略)
		障がい者支援課 長	(略)
		高齢者支援課長	(略)
		介護保険課長	(略)
		こぶし園長	(略)
		児童家庭課長	(略)
		保育課長	(略)
		人権・男女共同 参画推進課長	(略)

修 正 前						
風水害編 第3章 災害応急対策計画 第2節 災害応急活動体制 第2 気象に関する情報の収集						頁 風－33
2. 洪水予報・水防警報						
国（関東地方整備局）及び気象台（気象庁予報部）は、河川の水位を示した洪水予報を発表し、県及び東葛飾土木事務所を通じて、市に伝達する。						
また、利根川上流河川事務所及び江戸川河川事務所は、水防警報を発表し、県及び東葛飾土木事務所を通じて、市に伝達する。						
詳細は、野田市水防計画による。						
〈洪水予報・水防警報の水位（m）〉						
河川名	観測所名	位置	水防団待機水位 （指定水位）	はん濫注意水位 （警戒水位）	避難判断 水位	はん濫危険水位 （危険水位）
利根川	芽吹橋	野田市 目吹	2.00	5.00	6.70	7.10
江戸川	西関宿	幸手市 西関宿	4.50	6.10	8.20	8.50
	野田	野田市 中野台	4.60	6.30	8.60	8.90
3. 土砂災害警戒情報						
県及び銚子地方気象台は、市町村を単位として土砂災害警戒情報を共同発表する。						
また、県はホームページ等を利用して、災害発生の危険度や雨量予測等の詳細情報を提供する。						
総括班は、土砂災害警戒情報が発表されたときは、周辺住民に対し周知徹底し、自主避難を支援するとともに、避難準備情報、避難勧告及び避難指示の判断を行う。						

修 正 後						
修 正 理 由 避難勧告等に関するガイドライン改定に伴い名称を変更するもの						
2. 洪水予報・水防警報 国（関東地方整備局）及び気象台（気象庁予報部）は、河川の水位を示した洪水予報を発表し、県及び東葛飾土木事務所を通じて、市に伝達する。 また、利根川上流河川事務所及び江戸川河川事務所は、水防警報を発表し、県及び東葛飾土木事務所を通じて、市に伝達する。 詳細は、野田市水防計画による。						
〈洪水予報・水防警報の水位（m）〉						
河川名	観測所名	位置	水防団待機水位 （指定水位）	<u>氾濫</u> 注意水位 （警戒水位）	避難判断 水位	<u>氾濫</u> 危険水位 （危険水位）
利根川	芽吹橋	野田市 目吹	2.00	5.00	6.70	7.10
江戸川	西関宿	幸手市 西関宿	4.50	6.10	<u>8.10</u>	<u>8.40</u>
	野田	野田市 中野台	4.60	6.30	<u>8.20</u>	<u>8.50</u>
3. 土砂災害警戒情報 県及び銚子地方気象台は、市町村を単位として土砂災害警戒情報を共同発表する。 また、県はホームページ等を利用して、災害発生の危険度や雨量予測等の詳細情報を提供する。 総括班は、 <u>大雨警報（土砂災害）の発表や土砂災害判定メッシュ情報、土砂災害警戒情報の発表等の状況に応じて、土砂災害警戒区域及び急傾斜地崩壊危険箇所周辺の</u> 住民に対し周知徹底し、自主避難を支援するとともに、 <u>避難準備・高齢者等避難開始</u> 、避難勧告及び <u>避難指示（緊急）</u> の判断を行う。						

修 正 前		
風水害編 第3章 災害応急対策計画 第4節 災害派遣・応援要請		頁 風－36
項 目	担 当	関係機関
第1 自衛隊の災害派遣	総括班、対策要員部班	
第2 県・市町村等への要請	総括班、対策要員部班	
第3 消防の広域応援要請	総括班、消火・救助班	
(略)	(略)	

修 正 後		
修 正 理 由 行政組織の見直しに伴い変更するもの		
項 目	担 当	関係機関
第1 自衛隊の災害派遣	<u>調整</u> 班、対策要員部班	
第2 県・市町村等への要請	<u>調整</u> 班、対策要員部班	
第3 消防の広域応援要請	<u>調整</u> 班、消火・救助班	
(略)	(略)	

修 正 前		
風水害編 第3章 災害応急対策計画 第6節 医療救護・防疫活動		頁 風－4 1
項 目	担 当	関係機関
第1 応急医療活動	医療救護班、消火・救助班	野田市医師会、野田市歯科医師会、日本赤十字社千葉県支部野田地区、野田市薬剤師会、千葉県赤十字血液センター、
第2 保健衛生活動	医療救護班、給水班	野田健康福祉センター
第3 防疫活動	医療救護班	野田健康福祉センター
第1 応急医療活動		
(略)		
第2 保健衛生活動		
医療救護班は、被災して指定避難所生活をおくる被災者に対し、野田健康福祉センターと連携して、健康管理のための指定避難所救護センター設置、巡回医療などを実施する。 対策の内容は、震災編 第3章 第6節 第2「保健衛生活動」を準用する。		
第3 防疫活動		
医療救護班は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、防疫組織を設け、野田健康福祉センターと連携して浸水した地域の消毒や被災者の検病調査や健康診断を実施する。 対策の内容は、震災編 第3章 第6節 第3「防疫活動」を準用する。		

修 正 後		
修 正 理 由 医療救護活動の見直し及び字句の修正		
項 目	担 当	関係機関
第1 応急医療 救護	保健 救護班、消火・救助班	野田市医師会、野田市歯科医師会、日本赤十字社千葉県支部野田 市 地区、野田市薬剤師会、千葉県赤十字血液センター、 野田健康福祉センター
第2 保健衛生活動	保健 救護班、給水班	野田健康福祉センター
第3 防疫活動	保健 救護班	野田健康福祉センター
第1 応急医療 救護		
(略)		
第2 保健衛生活動		
保健 救護班は、被災して指定避難所生活をおくる被災者に対し、野田健康福祉センターと連携して、健康管理のための指定避難所救護センター設置、巡回医療などを実施する。 対策の内容は、震災編 第3章 第6節 第2「保健衛生活動」を準用する。		
第3 防疫活動		
保健 救護班は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、防疫組織を設け、野田健康福祉センターと連携して浸水した地域の消毒や被災者の検病調査や健康診断を実施する。 対策の内容は、震災編 第3章 第6節 第3「防疫活動」を準用する。		

修

正

前

風水害編

第3章 災害応急対策計画

第7節 避難対策

第1 避難勧告・指示等

頁

風－42

1. 避難勧告・指示等の発令

(1) 避難勧告・指示等の発令

本部長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退き又は屋内での退避等安全確保を勧告し、緊急を要すると認めるときは避難のための立ち退き又は屋内での退避等安全確保を指示する。

また、避難勧告・指示に先立ち、市民の避難準備と避難行動要支援者等の避難開始を促すため「避難準備情報」を伝達する。総括班は、本部長へ避難に関する情報を伝達し、避難勧告・指示等の事務を行う。

〈避難基準の目安〉

避難情報の種類	河川水位の目安	避難行動の種類	
避難行動要支援者 避難準備	○栗橋観測所 3時間後にはん濫危険水位に達すると予想される状況（はん濫注意情報が発令されたとき）	避難行動要 支援者	避難準備
避難行動要支援者 避難勧告 （一般避難準備）	○栗橋観測所 はん濫危険水位に達した状況 ○野田・芽吹橋観測所 3時間後に両観測所のいずれかにおいてはん濫危険水位に達すると予想されるとき	避難行動要 支援者	避難開始
		一般	避難準備
避難勧告	○野田・芽吹橋観測所 1時間後に両観測所のいずれかにおいてはん濫危険水位に達すると予想されるとき（はん濫警戒情報が発令されたとき） ○土砂災害警戒情報が発表されたとき	避難行動要 支援者	避難
		一般	避難開始
避難指示	○野田・芽吹橋観測所 両観測所のいずれかにおいて、はん濫危険水位に到達した状況（はん濫危険情報が発令されたとき）	避難行動要 支援者	直ちに避難完了
		一般	

修 正 後			
修 正 理 由 避難勧告等に関するガイドライン改定に伴い名称を変更するもの			
1. 避難勧告・指示等の発令 (1) 避難勧告・指示等の発令 本部長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退き又は屋内での退避等安全確保を勧告し、緊急を要すると認めるときは避難のための立ち退き又は屋内での退避等安全確保を指示する。 また、避難勧告・指示に先立ち、市民の避難準備と避難行動要支援者等の避難開始を促すため「避難準備・高齢者等避難開始」を伝達する。総括班は、本部長へ避難に関する情報を伝達し、避難勧告・指示等の事務を行う。			
〈避難基準の目安〉			
避難情報の種類	河川水位の目安	避難行動の種類	
避難準備情報	○栗橋観測所 3時間後に 氾濫 危険水位に達すると予想される状況（ 氾濫警戒 情報が発令されたとき）	避難行動要 支援者	避難準備
避難準備・高齢者等避難開始	○栗橋観測所 氾濫 危険水位に達した状況 ○野田・芽吹橋観測所 3時間後に両観測所のいずれかにおいて 氾濫 危険水位に達すると予想されるとき	避難行動要 支援者	避難開始
		一般	避難準備
避難勧告	○野田・芽吹橋観測所 1時間後に両観測所のいずれかにおいて 氾濫 危険水位に達すると予想されるとき（ 氾濫警戒 情報が発令されたとき） ○土砂災害警戒情報が発表されたとき	避難行動要 支援者	避難
		一般	避難開始
避難指示（緊急）	○野田・芽吹橋観測所 両観測所のいずれかにおいて、 氾濫 危険水位に到達した状況（ 氾濫 危険情報が発令されたとき）	避難行動要 支援者	直ちに避難完了
		一般	

修 正 前	
風水害編 第3章 災害応急対策計画 第7節 避難対策 第1 避難勧告・指示等	頁
	風－43
2. 避難情報等の伝達	
(1) 市民等への伝達	
広報班は、避難勧告又は指示等を発令又は解除した場合、防災行政無線、消防車、メール、ツイッター等により市民等に伝達する。	
(2) 関係機関への通報	
総括班は、避難の勧告・指示等又は解除を発令したときは、その旨を県災害対策本部・支部、野田警察署、野田健康福祉センターに連絡する。	

修 正 後
修 正 理 由 水防法第15条第1項の規定に基づき、修正を行うもの。
2. 避難情報等の伝達 (1) 市民等への伝達 広報班は、避難勧告又は指示等を発令又は解除した場合、防災行政無線、消防車、メール、ツイッター等により市民等に伝達する。 (2) 関係機関への通報 総括班は、避難の勧告・指示等又は解除を発令したときは、その旨を県災害対策本部・支部、野田警察署、野田健康福祉センターに連絡する。 (3) 要配慮者利用施設への伝達 <u>総括班は浸水想定区域内の高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要するものが利用する施設の状況について把握し、施設管理者が洪水時に適切な対応ができるよう、洪水予報等の的確かつ迅速な伝達に努める。</u> <u>また、施設管理者側も雨量、河川水位等の防災情報をテレビ、ラジオ、インターネット、野田市安全安心メール等を用いて自らも得るものとする。→（追加）</u>

修 正 前		
風水害編 第3章 災害応急対策計画 第7節 避難対策 第2 支部連絡所の開設及び役割		頁 風－4 4
1. 開設の決定 (略)		
2. 開場及び担当 支部連絡所の開場及び担当は、次のとおりとする。		
開場・担当	平日・昼間（勤務時間内）に災害発生のおそれがある場合	夜間・休日（勤務時間外）に災害発生のおそれがある場合
支部連絡所の開場	出勤している避難施設の管理者が開場	（事前に連絡を受けた）施設の管理者が開場
支部連絡所の担当	各部署で指定された地域を担当	各部署で指定された地域を担当
<支部連絡所一覧> (略)		

修 正 後		
修正理由 支部連絡所の開設基準等の修正に伴う字句の修正を行うもの		
1. 開設の決定 (略)		
2. 開場及び担当 支部連絡所の開場及び担当は、次のとおりとする。		
開場・担当	施設が開いている時間 （勤務時間内）に災害発生のおそれがある場合	施設が閉まっている時間 （勤務時間外）に災害発生のおそれがある場合
支部連絡所の開場	出勤している 施設 の管理者 又は職員 が開場	（事前に連絡を受けた）施設の管理者が開場
支部連絡所の担当	各部署で指定された地域を担当	各部署で指定された地域を担当
<支部連絡所一覧> (略)		

修 正 前		
風水害編 第3章 災害応急対策計画 第7節 避難対策 第3 指定避難所の開設及び運営		頁 風－45
1. 開設の決定 (略)		
2. 開場及び担当 指定避難所の開場及び担当は、次のとおりとする。		
開場・担当	平日・昼間（勤務時間内）に災害発生のおそれがある場合	夜間・休日（勤務時間外）に災害発生のおそれがある場合
指定避難所の開場	出勤している避難施設の管理者が開場	（事前に連絡を受けた）施設の管理者が開場
指定避難所の担当	各部で指定された地域を担当	各部で指定された地域を担当
※指定避難所を開設した場合の運営については、状況に応じて震災編 第3章 第7節 第3「指定避難所の開設及び運営」を準用する。		

修 正 後		
修 正 理 由 指定避難所の開設基準等の修正に伴う字句の修正を行うもの		
1. 開設の決定 (略)		
2. 開場及び担当 指定避難所の開場及び担当は、次のとおりとする。		
開場・担当	施設が開いている時間 （勤務時間内）に災害発生のおそれがある場合	施設が閉まっている時間 （勤務時間外）に災害発生のおそれがある場合
指定避難所の開場	出勤している 施設 の管理者 又は職員 が開場	（事前に連絡を受けた）施設の管理者が開場
指定避難所の担当	各部で指定された地域を担当	各部で指定された地域を担当
※指定避難所を開設した場合の運営については、状況に応じて震災編 第3章 第7節 第3「指定避難所の開設及び運営」を準用する。		

修 正 前		
風水害編 第3章 災害応急対策計画 第13節 学校等における児童・生徒等の安全対策		頁 風－52
項 目	担 当	関係機関
第1 害発生時の対応	学校班、要配慮者班	
第2 応急教育	学校班、市民情報班、医療救護班、避難所班	
第3 応急保育	要配慮者班	
第4 社会教育施設の対策	社教班	
第5 文化財の確認	社教班	

修 正 後		
修 正 理 由 医療救護活動の見直しに伴い修正を行うもの		
項 目	担 当	関係機関
第1 害発生時の対応	学校班、要配慮者班	
第2 応急教育	学校班、市民情報班、 保健 救護班、避難所班	
第3 応急保育	要配慮者班	
第4 社会教育施設の対策	社教班	
第5 文化財の確認	社教班	

修 正 前	
大規模事故編 第2章 大規模事故対策計画 第1節 放射性物質事故対策計画 第1 基本方針	頁 大－5
1. 基本方針 市及び県には、「原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）」（以下「原災法」という。）に規定される原子力事業所の立地はないが、医療機関及び試験研究機関等の放射性同位元素等使用事業所のほか、核原料物質使用事業所や核燃料物質使用事業所が存在している。 また、防災指針（「原子力施設等の防災対策について（昭和55年6月30日原子力安全委員会決定）」）上、県外の原子力事業所の「防災対策を重点的に実施すべき地域の範囲（EPZ：Emergency Planning Zone）」には入っていない。さらに、核原料物質、核燃料物質又はこれらによって汚染された物質（以下「核燃料物質等」という。）あるいは放射性同位元素又はこれらによって汚染された物質（以下「放射性同位元素等」という。）の取扱や原子力艦寄港の状況を把握することも、国の所掌事項となっており、市及び県は、核燃料物質等又は放射線同位元素等（以下「放射性物質」という。）の規制に関して法的権限を有していない。 しかし、平成23年3月11日に発生した東日本大震災による福島第一原子力発電所事故に起因する放射性物質等により、水道水の摂取制限や農産物の出荷制限など、市民の生活、社会経済活動などに様々な影響が及んだ。 これらを受け、「地域防災計画（大規模事故編）」に、放射性物質取扱事業所及び防災関係機関の予防対策、事故発生時の対策について定める。 なお、本計画を迅速かつ的確に推進するため、事故発生時等の具体的な対応などについては、県が定めた「放射性物質事故対応マニュアル」を踏まえ、別途定める対応マニュアルによるものとする。 また、県外の原子力事業所における事故については、原子力規制委員会にて決定された、原子力災害対策指針に準じた対応をすることとする。 核原料物質：（略） 核燃料物質：（略） 放射性同位元素：（略） 原子力事業所：（略） 核燃料物質使用事業所：（略） 核原料物質使用事業所：（略）	

修 正 後
修 正 理 由 字句の修正
1. 基本方針 市及び県には、「原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）」（以下「原災法」という。）に規定される原子力事業所の立地はないが、医療機関及び試験研究機関等の放射性同位元素等使用事業所のほか、核原料物質使用事業所や核燃料物質使用事業所が存在している。 <u>また、原子力施設等の防災対策について（昭和55年6月30日原子力安全委員会決定）の「防災対策を重点的に実施すべき地域の範囲（EPZ：Emergency Planning Zone）」「緊急防護措置を準備する区域（UPZ：Urgent Protective Action Planning Zone）」には入っていない。</u>さらに、核原料物質、核燃料物質又はこれらによって汚染された物質（以下「核燃料物質等」という。）あるいは放射性同位元素又はこれらによって汚染された物質（以下「放射性同位元素等」という。）の取扱や原子力艦寄港の状況を把握することも、国の所掌事項となっており、市及び県は、核燃料物質等又は放射線同位元素等（以下「放射性物質」という。）の規制に関して法的権限を有していない。 しかし、平成23年3月11日に発生した東日本大震災による福島第一原子力発電所事故に起因する放射性物質等により、水道水の摂取制限や農産物の出荷制限など、市民の生活、社会経済活動などに様々な影響が及んだ。 これらを受け、「地域防災計画（大規模事故編）」に、放射性物質取扱事業所及び防災関係機関の予防対策、事故発生時の対策について定める。 なお、本計画を迅速かつ的確に推進するため、事故発生時等の具体的な対応などについては、県が定めた「放射性物質事故対応マニュアル」を踏まえ、別途定める対応マニュアルによるものとする。 また、県外の原子力事業所における事故については、原子力規制委員会にて決定された、原子力災害対策指針に準じた対応をすることとする。 核原料物質：（略） 核燃料物質：（略） 放射性同位元素：（略） 原子力事業所：（略） 核燃料物質使用事業所：（略） 核原料物質使用事業所：（略）

修 正 前	
大規模事故編 第2章 大規模事故対策計画 第1節 放射性物質事故対策計画 第3 応急対策計画	頁 大－7
3. 緊急時のモニタリング活動の実施 (1) 県の措置 県は、必要に応じて、関係部局による放射線モニタリング等連絡会議を開催し、国や独立行政法人放射線医学総合研究所等の専門家の指導又は助言を得て、次の実施項目及びその他必要な対策について検討を行い、緊急時のモニタリング活動を行うなど、放射性物質による環境等への影響について把握する。	

修 正 後
修正理由 「原子力災害対策指針」の策定に伴い修正するもの
3. 緊急時のモニタリング活動の実施 (1) 県の措置 県は、必要に応じて、関係部局による放射線モニタリング等連絡会議を開催し、国や 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構 等の専門家の指導又は助言を得て、次の実施項目及びその他必要な対策について検討を行い、緊急時のモニタリング活動を行うなど、放射性物質による環境等への影響について把握する。

修 正 前

大規模事故編	頁
第 2 章 大規模事故対策計画	
第 1 節 放射性物質事故対策計画	大－ 8
第 3 応急対策計画	

4. 避難等の防護対策

県は、緊急時におけるモニタリング等活動の結果など、必要な情報を関係市町村に提供する。また、モニタリング結果などから、原子力安全委員会が定めた「屋内退避及び避難等に関する指標」に該当すると認められる場合は、国の指示等に基づき、当該市町村に対し連絡又は必要に応じて退避・避難を要請する。

これを受けて、総括班は、放射性物質の放出に伴う放射線被ばくから地域住民を防護するため、状況に応じて、住民に対し「屋内退避」又は「避難」の措置を講ずるものとする。

〈防災指針で示されている屋内退避及び避難等に関する指標〉

予測線量（単位：mSv）		防護対策の内容
外部被ばくによる実効線量	内部被ばくによる等価線量 ・放射性ヨウ素による小児甲状腺の等価線量 ・ウランによる骨表面又は肺の等価線量 ・プルトニウムによる骨表面又は肺の等価線量	
10～50	100～500	住民は、自宅等の屋内へ退避すること。その際、窓等を閉め気密性に配慮すること。ただし、施設から直接放出される中性子線又はガンマ線の放出に対しては、指示があれば、コンクリート建屋に退避するか、又は避難すること。
50 以上	500 以上	住民は、指示に従いコンクリート建屋の屋内に退避するか、又は避難すること。

修 正 後																		
修 正 理 由 「原子力災害対策指針」の策定により運用上の介入レベル（O I L）が設定されたため																		
4. 避難等の防護対策 県は、緊急時におけるモニタリング等活動の結果など、必要な情報を関係市町村に提供する。また、モニタリング結果などから、原子力規制委員会が定める原子力災害対策指針における防護措置の判断基準である運用上の介入レベル（OIL：Operational Intervention Level）に該当すると認められる場合は、国の指示等に基づき、放射性物質の放出に伴う放射線被ばくから地域住民を防護するため、状況に応じて、住民に対して屋内退避等の措置を講ずるものとする。 〈OIL と防護措置について〉 原子力災害対策指針（平成 27 年 8 月） <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>基準の種類</th><th>基準の概要</th><th>初期設定値</th><th>防護措置の概要</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">緊急防護措置</td><td>OIL 1</td><td><u>地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準</u></td><td>500 μ Sv/h (地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率)</td><td><u>数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)</u></td></tr> <tr> <td>OIL 4</td><td><u>不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準</u></td><td>β 線：40,000 cpm (皮膚から数 cm での検出器の計数率) β 線：13,000cpm【1ヶ月後の値】 (皮膚から数 cm での検出器の計数率)</td><td><u>避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退避時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。</u></td></tr> </tbody> </table>						基準の種類	基準の概要	初期設定値	防護措置の概要	緊急防護措置	OIL 1	<u>地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準</u>	500 μ Sv/h (地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率)	<u>数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)</u>	OIL 4	<u>不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準</u>	β 線：40,000 cpm (皮膚から数 cm での検出器の計数率) β 線：13,000cpm【1ヶ月後の値】 (皮膚から数 cm での検出器の計数率)	<u>避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退避時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。</u>
	基準の種類	基準の概要	初期設定値	防護措置の概要														
緊急防護措置	OIL 1	<u>地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準</u>	500 μ Sv/h (地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率)	<u>数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)</u>														
	OIL 4	<u>不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準</u>	β 線：40,000 cpm (皮膚から数 cm での検出器の計数率) β 線：13,000cpm【1ヶ月後の値】 (皮膚から数 cm での検出器の計数率)	<u>避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退避時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。</u>														

修 正 前	
大規模事故編 第2章 大規模事故対策計画 第1節 放射性物質事故対策計画 第3 応急対策計画	頁 大－8

修 正 後				
修 正 理 由 「原子力災害対策指針」の策定により運用上の介入レベル(O I L)が設定されたため				
早期防護措置	OIL 2	<u>地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準</u>	<u>20 μ Sv/h</u> <u>(地上1m で計測した場合の空間放射線量率)</u>	<u>1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。</u>

修 正 前	
大規模事故編 第2章 大規模事故対策計画 第1節 放射性物質事故対策計画 第3 応急対策計画	頁 大－8

修 正 後

修 正 理 由

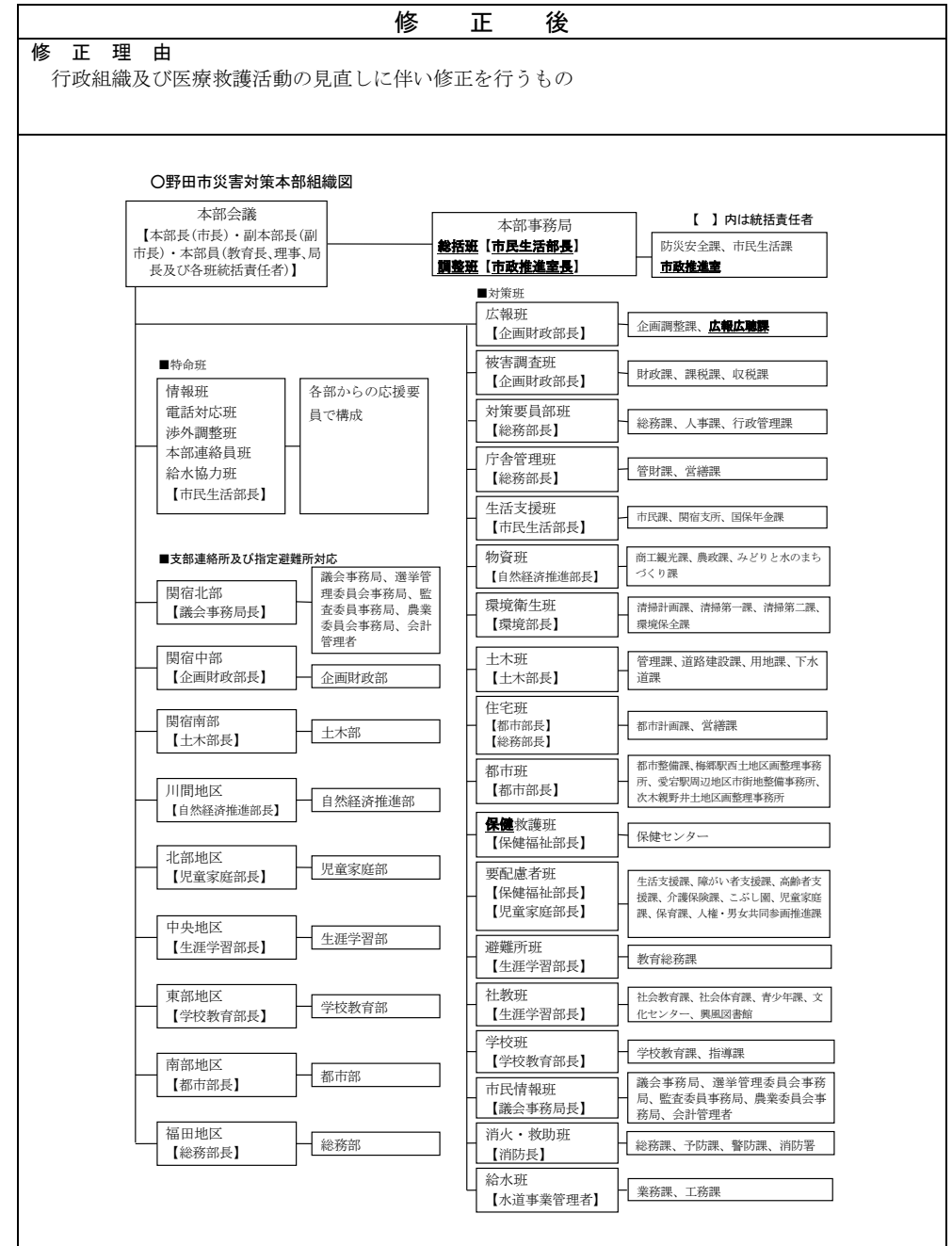
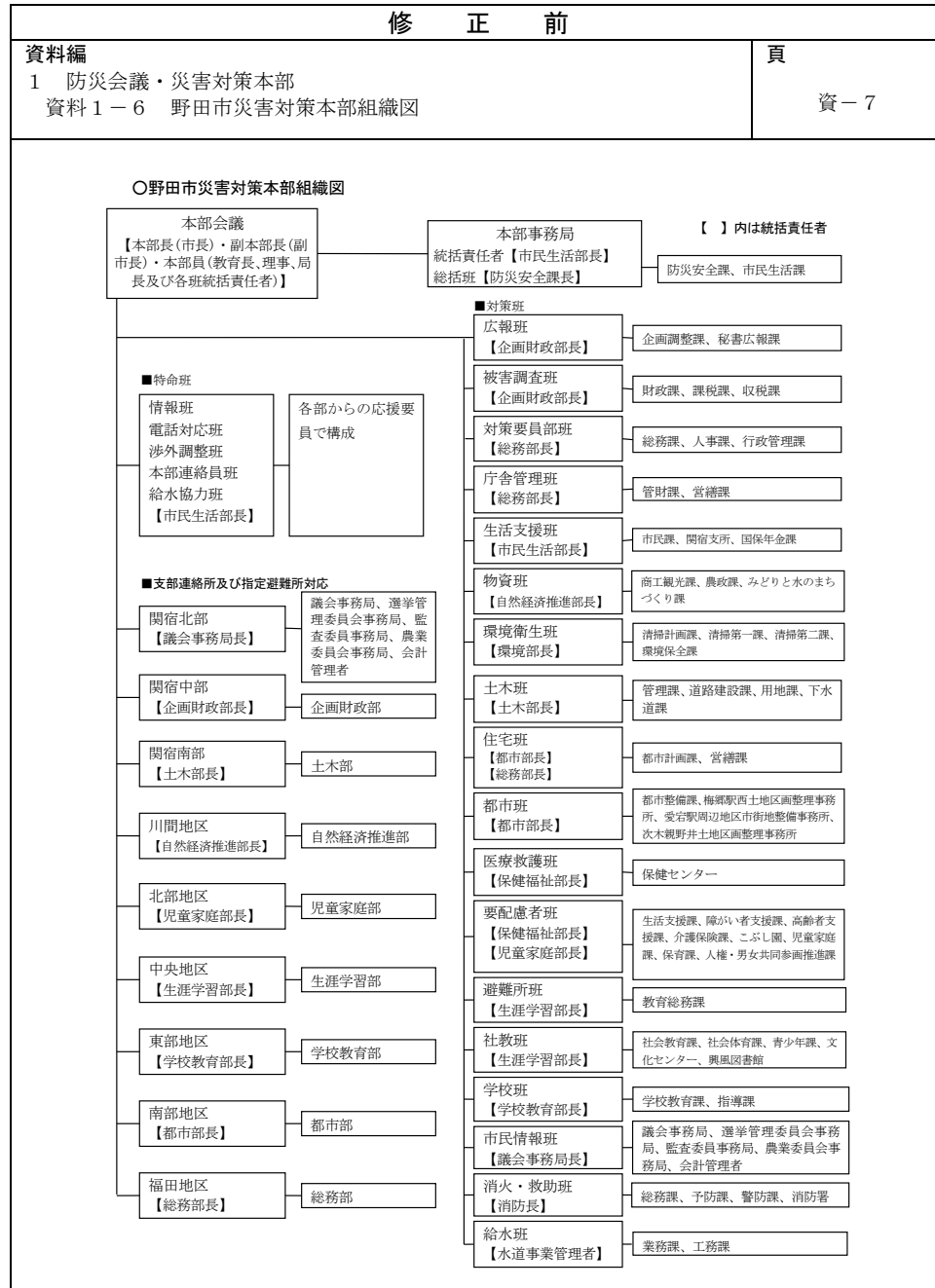
「原子力災害対策指針」の策定により運用上の介入レベル（O I L）が設定されたため

飲食物摂取制限	飲食物に係るスクリーニング基準	0IL6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率)			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
	0IL6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核 種	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、 穀類、肉、 卵、鳥、 その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。
			放射性ヨウ素	300Bq/kg	2000Bq/kg	
			放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
			プルトニウム及び超ウラン元素のTSP核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
			ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg	

(単位： μ Sv/h＝毎時マイクロシーベルト、Bq/kg＝ベクレル)

修 正 前	
資料編 1 防災会議・災害対策本部 資料1-4 野田市防災会議委員の構成	頁 資-5
○野田市防災会議委員の構成	
区 分	職 名
会 長	野田市長
第1号委員 (指定地方行政機関の職員)	国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所 国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所 農林水産省関東農政局千葉地域センター
第2号委員 (県職員)	千葉県東葛飾地域振興事務所 千葉県東葛飾土木事務所 千葉県野田健康福祉センター
第3号委員	千葉県野田警察署
第4号委員	自主防災組織
第5号委員	学識経験者
第6号委員 (市職員)	野田市副市長 野田市水道事業管理者 野田市建設局長 野田市職員
第7号委員	野田市教育長
第8号委員 (消防長及び消防団長)	野田市消防長 野田市消防団長
第9号委員 (指定公共機関又は指定地方 公共機関の役員又は職員)	東日本電信電話(株) 東京電力(株) 東武鉄道(株) 野田ガス(株)
第10号委員 (公募に応じた市民)	公募委員 公募委員 公募委員 公募委員
第11号委員 (その他市長が必要と認める 者)	陸上自衛隊需品学校 海上自衛隊下総教育航空群 千葉県トラック協会野田支部 一般社団法人野田市医師会 一般社団法人野田市歯科医師会 野田市薬剤師会 野田市小中学校長会 野田市女性団体連絡協議会 野田市赤十字奉仕団 野田市障がい者団体連絡会 いきいきクラブ連合会 野田市立保育所保護者会

修 正 後	
修 正 理 由 字句修正、追加及び削除	
○野田市防災会議委員の構成	
区 分	職 名
会 長	野田市長
第1号委員 (指定地方行政機関の職員)	国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所 国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所 国土交通省関東地方整備局千葉国道事務所 農林水産省関東農政局千葉県拠点
第2号委員 (県職員)	千葉県東葛飾地域振興事務所 千葉県東葛飾土木事務所 千葉県野田健康福祉センター
第3号委員	千葉県野田警察署
第4号委員	自主防災組織
第5号委員	学識経験者
第6号委員 (市職員)	野田市副市長 野田市水道事業管理者 野田市建設局長 野田市職員
第7号委員	野田市教育長
第8号委員 (消防長及び消防団長)	野田市消防長 野田市消防団長
第9号委員 (指定公共機関又は指定地方 公共機関の役員又は職員)	東日本電信電話 株式会社 東京電力パワーグリッド株式会社 東武鉄道 株式会社 野田ガス 株式会社
第10号委員 (公募に応じた市民)	公募委員 公募委員 公募委員 公募委員
第11号委員 (その他市長が必要と認める 者)	陸上自衛隊需品学校 (削除) 千葉県トラック協会野田支部 一般社団法人野田市医師会 一般社団法人野田市歯科医師会 野田市薬剤師会 野田市小中学校長会 野田市女性団体連絡協議会 野田市赤十字奉仕団 野田市障がい者団体連絡会 いきいきクラブ連合会 野田市立保育所保護者会



修 正 前			
資料編 1 防災会議・災害対策本部 資料 1－7 野田市災害対策本部所掌事務			頁 資－8
○野田市災害対策本部所掌事務			
■本部事務局			
班名	統括責任者	責任者	事務分掌
総括班	市民生活部長	防災安全課長	・災害対策本部の設置、運営及び閉鎖に関する事 ・本部会議に関する事。 ・本部長の命令及び指示の伝達等に関する事。 ・県、市町村、国、自衛隊、関係機関等への応援要請及び連絡調整に関する事。 ・国、県等への災害報告に関する事。 ◎気象予警報、地震情報等の収集伝達に関する事。 ・避難準備情報・避難勧告・避難指示の発令に関する事。 ・防災行政無線の運用に関する事。 ◎支部連絡所からの情報の収集・伝達に関する事。 ◎帰宅困難者の把握及び支援に関する事。
		市民生活課長	・本部会議に関する事。 ・気象予警報、地震情報等の収集伝達に関する事。 ・支部連絡所からの情報の収集・伝達に関する事。 ・帰宅困難者の把握及び支援に関する事。

修 正 後			
修 正 理 由 行政組織及び医療救護活動の見直しに伴い修正を行うもの			
○野田市災害対策本部所掌事務			
■本部事務局			
班名	統括責任者	責任者	事務分掌
総括班	市民生活部長	防災安全課長	・災害対策本部の設置、運営及び閉鎖に関する事。 ◎本部会議に関する事。 ・本部長の命令及び指示の伝達等に関する事。 ・削除 ・国、県等への災害報告に関する事。 ◎気象予警報、地震情報等の収集伝達に関する事。 ・避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の発令に関する事。 ・防災行政無線の運用に関する事。 ◎支部連絡所からの情報の収集・伝達に関する事。 ◎帰宅困難者の把握及び支援に関する事。
		市民生活課長	・本部会議に関する事。 ・気象予警報、地震情報等の収集伝達に関する事。 ・支部連絡所からの情報の収集・伝達に関する事。 ・帰宅困難者の把握及び支援に関する事。
調整班	市政推進室長	指名による	・本部会議の記録に関する事。 ・本部長、副本部長の秘書に関する事。 ・災害視察及び見舞いのための接遇に関する事。 ・県、市町村、国、自衛隊、関係機関等への応援要請及び連絡調整に関する事。

修 正 前			
資料編 1 防災会議・災害対策本部 資料 1－7 野田市災害対策本部所掌事務			頁 資－9
■各対策班			
班名	統括責任者	責任者	事務分掌
広報班	企画財政部長	企画調整課長	◎本部事務局の応援及び本部会議の記録に関する こと。 ・災害広報（ホームページ、防災行政無線等）に 関すること。 ・報道機関との連絡調整及び記者発表に関するこ と。 ・義援金・寄付金の受入れに関すること。 ・災害視察及び見舞い者の接遇に関すること。
		秘書広報課長	・本部事務局の応援及び本部会議の記録に関する こと。 ◎災害広報（ホームページ、防災行政無線等）に 関すること。 ◎報道機関との連絡調整及び記者発表に関するこ と。 ・本部長及び副本部長の秘書に関すること。
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

修 正 後			
修 正 理 由 行政組織の見直しに伴い変更するもの			
■各対策班			
班名	統括責任者	責任者	事務分掌
広報班	企画財政部長	企画調整課長	◎ 削除 ・災害広報（ホームページ、防災行政無線等）に 関すること。 ・報道機関との連絡調整及び記者発表に関するこ と。 ・義援金・寄付金の受入れに関すること。 ・ 削除
		広報広聴 課長	・ 削除 ◎災害広報（ホームページ、防災行政無線等）に 関すること。 ◎報道機関との連絡調整及び記者発表に関するこ と。 ・ 削除
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

修 正 前			
資料編 1 防災会議・災害対策本部 資料 1－7 野田市災害対策本部所掌事務			頁 資－1 1
班 名	統括責任者	責任者	事務分掌
住宅班	都市部長 総務部長	都市計画課長	(略)
		営繕課長	(略)
都市班	都市部長	都市整備課長	(略)
		梅郷駅西土地地区画 整理事務所長	(略)
		愛宕駅周辺地区市 街地整備事務所長	(略)
		次木親野井土地 区画整理事務所長	(略)
医療救護班	保健福祉部長	保健 センター長	・応急医療救護及び助産に関すること。 ・医療資機材及び医薬品の確保に関すること。 ・被災者の健康管理に関すること。 ・防疫に関すること。
要配慮者班	保健福祉部長 児童家庭部長	生活支援課長	(略)
		障がい者支援課 長	(略)
		高齢者支援課長	(略)
		介護保険課長	(略)
		こぶし園長	(略)
		児童家庭課長	(略)
		保育課長	(略)
		人権・男女共同 参画推進課長	(略)

修 正 後			
修 正 理 由 医療救護活動の見直しに伴い修正を行うもの			
班 名	統括責任者	責任者	事務分掌
住宅班	都市部長 総務部長	都市計画課長	(略)
		営繕課長	(略)
都市班	都市部長	都市整備課長	(略)
		梅郷駅西土地地区画 整理事務所長	(略)
		愛宕駅周辺地区市 街地整備事務所長	(略)
		次木親野井土地 区画整理事務所長	(略)
<u>保健</u> 救護班	保健福祉部長	保健 センター長	・応急医療救護及び助産に関すること。 ・医療資 <u>機</u> 材及び医薬品の確保に関すること。 ・被災者の健康管理に関すること。 ・防疫に関すること。
要配慮者班	保健福祉部長 児童家庭部長	生活支援課長	(略)
		障がい者支援課 長	(略)
		高齢者支援課長	(略)
		介護保険課長	(略)
		こぶし園長	(略)
		児童家庭課長	(略)
		保育課長	(略)
		人権・男女共同 参画推進課長	(略)

修 正 前	
資料編 2 自主防災 資料 2－1 野田市自主防災組織育成補助金交付規則	頁 資－14
目 次 (略) 第 1 章 総則 (目的) 第 1 条 (略) (定義) 第 2 条 (略) 第 2 章 自主防災組織資機材等補助金 (資機材等補助金) 第 3 条 市長は、自主防災組織に対し、その防災活動に必要な資機材等の購入に要する経費に充てるための補助金（以下「資機材等補助金」という。）を交付することができる。ただし、資機材等補助金の交付は、1 の自主防災組織につき 1 回に限るものとする。 2 (略) (資機材等補助金の額) 第 4 条 資機材等補助金の額は、200,000 円に、1,500 円に資機材等補助金の交付を受けようとする自主防災組織を構成する世帯数の数を乗じて得た額を加えた額以内とする。 (交付の申請) 第 5 条 (略) (1) (略) (2) (略) (3) (略) (4) 資機材等購入見積書 (交付の決定等) 第 6 条 (略) (交付の条件) 第 7 条 (略) (1) 資機材等は、常に良好な状態で使用できるよう維持管理に努めること。 (2) 資機材等を利用した防災訓練を毎年一回行うこと (3) 資機材等の修理、補充、交換等は、自主防災組織の負担により行うこと。	

修 正 後
修正理由 補助金交付規則改正のため、修正するもの
目 次 (略) 第 1 章 総則 (目的) 第 1 条 (略) (定義) 第 2 条 (略) 第 2 章 自主防災組織資機材等補助金 (資機材等補助金) 第 3 条 市長は、自主防災組織に対し、その防災活動に必要な資機材等の整備に要する経費に充てるための補助金（以下「資機材等補助金」という。）を交付することができる。ただし、資機材等補助金の交付は、1 の自主防災組織につき 1 回に限るものとする。 2 (略) <u>(平 27 規則 49・一部改正)</u> (資機材等補助金の額等) 第 4 条 資機材等補助金の補助対象経費及び補助金の額は、別表のとおりとする。 <u>(平 27 規則 49・全改)</u> (交付の申請) 第 5 条 (略) (1) (略) (2) (略) (3) (略) (4) 資機材等の整備に係る見積書 <u>(平 27 規則 49・一部改正)</u> (交付の決定等) 第 6 条 (略) (交付の条件) 第 7 条 (略) <u>(1) 資機材等は、常に良好な状態で使用できるよう維持管理に努めること。</u> <u>(2) 資機材等を利用した防災訓練を毎年度 1 回以上実施するよう努めること。</u> <u>(平 27 規則 49・一部改正)</u>

修 正 前	
資料編 2 自主防災 資料 2－1 野田市自主防災組織育成補助金交付規則	頁 資－15
(変更の申請) 第8条 (略) (変更の承認) 第9条 (略) (実績報告) 第10条 (略) (資機材等補助金の額の確定) 第11条 (略) (資機材等補助金の交付等) 第12条 (略) (資機材等補助金の返還) 第13条 市長は、資機材等補助金交付団体が次の各号のいずれかに該当するときは、資機材等補助金の交付の決定を取り消し、既に交付した資機材等補助金の全部又は一部を返還させることができる。 (1) (略) (2) (略) (3) (略) 第3章 自主防災組織活動補助金 (活動補助金) 第14条 市長は、自主防災組織に対し、その防災活動について補助金（以下「活動補助金」という。）を交付することができる。ただし、活動補助金の交付は、各年度につき1回に限るものとする。 (活動補助金の額) 第15条 活動補助金の額は、200 円に活動補助金の交付を受けようとする自主防災組織を構成する世帯の数を乗じて得た額以内とする。	

修 正 後
修 正 理 由 補助金交付規則改正のため、修正するもの
(変更の申請) 第8条 (略) (変更の承認) 第9条 (略) (実績報告) 第10条 (略) (資機材等補助金の額の確定) 第11条 (略) (資機材等補助金の交付等) 第12条 (略) (資機材等補助金の返還) 第13条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第221条第2項の規定による調査等により資機材等補助金交付団体が次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、資機材等補助金の交付の決定を取り消し、既に交付した資機材等補助金の全部又は一部を返還させることができる。 (1) (略) (2) (略) (3) (略) (平27規則49・一部改正) 第3章 自主防災組織活動補助金 (活動補助金) 第14条 市長は、自主防災組織に対し、その防災活動について補助金（以下「活動補助金」という。）を交付することができる。ただし、活動補助金の交付は、1年度につき1回に限るものとする。 (平27規則49・一部改正) (活動補助金の額) 第15条 活動補助金の額は、200 円に自主防災組織を構成する世帯の数(以下「構成世帯数」という。)を乗じて得た額以内の額とする。 (平27規則49・一部改正)

修 正 前	
資料編 2 自主防災 資料 2－1 野田市自主防災組織育成補助金交付規則	頁 資－16
(交付の申請) 第 16 条 (略) (交付の決定等) 第 17 条 (略) (交付の条件) 第 18 条 (略) (1) (略) (2) 防災訓練を毎年度 1 回以上実施すること。 (変更の申請) 第 19 条 (略) (変更の承認) 第 20 条 (略) (実績報告) 第 21 条 (略) (活動補助金の額の確定) 第 22 条 (略) (活動補助金の交付) 第 23 条 (略) 2 (略) (活動補助金の返還) 第 24 条 市長は、活動補助金交付団体が次の各号のいずれかに該当するときは、活動補助金の交付の決定を取り消し、既に交付した活動補助金の全部又は一部を返還させることができる。 (1) (略) (2) (略) (3) (略) 第 4 章 雑則 (補則) 第 25 条 (略)	

修 正 後
修 正 理 由 補助金交付規則改正のため、修正するもの
(交付の申請) 第 16 条 (略) (交付の決定等) 第 17 条 (略) (交付の条件) 第 18 条 (略) (1) (略) (2) 防災訓練を実施すること。 (平 27 規則 49・一部改正) (変更の申請) 第 19 条 (略) (変更の承認) 第 20 条 (略) (実績報告) 第 21 条 (略) (活動補助金の額の確定) 第 22 条 (略) (活動補助金の交付) 第 23 条 (略) 2 (略) (活動補助金の返還等) 第 24 条 市長は、地方自治法第 221 条第 2 項の規定による調査等により活動補助金交付団体が次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、活動補助金の交付の決定を取り消し、既に交付した活動補助金の全部又は一部を返還させることができる。 (1) (略) (2) (略) (3) (略) (平 27 規則 49・一部改正) 第 4 章 雑則 (補則) 第 25 条 (略)

修 正 前	
資料編 2 自主防災 資料 2 - 1 野田市自主防災組織育成補助金交付規則	頁 資 - 1 7
附則 (施工期日) 1 (略) 2 (略) (経過措置) 3 (略)	

修 正 後	
修 正 理 由 補助金交付規則改正のため、修正するもの	
附則 (施工期日) 1 (略) 2 (略) (経過措置) 3 (略)	
(資機材等補助金に関する特例措置) 4 平成 27 年 10 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの間は、第 3 条第 1 項ただし書の規定にかかわらず、同項本文の規定により資機材等補助金の交付を受けた自主防災組織が一般財団法人自治総合センターの自主防災組織育成事業の助成を受けていない場合であって当該資機材等補助金の交付の決定を受けた日から 4 年を経過した日以後に資機材等の整備を行うときは、1 回を限度として再度資機材等補助金の交付を受けることができるものとする。 (平成 27 規則 49・追加)	
5 平成 27 年 10 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの間における資機材等補助金の補助対象経費及び補助金の額は、別表の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。	
補助対象費	補助金の額
資機材等の整備に要する費用	(1) 第 3 条第 1 項の規定による資機材等補助金 補助対象経費の 10 分の 10 以内の額。ただし、200,000 円に、1,800 円に構成世帯数を乗じて得た額を加えた額を限度とする。 (2) 前項の規定による資機材等補助金 補助対象経費の 2 分の 1 以内の額。ただし、100,000 円に、900 円に構成世帯数を乗じて得た額を加えた額を限度とする。
(平 27 規則 493・追加) (活動補助金に関する特例措置)	
6 平成 27 年 10 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの間は、第 15 条の規定にかかわらず、防災活動として、初期消火、安否確認、救出救護、避難誘導及び被災者支援の防災訓練のうち 3 種類以上のものを 1 年度内に実施した場合における活動補助金の額は、構成世帯数に 250 円を乗じて得た額以内の額とする。 (平 27 規則 49・追加)	
附 則(平成 23 年 5 月 19 日野田市規則第 29 号抄) (施行期日) 1 この規則は、公布の日から施行する。 (経過措置) 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の旧規則の様式用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。 附 則(平成 27 年 9 月 30 日野田市規則第 49 号) この規則は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。 別表(第 4 条) (平 27 規則 49・追加)	
補助対象費	補助金の額
資機材等の整備に要する費用	補助対象経費の 10 分の 10 以内の額。ただし、200,000 円に、1,500 円に構成世帯数を乗じて得た額を加えた額を限度とする。
別記第 1 号様式(第 5 条)	

修 正 前	
資料編 2 自主防災 資料 2－1 野田市自主防災組織育成補助金交付規則	頁 資－17

修 正 後
修 正 理 由 補助金交付規則改正のため、修正するもの
<u>(平 23 規則 29・平 27 規則 49・一部改正)</u>

修 正 前

資料編	頁
2 自主防災	
資料2－2 野田市自主防災組織一覧	資－18

○野田市自主防災組織一覧

平成25年6月1日現在

地区		組 織 名	結成年月日
中央	1	太子堂第4防災会	平成8年2月15日
	2	清水第7自治会防災委員会	平成8年3月11日
	3	清水第5自治会	平成8年7月8日
	4	清水第3町内自主防災会	平成9年5月7日
	5	清水第4防災会	平成9年7月16日
	6	清水第11自治会自主防災会	平成9年7月18日
	7	清水第1自治会自主防災会	平成9年8月27日
	8	中野台第4自治会自主防災会	平成10年11月10日
	9	すみらんど自主防災会	平成12年4月21日
	10	中野台第9防災会	平成12年7月26日
	11	中根第3自治会自主防災会	平成17年9月14日
	12	中根第2自治会防災会	平成18年4月21日
	13	中根第6自治会自主防災会	平成18年4月28日
	14	清水第8自治会防災会	平成18年12月6日
	15	中根第7自治会自主防災会	平成19年6月1日
	16	中根第14自治会自主防災会	平成20年4月1日
	17	中根第13自治会自主防災会	平成20年7月8日
	18	中根第4自治会自主防災会	平成20年7月10日
	19	中根ロータリーバレス野田自主防災会	平成20年7月15日
	20	中野台第1自治会自主防災会	平成21年4月23日
	21	清水第6自治会自主防災会	平成21年5月29日
	22	中根第9自治会自主防災会	平成21年7月6日
	23	中根第1自治会防災会	平成22年7月1日
	24	つつみ野自治会防災会	平成23年6月1日
	25	上花輪4－1自主防災組合	平成23年7月15日
	26	鹿島町自主防災組織会	平成25年4月21日
	27	野田桜の里四季のまちⅠ防災会	平成25年12月1日
	28	ドリームマークス自主防災組織	平成26年12月1日
	29	太子堂第一自治会防災会	平成27年4月1日
	30	太子堂第三自治会防災会	平成27年4月4日
	31	太子堂第五自治会防災会	平成27年4月21日
	32	太子堂第二自治会防災会	平成27年5月22日
東部	33	宮崎第3防災会	平成8年2月19日
	34	柳沢第2自治会自主防災会	平成9年5月6日
	35	目吹4区自治会防災会	平成10年3月31日
	36	柳沢第1自治会自主防災会	平成10年9月8日
	37	柳沢第3・第8自治会自主防災会	平成10年9月9日
	38	鶴奉第2自治会自主防災会	平成12年12月20日
	39	鶴奉第1自治会防災会	平成27年4月1日
南部	40	堤根自治会自主防災会	平成8年2月14日
	41	松ヶ丘地区防災会	平成8年2月19日
	42	東和リバーサイド野田防災会	平成10年9月24日
	43	里区自治会自主防災会	平成17年4月1日
	44	山崎新田団地第四自治会自主防災会	平成17年8月1日
	45	桜木自治会自主防災会	平成17年12月15日
	46	運河台自治会自主防災会	平成18年2月22日
	47	大成防災会	平成18年3月27日
	48	山崎新田第一自治会自主防災会	平成18年6月5日

修 正 後			
修 正 理 由			
新たに結成された自主防災組織の追加及び表の変更			
○野田市自主防災組織一覧			
		平成 29 年 3 月 1 日現在	
地区		組 織 名	結成年月日
関宿北部	1	江戸町自主防災会	平成13年11月30日
	2	上谷中自主防災会	平成9年3月16日
	3	上谷中団地自主防災会	平成9年3月16日
	4	下納谷・下谷中自主防災会	平成12年2月18日
	5	関宿町自主防災会	平成16年11月15日
	6	台町上町自治会防災会	平成26年9月1日
	7	台町中下町自主防災会	平成10年2月15日
	8	西町自主防災会	平成11年3月1日
	9	元町・内町自主防災会	平成8年3月1日
関宿中部	10	親野井1自主防災会	平成8年3月1日
	11	親野井2自主防災会	平成21年2月5日
	12	柏寺自治会自主防災会	平成23年5月25日
	13	桐ヶ作1自治会自主防災会	平成19年5月30日
	14	桐ヶ作2自治会自主防災会	平成19年5月30日
	15	古布内新敷自治会自主防災会	平成23年10月12日
	16	古布内表自主防災会	平成12年2月18日
	17	古布内高倉自主防災会	平成25年5月23日
	18	古布内高倉南自治会防災会	平成17年9月16日
	19	古布内堀ノ内自治会自主防災会	平成23年10月12日
	20	古布内山坪中央自治会防災会	平成21年6月1日
	21	古布内山坪第一自治会自主防災会	平成23年9月29日
	22	古布内山坪第二自治会自主防災会	平成23年10月12日
	23	古布内山坪第三自治会自主防災会	平成25年4月1日
	24	古布内山坪第五自治会自主防災会	平成19年10月9日
	25	古布内山坪第六自治会自主防災会	平成20年5月30日
	26	中戸自主防災会	平成9年3月16日
	27	次木自治会自主防災会	平成14年1月27日
	28	次木第1自主防災会	平成14年1月27日
	29	次木2自治会自主防災会	平成21年11月20日
	30	次木3自治会自主防災会	平成23年12月15日
	31	西高野自治会防災会	平成24年7月9日
	32	新田戸自治会自主防災会	平成23年4月19日
	33	東高野自主防災会	平成10年2月15日
	34	東高野みどりヶ丘自主防災会	平成10年2月15日
	35	ひがし合自主防災会	平成8年3月1日
	36	東宝珠花上自治会自主防災会	平成23年9月28日
	37	東宝珠花中自治会自主防災会	平成23年9月28日
	38	東宝珠花下自治会自主防災会	平成23年9月28日
	39	東宝珠花下2自治会自主防災会	平成23年9月28日
	40	平井自主防災会	平成11年3月1日
関宿南部	41	新宿団地自主防災会	平成18年4月10日
	42	新宿自治会自主防災会	平成18年11月9日
	43	飯塚自主防災会	平成10年2月15日
	44	内野堤根自治会防災会	平成26年6月19日
	45	大山自主防災会	平成15年12月16日
	46	岡田自治会自主防災組織	平成22年7月20日
	47	上納谷自治会防災会	平成27年4月1日

修 正 前			
資料編		頁	
2 自主防災		資料 1 9	
資料 2-2 野田市自主防災組織一覧			
地区		組 織 名	結成年月日
南部	49	梅ヶ丘自治会自主防災会	平成18年6月5日
	50	東大崎自治会自主防災会	平成18年7月7日
	51	チサンマンション野田自主防災会	平成19年6月19日
	52	ビューパレー野田梅郷自治会自主防災会	平成19年6月25日
	53	桜台自主防災会	平成19年6月25日
	54	東新田自治会自主防災会	平成20年8月8日
	55	若葉台自治会自主防災会	平成21年3月3日
	56	交通公社うめさと団地自主防災会	平成21年8月6日
	57	県営野田山崎防災会	平成22年3月30日
	58	大和田自治会自主防災会	平成22年5月6日
	59	山崎団地自主防災会	平成22年6月9日
	60	大崎自主防災会	平成24年3月5日
	61	永大団地自主防災会	平成24年5月14日
	62	やまぼと会防災会	平成24年7月10日
	63	西大和田第三自治会自主防災会	平成24年10月4日
	64	ライオンズガーデン野田梅郷防災会	平成25年5月1日
	65	野田山崎第二県営住宅自治会防災組織	平成25年6月15日
	66	今上上下谷自治会防災会	平成25年7月6日
	67	西大和田第二自治会防災会	平成25年8月30日
北部	68	五木自治会防災会	平成8年3月19日
	69	七光台第1自治会自主防災会	平成8年5月22日
	70	七光台第2自治会自主防災会	平成8年5月22日
	71	七光台第3自治会自主防災会	平成8年5月22日
	72	七光台第4自治会自主防災会	平成8年5月22日
	73	七光台第5自治会自主防災会	平成8年5月22日
	74	七光台第6自治会自主防災会	平成8年5月22日
	75	七光住宅自治会自主防災会	平成8年5月22日
	76	川間住宅自治会自主防災会	平成8年5月22日
	77	ファミリー7自治会自主防災会	平成8年5月22日
	78	岩名一丁目町内会	平成10年6月23日
	79	谷津自治会自主防災会	平成18年1月12日
	80	岩名二丁目町内会防災会	平成18年1月26日
	81	春日町第三自治会自主防災会	平成18年7月7日
	82	岩名第五自治会自主防災委員会	平成18年9月21日
	83	岩名1区自治会自主防災会	平成19年12月13日
	84	岩名2区自治会自主防災会	平成19年12月13日
	85	岩名3区自治会自主防災会	平成19年12月13日
	86	こぼと団地自治会自主防災会	平成19年12月13日
	87	吉春自治会自主防災会	平成19年12月20日
	88	岩名4区自治会自主防災会	平成20年4月8日
	89	蕃昌区第1自治会自主防災会	平成20年5月20日
	90	蕃昌区第2自治会自主防災会	平成20年5月20日
	91	蕃昌区第3自治会自主防災会	平成20年5月20日
	92	蕃昌区第4自治会自主防災会	平成20年5月20日
	93	蕃昌区第5自治会自主防災会	平成20年5月23日
	94	蕃昌区第6自治会自主防災会	平成20年5月20日
	95	春日町第一自治会自主防災会	平成21年6月17日
	96	春日町第二自治会自主防災会	平成21年6月19日
	97	岩名一丁目中央自治会防災会	平成22年7月2日
	98	光葉町自治会防災会	平成24年7月1日

修 正 後			
修 正 理 由			
新たに結成された自主防災組織の追加及び表の変更			
地区		組 織 名	結成年月日
関宿南部	48	湯ノ巣防災会	平成26年3月9日
	49	小作自主防災会	平成12年2月18日
	50	小林住宅団地防災会	平成17年4月6日
	51	志部前堀自主防災会	平成9年3月16日
	52	メ切自治会防災会	平成26年6月11日
	53	下根自主防災会	平成8年3月1日
	54	砂南区自主防災会	平成11年3月1日
	55	高倉自治会防災会	平成26年4月1日
	56	出洲自治会防災会	平成26年6月11日
	57	羽貫2自主防災会	平成19年4月3日
	58	羽貫3自治会防災会	平成24年7月1日
	59	ひまわり自治会防災会	平成23年5月1日
	60	前村自治会防災会	平成26年4月1日
	61	松ノ木自主防災会	平成13年11月14日
	62	緑ヶ丘自主防災会	平成19年10月9日
	63	向の内自治会安心防災会	平成20年11月13日
	64	武者土自治会防災会	平成26年6月16日
	65	山の内自治会自主防災会	平成17年8月1日
川間	66	阿部自治会自主防災会	平成20年5月12日
	67	尾崎六区自治会自主防災会	平成18年12月18日
	68	尾崎10区自主防災会	平成8年2月19日
	69	尾崎11区自衛防災団	平成8年4月1日
	70	小山自治会自主防災会	平成26年4月13日
	71	川間自治会自主防災会	平成24年12月4日
	72	けやき台自主防災会	平成28年4月1日
	73	つくし野自治会自主防災会	平成22年6月10日
	74	堂山自治会防災対策委員会	平成8年4月18日
	75	中里上自治会防災会	平成25年8月30日
	76	中里下自治会防災会	平成26年3月30日
	77	東金野井自主防災会	平成8年2月19日
	78	日の出町自主防災会	平成8年3月26日
	79	船形上自主防災会	平成26年6月20日
	80	船形中自治会自主防災会	平成24年8月25日
	81	船形下自治会防災会	平成26年5月20日
北部	82	岩名1区自治会自主防災会	平成19年12月13日
	83	岩名2区自治会自主防災会	平成19年12月13日
	84	岩名3区自治会自主防災会	平成19年12月13日
	85	岩名4区自治会自主防災会	平成20年4月8日
	86	岩名第五区自治会自主防災委員会	平成18年9月21日
	87	岩名一丁目中央自治会防災会	平成22年7月2日
	88	岩名一丁目町内会自主防災会	平成10年6月23日
	89	岩名二丁目町内会防災会	平成18年1月26日
	90	春日町第一自治会自主防災会	平成21年6月17日
	91	春日町第二自治会自主防災会	平成21年6月19日
	92	春日町第三自主防災会	平成18年7月7日
	93	川間住宅自治会自主防災会	平成8年5月22日
	94	光葉町自治会防災会	平成24年7月1日
	95	五木自治会防災会	平成8年3月19日
	96	こぼと団地自治会自主防災会	平成19年12月13日

修 正 前			
資料編		頁	
2 自主防災		資－20	
資料2－2 野田市自主防災組織一覧			
地区		組 織 名	結成年月日
北部	99	谷吉区第1自治会自主防災会	平成26年3月30日
	100	谷吉区第2自治会自主防災会	平成26年3月30日
	101	谷吉区第3自治会自主防災会	平成26年3月30日
	102	谷吉区第4自治会自主防災会	平成26年3月30日
	103	谷吉区第5自治会自主防災会	平成26年3月30日
川間	104	東金野井自主防災会	平成8年2月19日
	105	尾崎10区防災会	平成8年2月19日
	106	日の出町自治会自主防災会	平成8年3月26日
	107	尾崎11区自衛防災団	平成8年4月1日
	108	堂山自治会自主防災会	平成8年4月18日
	109	尾崎六区自治会自主防災会	平成18年12月18日
	110	阿部自治会自主防災会	平成20年5月12日
	111	つくし野自治会自主防災会	平成22年6月10日
	112	船形中自治会自主防災会	平成24年8月25日
	113	川間台自治会自主防災会	平成24年12月4日
	114	中里上自治会防災会	平成25年8月30日
	115	中里下自治会防災会	平成26年3月30日
	116	小山自治会自主防災会	平成26年4月13日
	117	船形下自治会防災会	平成26年5月20日
	118	船形上自治防災会	平成26年6月20日
福田	119	灰毛自治会	平成8年3月19日
	120	野田梅郷自治会自主防災会	平成8年7月24日
	121	下町自主防災会	平成9年4月28日
	122	白鷺梅郷住宅自治会自主防災会	平成9年9月18日
	123	三ツ堀防災会	平成13年2月28日
	124	本郷第1自治会自主防災会	平成22年5月18日
	125	本郷第2自治会自主防災会	平成22年5月18日
	126	わかくさ台防災会	平成23年9月2日
関宿北 部	127	元町・内町自主防災会	平成8年3月1日
	128	上谷中自主防災会	平成9年3月16日
	129	上谷中団地自主防災会	平成9年3月16日
	130	台町中下町自主防災会	平成10年2月15日
関宿北 部	131	西町自主防災会	平成11年3月1日
	132	下納谷・下谷中自主防災会	平成12年2月18日
	133	江戸町自主防災会	平成13年11月30日
	134	関宿町自主防災会	平成16年11月15日
	135	台町上町自治会防災会	平成26年9月1日
関宿中 部	136	親野井1自主防災会	平成8年3月1日
	137	ひがし台自主防災会	平成8年3月1日
	138	中戸自主防災会	平成9年3月16日
	139	東高野自治会自主防災会	平成10年2月15日
	140	東高野みどりヶ丘自治会	平成10年2月15日
	141	平井自主防災会	平成11年3月1日
	142	古布内表自主防災会	平成12年2月18日
	143	次木1自主防災会	平成14年1月27日
	144	次木自治会自主防災会	平成14年1月27日
	145	古布内高倉南自治会防災会	平成17年9月16日
	146	桐ヶ作1自治会自主防災会	平成19年5月30日
	147	桐ヶ作2自治会自主防災会	平成19年5月30日
	148	古布内山坪第5自治会自主防災会	平成19年10月9日

修 正 後			
修 正 理 由			
新たに結成された自主防災組織の追加及び表の変更			
地区		組 織 名	結成年月日
北部	97	七光住宅自治会自主防災会	平成8年5月22日
	98	七光台第1自治会自主防災会	平成8年5月22日
	99	七光台第2自治会自主防災会	平成8年5月22日
	100	七光台第3自治会自主防災会	平成8年5月22日
	101	七光台第4自治会自主防災会	平成8年5月22日
	102	七光台第5自治会自主防災会	平成8年5月22日
	103	七光台第6自治会自主防災会	平成8年5月22日
	104	ファミリー7自治会自主防災会	平成8年5月22日
	105	蕃昌区第1自治会自主防災会	平成20年5月20日
	106	蕃昌区第2自治会自主防災会	平成20年5月20日
	107	蕃昌区第3自治会自主防災会	平成20年5月20日
	108	蕃昌区第4自治会自主防災会	平成20年5月14日
	109	蕃昌区第5自治会自主防災会	平成20年5月23日
	110	蕃昌区第6自治会自主防災会	平成20年5月20日
	111	谷津自治会自主防災会	平成18年1月12日
	112	吉春自治会自主防災会	平成19年12月20日
	113	谷吉区第1自治会自主防災会	平成26年3月30日
	114	谷吉区第2自治会自主防災会	平成26年3月30日
	115	谷吉区第3自治会自主防災会	平成26年3月30日
	116	谷吉区第4自治会自主防災会	平成26年3月30日
	117	谷吉区第5自治会自主防災会	平成26年3月30日
中央	118	鹿島町自主防災組織会	平成25年4月21日
	119	上花輪第一自治会防災会	平成28年11月29日
	120	上花輪4－1自主防災組合	平成23年7月15日
	121	清水第1自治会防災部	平成9年8月27日
	122	清水第2自治会防災会	平成27年9月1日
	123	清水第3町内自主防災会	平成9年5月7日
	124	清水第4防災会	平成9年7月16日
	125	清水第5自治会自主防災会	平成8年7月8日
	126	清水第6自治会自主防災会	平成21年5月29日
	127	清水第7自治会防災委員会	平成8年3月11日
	128	清水第八自治会防災会	平成18年12月6日
	129	清水第11自治会自主防災会	平成9年7月18日
	130	すみらんど自主防災会	平成12年4月21日
	131	太子堂第一自治会防災会	平成27年4月1日
	132	太子堂第二自治会防災会	平成27年5月22日
	133	太子堂第三自治会防災会	平成27年4月4日
	134	太子堂第4防災会	平成8年2月15日
	135	太子堂第五自治会防災会	平成27年4月21日
	136	堤台第1自治会防災会	平成28年1月27日
	137	堤台第2自治会防災会	平成28年1月19日
	138	堤台第3自治会防災会	平成28年1月19日
	139	つつみ野自治会防災会	平成23年6月1日
	140	仲町区第1自治会防災会	平成27年5月24日
	141	仲町区第2自治会防災会	平成27年5月24日
	142	仲町区第3自治会防災会	平成27年5月24日
	143	仲町区第4自治会防災会	平成27年5月24日
	144	仲町区第5自治会防災会	平成27年5月24日
	145	中野台第1自治会自主防災会	平成21年4月23日
	146	中野台第4自治会自主防災会	平成10年11月10日
	147	中野台第9防災会	平成12年7月26日
	148	野田桜の里四季のまち1防災会	平成25年12月1日
	149	ほのほの自治会自主防災会	平成28年1月24日

修 正 前			
資料編			頁
2 自主防災			資－2 1
資料2－2 野田市自主防災組織一覧			
地区	組 織 名	結成年月日	
関宿中部	149 古布内山坪第6自治会自主防災会	平成20年5月30日	
	150 親野井2自主防災会	平成21年2月5日	
	151 古布内山坪中央自治会防災会	平成21年6月1日	
	152 次木2自治会自主防災会	平成21年11月20日	
	153 新田戸自治会自主防災会	平成23年4月19日	
	154 柏寺自治会自主防災会	平成23年5月25日	
	155 東宝珠花上自治会自主防災会	平成23年9月28日	
	156 東宝珠花中自治会自主防災会	平成23年9月28日	
	157 東宝珠花下自治会自主防災会	平成23年9月28日	
	158 東宝珠花下2自治会自主防災会	平成23年9月28日	
	159 古布内山坪第一自治会自主防災会	平成23年9月28日	
	160 古布内山坪第二自治会自主防災会	平成23年10月12日	
	161 古布内新敷自治会自主防災会	平成23年10月12日	
	162 古布内堀ノ内自治会自主防災会	平成23年10月12日	
	163 次木3自治会自主防災会	平成23年12月15日	
	164 西高野自治会自主防災会	平成24年7月9日	
	165 古布内山坪第3自治会自主防災会	平成25年4月1日	
	166 古布内高倉自主防災会	平成25年5月23日	
関宿南部	167 下根自主防災会	平成8年3月1日	
	168 志部前堀自主防災会	平成9年3月16日	
	169 飯塚自主防災会	平成10年2月15日	
	170 砂南区自主防災会	平成11年3月1日	
	171 小作自主防災会	平成12年2月18日	
	172 松ノ木自主防災会	平成13年11月14日	
	173 大山自主防災会	平成15年12月16日	
	174 小林住宅団地自治会自主防災会	平成17年4月6日	
	175 山の内自治会自主防災会	平成17年8月1日	
	176 新宿団地自主防災会	平成18年4月10日	
	177 新宿自治会自主防災会	平成18年11月9日	
	178 羽貫2自主防災会	平成19年4月3日	
	179 緑ヶ丘団地自主防災会	平成19年10月9日	
	180 向の内自治会安心防災会	平成20年11月13日	
	181 岡田自治会自主防災組織	平成22年7月20日	
	182 ひまわり自治会防災会	平成23年5月1日	
	183 羽貫3自治会防災会	平成24年7月1日	
	184 鴻ノ巣防災会	平成26年3月9日	
	185 前村自治会防災会	平成26年4月1日	
	186 高倉自治会防災会	平成26年4月1日	
	187 べ切自治会防災会	平成26年6月11日	
	188 出洲自治会防災会	平成26年6月11日	
	189 武者土自治会防災会	平成26年6月16日	
	190 内野堤根自治会防災会	平成26年6月19日	
合計	190組織		

修 正 後			
修 正 理 由			
新たに結成された自主防災組織の追加及び表の変更			
地区	組 織 名	結成年月日	
東 部	150 鶴巻第一自治会防災会	平成27年4月1日	
	151 鶴巻第二自治会自主防災会	平成12年12月20日	
	152 ドリームマークス自主防災組織	平成26年12月1日	
	153 中根第1自治会防災会	平成22年7月1日	
	154 中根第2自治会自主防災会	平成18年4月21日	
	155 中根第3自治会自主防災会	平成17年9月14日	
	156 中根第4自治会自主防災会	平成20年7月10日	
	157 中根第6自治会自主防災会	平成18年4月28日	
	158 中根第7自治会自主防災会	平成19年6月1日	
	159 中根第9自治会自主防災会	平成21年7月6日	
	160 中根第13自治会自主防災会	平成20年7月8日	
	161 中根第14自治会自主防災会	平成20年4月1日	
	162 中根ロータリーパレス野田自主防災会	平成20年7月15日	
	163 宮崎第3防災会	平成8年2月19日	
	164 宮崎第5自治会自主防災組織	平成28年9月1日	
	165 目吹4区自治会防災会	平成10年3月31日	
	166 柳沢第1自治会自主防災会	平成10年9月8日	
	167 柳沢第2自治会自主防災会	平成9年5月6日	
	168 柳沢第3・第8自主防災会	平成10年9月9日	
南 部	169 今上上下谷自治会防災会	平成25年7月6日	
	170 梅ヶ丘自治会自主防災会	平成18年6月5日	
	171 運河台自治会自主防災会	平成18年2月22日	
	172 永大団地自主防災会	平成24年5月14日	
	173 大崎自主防災会	平成24年3月5日	
	174 大和田自治会自主防災会	平成22年5月6日	
	175 県営野田山崎防災会	平成22年3月30日	
	176 交通公社うめさと団地自治会自主防災会	平成21年8月6日	
	177 桜木自主防災会	平成17年12月15日	
	178 桜台自主防災会	平成19年6月25日	
	179 里区自治会自主防災会	平成17年4月1日	
	180 宿自治会防災会	平成28年4月17日	
	181 大成防災会	平成18年3月27日	
	182 チサンマンション野田自主防災会	平成19年6月19日	
	183 堤根自治会自主防災会	平成8年2月14日	
	184 東和リバーサイド野田防災会	平成10年9月24日	
	185 西大和田第二自治会防災会	平成25年8月30日	
	186 西大和田第三自治会自主防災会	平成24年10月4日	
	187 野田山崎第二県営住宅自治会防災組織	平成25年6月15日	
	188 東大崎自治会自主防災会	平成18年7月7日	
	189 東新田自治会自主防災会	平成20年8月8日	
	190 ビューパレー野田梅郷自治会自主防災会	平成19年6月25日	
	191 松ヶ丘地区防災会	平成8年2月19日	
	192 山崎新田第一自治会自主防災会	平成18年6月5日	
	193 山崎新田団地第四自治会自主防災会	平成17年8月1日	
	194 山崎団地自治会自主防災会	平成22年6月9日	
	195 やまばと会防災会	平成24年7月10日	
	196 ライオンズガーデン野田梅郷防災会	平成25年5月1日	
	197 若葉台自治会自主防災会	平成21年3月3日	

修 正 前	
資料編 2 自主防災 資料 2－2 野田市自主防災組織一覧	頁 資－2 1

修 正 後																																							
修 正 理 由 新たに自主防災組織が結成されたため追加するもの																																							
<table><tr><th>地区</th><th></th><th>組 織 名</th><th>結成年月日</th></tr><tr><td rowspan="9">福田</td><td>198</td><td>下町自主防災会</td><td>平成9年4月28日</td></tr><tr><td>199</td><td>白鷺梅郷住宅自治会防災組合</td><td>平成9年9月18日</td></tr><tr><td>200</td><td>野田梅郷自治会防災会</td><td>平成8年7月24日</td></tr><tr><td>201</td><td>灰毛自治会</td><td>平成8年3月19日</td></tr><tr><td>202</td><td>保木間自治会防災会</td><td>平成29年2月1日</td></tr><tr><td>203</td><td>本郷第1自治会自主防災会</td><td>平成22年5月18日</td></tr><tr><td>204</td><td>本郷第2自治会自主防災会</td><td>平成22年5月18日</td></tr><tr><td>205</td><td>三ツ堀防災会</td><td>平成13年2月28日</td></tr><tr><td>206</td><td>わかくさ台防災会</td><td>平成23年9月2日</td></tr><tr><td>合計</td><td></td><td>206組織</td><td></td></tr></table>				地区		組 織 名	結成年月日	福田	198	下町自主防災会	平成9年4月28日	199	白鷺梅郷住宅自治会防災組合	平成9年9月18日	200	野田梅郷自治会防災会	平成8年7月24日	201	灰毛自治会	平成8年3月19日	202	保木間自治会防災会	平成29年2月1日	203	本郷第1自治会自主防災会	平成22年5月18日	204	本郷第2自治会自主防災会	平成22年5月18日	205	三ツ堀防災会	平成13年2月28日	206	わかくさ台防災会	平成23年9月2日	合計		206組織	
地区		組 織 名	結成年月日																																				
福田	198	下町自主防災会	平成9年4月28日																																				
	199	白鷺梅郷住宅自治会防災組合	平成9年9月18日																																				
	200	野田梅郷自治会防災会	平成8年7月24日																																				
	201	灰毛自治会	平成8年3月19日																																				
	202	保木間自治会防災会	平成29年2月1日																																				
	203	本郷第1自治会自主防災会	平成22年5月18日																																				
	204	本郷第2自治会自主防災会	平成22年5月18日																																				
	205	三ツ堀防災会	平成13年2月28日																																				
	206	わかくさ台防災会	平成23年9月2日																																				
合計		206組織																																					

修 正 前		
資料編 3 情報連絡 資料3-3 野田市防災行政無線設置場所一覧		頁 資-29
○野田市防災行政無線設置場所一覧		
番号	設置場所	所在地（野田市）
1	台町稲荷神社	関宿台町 3275
2	台町県道消防庫跡	関宿台町 2915-3
3	あおぞら広場	関宿町 1396
4	関宿中学校	関宿台町 2149-2
5	上谷中集会所	関宿台町 4446-1
6	西町消防庫跡	関宿台町 2062-4
7	西町白山神社	関宿台町 6031-1
8	元町杵取神社	関宿元町 88
9	金龍院	関宿台町 1654
10	下谷中集会所	関宿台町 5673-1
11	はやま工業団地内緑地	はやま 19-1
12	東高野菅原神社	東高野 37
13	西高野こども遊び場	西高野 380-1
14	新田戸北坪市道	新田戸 13
15	新田戸集会所	新田戸 508
16	中戸公会堂	中戸 124
17	柏寺市道三叉路	柏寺 219-8
18	桐ヶ作西原Y字路	桐ヶ作 946-1
19	桐ヶ作排水機場	平成 257
20	桐ヶ作杵取神社	桐ヶ作 1567
21	二川小学校	桐ヶ作 483-1
22	二川中学校	桐ヶ作 431-2
23	親野井会館跡前	親野井 134-2
24	古布内八幡神社	古布内 1703-1
25	古布内消防庫	古布内 1110-2
26	古布内防火水槽脇	古布内 300
27	次木古布内線 古布内地先	古布内 416-7
28	次木三嶋神社	次木 345-1
29	飯塚白山神社	木間ヶ瀬 475
30	羽貫こども遊び場	木間ヶ瀬 667
31	関宿複合センター	木間ヶ瀬 620-1
32	第30分団1部	木間ヶ瀬 2111
33	鴻ノ巣集会所	木間ヶ瀬 1775-2
34	前村集会所	木間ヶ瀬 969-1
35	内野神明神社	木間ヶ瀬 7766
36	木間ヶ瀬中学校	木間ヶ瀬 3441-1
37	松ノ木鹿島大神宮	木間ヶ瀬 1545
38	向ノ内住宅街遊び場	木間ヶ瀬 2454-18
39	いちいのホール	東宝珠花 237-1
40	平井杵取神社	平井 210-1
41	関宿総合公園	平井 413-1
42	新宿須賀神社	木間ヶ瀬 5046-1
43	向ノ内住宅街公園	木間ヶ瀬 4666-1
44	木間ヶ瀬小学校	木間ヶ瀬 3640
45	宝蔵院	木間ヶ瀬 3969
46	下根杵取神社	木間ヶ瀬 5887

修 正 後		
修 正 理 由 設置場所及び所在地番の字句修正		
○野田市防災行政無線設置場所一覧		
番号	設置場所	所在地（野田市）
1	台町稲荷神社	関宿台町 3275
2	台町県道消防庫跡	関宿台町 2915-3
3	あおぞら広場	関宿町 1396
4	野田市立 関宿中学校	関宿台町 2149-2
5	上谷中集会所	関宿台町 4446-1
6	西町消防庫跡	関宿台町 2062-4
7	西町白山神社	関宿台町 6031-1
8	元町杵取神社	関宿元町 89
9	金龍院	関宿台町 1654
10	下谷中集会所	関宿台町 5673-1
11	はやま工業団地内緑地	はやま 19-1
12	東高野菅原神社	東高野 37
13	西高野こども遊び場	西高野 380-1
14	新田戸北坪市道	新田戸 13
15	新田戸集会所	新田戸 508
16	中戸公会堂	中戸 124
17	柏寺市道三叉路	柏寺 219-8
18	桐ヶ作西原Y字路	桐ヶ作 946-1
19	桐ヶ作排水機場	平成 257
20	桐ヶ作杵取神社	桐ヶ作 1567
21	野田市立 二川小学校	桐ヶ作 483-1
22	野田市立 二川中学校	桐ヶ作 431-2
23	親野井会館跡前	親野井 134-2
24	古布内八幡神社	古布内 1703-1
25	古布内消防庫	古布内 1110-2
26	古布内防火水槽脇	古布内 300
27	次木古布内線 古布内地先	古布内 416-7
28	次木三嶋神社	次木 345-1
29	飯塚白山神社	木間ヶ瀬 479
30	羽貫こども遊び場	木間ヶ瀬 667
31	野田市 関宿複合センター	木間ヶ瀬 620-1
32	第30分団1部	木間ヶ瀬 2111
33	鴻ノ巣集会所	木間ヶ瀬 1775-2
34	前村集会所	木間ヶ瀬 969-1
35	内野神明神社	木間ヶ瀬 7766
36	野田市立 木間ヶ瀬中学校	木間ヶ瀬 3441-1
37	松ノ木鹿島大神宮	木間ヶ瀬 1545
38	向ノ内住宅街遊び場	木間ヶ瀬 2454-18
39	野田市 いちいのホール	東宝珠花 237-1
40	平井杵取神社	平井 210-1
41	野田市 関宿総合公園	平井 413-1
42	新宿須賀神社	木間ヶ瀬 5046-1
43	向ノ内住宅街公園	木間ヶ瀬 4666-1
44	野田市立 木間ヶ瀬小学校	木間ヶ瀬 3640
45	宝蔵院	木間ヶ瀬 3969
46	下根杵取神社	木間ヶ瀬 5887

修 正 前		
資料編 3 情報連絡 資料 3-3 野田市防災行政無線設置場所一覧		頁 資-30
番号	設置場所	所在地（野田市）
47	VOR局付近市道脇	木間ヶ瀬 5415
48	市道 2534 号線交差点脇 岡田地先	岡田 719-4
49	岡田大杉神社	岡田 766-1
50	岡田八幡神社	岡田 286
51	大山八坂神社	木間ヶ瀬 6182-3
52	出洲排水機場	木間ヶ瀬 9715-1
53	第 29 分団 2 部	木間ヶ瀬 9359-6
54	東金野井防火水槽脇	東金野井 134
55	東金野井天神社	東金野井 1264-2
56	東金野井自治会館	東金野井 819
57	尾崎小学校	尾崎 1413-2
58	堂山公園	尾崎 229-2
59	日の出町西公園	日の出町 4
60	尾崎南第一公園	尾崎台 20-2
61	日の出町南公園	日の出町 25
62	谷吉会館	谷津 1145-3
63	川間中学校	中里 240-2
64	中里第一公園	中里 775-19
65	川間小学校	中里 936
66	中里上自治会館付近	中里 3026-7
67	中里権現	中里 2767-1
68	阿部自治会館脇	中里 2332-1
69	阿部第二実行組合公会堂	中里 1474-1
70	船形防火水槽脇	船形 2687
71	宮本第一公会堂	船形 2148
72	小山自治会内集会所	小山 2711
73	小山自治会館	小山 3127
74	小船橋水辺公園	小山 4205-4
75	船形紫ま会館	船形 4535
76	船形中央会館	船形 1173-1
77	たっぱた公園	船形 1317
78	消防署北分署	船形 1550-2
79	七光台児童公園	七光台 242-3
80	山崎吉春線 吉春地先	吉春 1248
81	北コミュニティーセンター	春日町 16-1
82	川間駅南口	川間駅南口
83	川間トンボ公園	尾崎 807-3
84	川間駅南第三公園	岩名一丁目 55
85	岩木小学校	岩名二丁目 12-1
86	川間駅南第二公園	五木新町 12
87	春日町公園	春日町 40
88	五木新町ふれあい公園	五木新町 37-1
89	北部中学校	谷津 672-1
90	七光台小学校	七光台 20-2
91	蕃昌昌光会館	蕃昌 49
92	谷津防火水槽脇	谷津 749
93	房地集会所付近	船形 765-2
94	船形下自治会館	船形 670-2

修 正 後		
修 正 理 由 設置場所及び所在地番の字句修正		
番号	設置場所	所在地（野田市）
47	VOR局付近市道脇	木間ヶ瀬 5415
48	市道 2534 号線交差点脇 岡田地先	岡田 719-4
49	岡田大杉神社	岡田 766-1
50	岡田八幡神社	岡田 286
51	大山八坂神社	木間ヶ瀬 6182-3
52	出洲排水機場	木間ヶ瀬 9715-1
53	第 29 分団 2 部	木間ヶ瀬 9359-6
54	東金野井防火水槽脇	東金野井 134
55	東金野井天神社	東金野井 1264-2
56	東金野井自治会館	東金野井 819
57	野田市立 尾崎小学校	尾崎 1413-2
58	堂山公園	尾崎 229-2
59	日の出町西公園	日の出町 4
60	尾崎南第一公園	尾崎台 20-2
61	日の出町南公園	日の出町 25
62	谷吉会館	谷津 1145-3
63	野田市立 川間中学校	中里 240-2
64	中里第一公園	中里 775-19
65	野田市立 川間小学校	中里 936
66	中里上自治会館付近	中里 3026-7
67	中里権現	中里 2767-1
68	阿部自治会館脇	中里 2332-1
69	阿部第二実行組合公会堂	中里 1474-1
70	船形防火水槽脇	船形 2687
71	宮本第一公会堂	船形 2148
72	小山自治会内集会所	小山 2711
73	小山自治会館	小山 3127
74	小船橋水辺公園	小山 4205-4
75	船形紫ま会館	船形 4535
76	船形中央会館	船形 1173-1
77	たっぱた公園	泉一丁目 3-1
78	消防署北分署	船形 1550-2
79	七光台児童公園	七光台 242-3
80	山崎吉春線 吉春地先	吉春 1248
81	野田市 北コミュニティーセンター	春日町 16-1
82	川間駅南口	川間駅南口
83	川間トンボ公園	尾崎 807-3
84	川間駅南第三公園	岩名一丁目 55
85	野田市立 岩木小学校	岩名二丁目 12-1
86	川間駅南第二公園	五木新町 12
87	春日町公園	春日町 40
88	五木新町ふれあい公園	五木新町 37-1
89	野田市立 北部中学校	谷津 672-1
90	野田市立 七光台小学校	七光台 20-2
91	蕃昌昌光会館	蕃昌 49
92	谷津防火水槽脇	谷津 749
93	房地集会所付近	船形 765-2
94	船形下自治会館	船形 670-2

修 正 前		
資料編 3 情報連絡 資料 3-3 野田市防災行政無線設置場所一覧		頁 資-3 1
番号	設置場所	所在地（野田市）
95	石塚公会堂	船形 165
96	船形下農業構造改善センター	筵打 1885-3
97	川間駅南第五公園	岩名二丁目 59
98	岩名中学校	岩名 1697-5
99	五木自治会館	五木 325-3
100	七光台駅西口	七光台駅西口
101	北部小学校	谷津 45-2
102	光葉町第三公園	谷津 309-1
103	光葉町第六公園	五木 826-3
104	市道 2150 号線 谷津地先	谷津 662-2
105	吉春自治会館	吉春 427-2
106	柳沢小学校	柳沢 142-1
107	さくら公園	清水公園東一丁目 26-1
108	光葉町第四公園	吉春 595-1
109	総合公園体育館	清水 958
110	山崎吉春線 岩名地先 1	岩名 1126-10
111	山崎吉春線 岩名地先 2	岩名 537-1
112	山崎吉春線 桜の里地先	桜の里二丁目 4
113	山崎吉春線 堤台地先 1	堤台 487-2
114	山崎吉春線 堤台地先 2	堤台 335-7
115	清水台小学校	清水 786
116	清水保育所	清水 881
117	清水公園駅東口	清水公園駅東口
118	旧専売公社跡地	清水 254-2
119	けやき公園	清水公園東二丁目 17
120	庚申塚公園	鶴奉 586-30
121	鶴奉公園	鶴奉 25
122	柳沢新田第二公園	柳沢 266-11
123	東部公民館	鶴奉 174-4
124	第 8 分団 4 部	目吹 1986
125	目吹四区自治会館	目吹 1684-1
126	目吹三区自治会館	目吹 1034
127	目吹二区自治会館	目吹 491-1
128	野田市リサイクルセンター	目吹 328
129	高根自治会館	木野崎 2562
130	第 8 分団 1 部	目吹 394-1
131	市道 42124 号線 目吹地先	目吹 618
132	第 8 分団 2 部	目吹 1408
133	東部小学校	鶴奉 221-3
134	市立あさひ育成園	鶴奉 73-1
135	第 10 分団	横内 15-2
136	消防本部	宮崎 126-2
137	宮崎小学校	宮崎 55
138	第一中学校	野田 836-2
139	愛宕神社	野田 725
140	出井の下東公園	清水 673-231
141	第二号鹿島町公園	中野台鹿島町 3
142	櫛のホール	中野台 168-1

修 正 後		
修 正 理 由 設置場所及び所在地番の字句修正		
番号	設置場所	所在地（野田市）
95	石塚公会堂	船形 165
96	船形下農業構造改善センター	筵打 1885-3
97	川間駅南第五公園	岩名二丁目 59
98	野田市立 岩名中学校	岩名 1697-5
99	五木自治会館	五木 325-3
100	七光台駅西口	七光台駅西口
101	野田市立 北部小学校	谷津 45-2
102	光葉町第三公園	光葉町一丁目 26-1
103	光葉町第六公園	光葉町三丁目 11-1
104	市道 2150 号線 谷津地先	谷津 662-2
105	吉春自治会館	吉春 427-2
106	野田市立 柳沢小学校	柳沢 142-1
107	さくら公園	清水公園東一丁目 26-1
108	光葉町第四公園	光葉町一丁目 47
109	野田市 総合公園体育館	清水 958
110	山崎吉春線 岩名地先 1	岩名 1126-10
111	山崎吉春線 岩名地先 2	岩名 537-1
112	山崎吉春線 桜の里地先	桜の里二丁目 4
113	山崎吉春線 堤台地先 1	堤台 487-2
114	山崎吉春線 堤台地先 2	堤台 335-7
115	野田市立 清水台小学校	清水 786
116	清水保育所	清水 881
117	清水公園駅東口	清水公園駅東口
118	旧専売公社跡地	清水 254-2
119	けやき公園	清水公園東二丁目 17
120	庚申塚公園	鶴奉 586-30
121	鶴奉公園	鶴奉 25
122	柳沢新田第二公園	柳沢 266-11
123	野田市 東部公民館	鶴奉 174-4
124	第 8 分団 4 部	目吹 1986
125	目吹四区自治会館	目吹 1684-1
126	目吹三区自治会館	目吹 1034
127	目吹二区自治会館	目吹 491-1
128	野田市リサイクルセンター	目吹 328
129	高根自治会館	木野崎 2562
130	第 8 分団 1 部	目吹 394-1
131	市道 42124 号線 目吹地先	目吹 618
132	第 8 分団 2 部	目吹 1408
133	野田市立 東部小学校	鶴奉 221-3
134	市立あさひ育成園	鶴奉 73-1
135	第 10 分団	横内 15-2
136	消防本部	宮崎 126-2
137	野田市立 宮崎小学校	宮崎 55-1
138	野田市立 第一中学校	野田 836-2
139	愛宕神社	野田 725-1
140	出井の下東公園	清水 673-231
141	第二号鹿島町公園	中野台鹿島町 3
142	野田市 櫛のホール	中野台 168-1

修 正 前		
資料編 3 情報連絡 資料 3-3 野田市防災行政無線設置場所一覧		頁 資-32
番号	設置場所	所在地（野田市）
143	中央小学校	野田 541-1
144	市道 1170 号線 野田地先	野田 399-3
145	下町自治会館付近	野田 59-2
146	朝日ヶ丘公園	上花輪新町 3-14
147	市宮上花輪団地	上花輪 498
148	野田橋警察官連絡所	中野台 810-1
149	市道 33093 号線脇 上花輪地先	上花輪 753-1
150	太子堂太陽公園	上花輪 1104-3
151	今上水路法面	野田 895
152	太子堂自治会館	上花輪 1154
153	ひまわり公園	上花輪 1434-19
154	桜台公園	桜木 11-1
155	第二中学校	中根 198-1
156	中根八幡公園	中根 193-57
157	中根保育所	中根 28-3
158	横内前公園	花井 281-61
159	花井第三公園	花井 94-8
160	神北公園	堤根 314
161	野田地域職業訓練センター	中根 323-3
162	大殿井自治会館	大殿井 315
163	長割公園	大殿井 371-68
164	鹿野自治会館	木野崎 2103-1
165	新町自治会館	木野崎 1373
166	下町自治会館	木野崎 932
167	大杉神社	木野崎 701
168	保木間自治会館	三ツ堀 1546-2
169	福田第一小学校	三ツ堀 1373
170	福田中学校	瀬戸 990
171	福田保育所	木野崎 1648-6
172	灰毛青年館	瀬戸 122
173	下鹿野公園	木野崎 1704-38
174	真福寺第二公園	大殿井 83-175
175	市道 1270 号線 西三ヶ尾地先	西三ヶ尾 340
176	二ツ塚小学校	二ツ塚 430-47
177	梅郷 4 号公園	三ツ堀 969-1
178	梅郷 6 号公園	三ツ堀 1038-1
179	三ツ堀自治会館	三ツ堀 195-2
180	瀬戸自治会館	瀬戸 815-3
181	市道 62189 号線脇 瀬戸地先	瀬戸 433
182	老人福祉センター	瀬戸 270
183	梅郷 26 号緑地	西三ヶ尾 484-151
184	消防署南分署	二ツ塚 139-91
185	上宿公園	山崎 1594-5
186	南部中学校	花井 68-2
187	西大和田公園	山崎 1266-11
188	市道 52150 号線 今上地先	今上 2134-1
189	みずき 1 号緑地	みずき一丁目 34
190	梅の台公園	山崎梅の台 4

修 正 後		
修 正 理 由 設置場所及び所在地地番の字句修正		
番号	設置場所	所在地（野田市）
143	野田市立 中央小学校	野田 541-1
144	市道 1170 号線 野田地先	野田 399-3
145	下町自治会館付近	野田 59-2
146	朝日ヶ丘公園	上花輪新町 3-14
147	市宮上花輪団地	上花輪 498
148	野田橋警察官連絡所	中野台 810-1
149	市道 33093 号線脇 上花輪地先	上花輪 753-1
150	太子堂太陽公園	上花輪 1104-3
151	今上水路法面	野田 895
152	太子堂自治会館	上花輪 1154
153	ひまわり公園	上花輪 1434-19
154	桜台公園	桜木 11-1
155	野田市立 第二中学校	中根 198-1
156	中根八幡公園	中根 193-57
157	野田市立 中根保育所	中根 30-1
158	横内前公園	花井 281-61
159	花井第三公園	花井 94-8
160	神北公園	堤根 314
161	野田地域職業訓練センター	中根 323-3
162	大殿井自治会館	大殿井 315
163	長割公園	大殿井 371-68
164	鹿野自治会館	木野崎 2103-1
165	新町自治会館	木野崎 1373
166	下町自治会館	木野崎 932
167	大杉神社	木野崎 701
168	保木間自治会館	三ツ堀 1546-2
169	野田市立 福田第一小学校	三ツ堀 1373
170	野田市立 福田中学校	瀬戸 990
171	野田市立 福田保育所	木野崎 1648-6
172	灰毛青年館	瀬戸 122
173	下鹿野公園	木野崎 1704-38
174	真福寺第二公園	大殿井 83-175
175	市道 1270 号線 西三ヶ尾地先	西三ヶ尾 340
176	野田市立 二ツ塚小学校	二ツ塚 430-47
177	梅郷 4 号公園	三ツ堀 969-1
178	梅郷 6 号公園	三ツ堀 1038-1
179	三ツ堀自治会館	三ツ堀 195-2
180	瀬戸自治会館	瀬戸 815-3
181	市道 62189 号線脇 瀬戸地先	瀬戸 439
182	野田市 老人福祉センター	瀬戸 270
183	梅郷 26 号緑地	西三ヶ尾 484-151
184	消防署南分署	二ツ塚 139-91
185	上宿公園	山崎 1594-5
186	野田市立 南部中学校	花井 68-2
187	西大和田公園	山崎 1266-11
188	市道 52150 号線 今上地先	今上 2134-1
189	みずき 1 号緑地	みずき一丁目 34
190	梅の台公園	山崎梅の台 4

修 正 前		
資料編 3 情報連絡 資料 3－3 野田市防災行政無線設置場所一覧		頁 資－3 3
番号	設置場所	所在地（野田市）
191	南部小学校	山崎 1503-1
192	梅郷駅西口公園	山崎 1892
193	山崎交差点	山崎 1809
194	南コミュニティーセンター	山崎 2005-3
195	山崎小学校	山崎 2734
196	東新田公園	山崎 2380-13
197	東新田自治会館	山崎 2161-1
198	山崎貝塚町公園	山崎貝塚町 23
199	みずき小学校	みずき三丁目 2-3
200	みずき 3 号緑地	みずき四丁目 36
201	大崎自治会館	山崎 843-7
202	島会館	山崎 2549
203	西亀山第六公園	山崎 2699-1
204	東亀山いにしえ公園	山崎 2653-1
205	市道 1290 号線 下三ヶ尾地先	下三ヶ尾 239-1
206	市道 1290 号線 T 字路 下三ヶ尾地先	下三ヶ尾 387
207	第 16 分団 1 部	下三ヶ尾 549-4
208	下三ヶ尾防火水槽脇	下三ヶ尾 826-1
209	福田第二小学校	西三ヶ尾 988
210	西三ヶ尾自治会館	西三ヶ尾 663-1
211	今上下組自治会館	今上 1783-2
212	今上地区水路用地	今上 719-1

修 正 後		
修 正 理 由 設置場所及び所在地地番の字句修正		
番号	設置場所	所在地（野田市）
191	野田市立 南部小学校	山崎 1503-1
192	梅郷駅西口公園	山崎 1892
193	山崎交差点	山崎 1809
194	野田市 南コミュニティーセンター	山崎 2005-3
195	野田市立 山崎小学校	山崎 2734
196	東新田公園	山崎 2380-13
197	東新田自治会館	山崎新町 19-4
198	山崎貝塚町公園	山崎貝塚町 23
199	野田市立 みずき小学校	みずき三丁目 2-3
200	みずき 3 号緑地	みずき四丁目 36
201	大崎自治会館	山崎 843-7
202	島会館	山崎 2549
203	西亀山第六公園	山崎 2699-1
204	東亀山いにしえ公園	山崎 2653-1
205	市道 1290 号線 下三ヶ尾地先	下三ヶ尾 239-1
206	市道 1290 号線 T 字路 下三ヶ尾地先	下三ヶ尾 387
207	第 16 分団 1 部	下三ヶ尾 549-4
208	下三ヶ尾防火水槽脇	下三ヶ尾 826-1
209	野田市立 福田第二小学校	西三ヶ尾 988
210	西三ヶ尾自治会館	西三ヶ尾 663-1
211	今上下組自治会館	今上 1783-2
212	今上地区水路用地	今上 719-1

修 正 前		
資料編 3 情報連絡 資料3-5 野田市防災行政無線戸別受信機設置場所一覧		頁 資-40
No.	設置場所（施設）	所在地（野田市）
64	グループホームけやきの杜 ・ デイハウスけやきの杜（生活介護サービス㈱）	山崎 1448-1
65	グループホームすずらん（関東介護サービス㈱）	中里 1564-2
66	グループホームパンヤンツリー関宿（㈱サンミルクサービス）	木間ヶ瀬 4877-1
67	グループホーム菜の花（生活介護サービス㈱）	宮崎 207-5
68	グループホームつつじの郷 ・ デイハウスつつじの郷（地域福祉ネットサービス㈱）	東宝珠花 222
69	麗翠堂グループホーム（㈱ワイオハ）	瀬戸 965-1
70	ケアハウスウェルフェア（社会福祉法人恵愛会）	木間ヶ瀬 6129
71	きららほーむ ・ ヴィラほまれの家（社会福祉法人招福会）	目吹 2011-3
72	ここち野田（㈱ベネッセスタイルケア）	山崎 2210-7
73	ブリスイン野田（㈱ユーフォリア）	宮崎 81-6
74	野田市立花輪保育所	上花輪新町 14
75	野田市立あたご保育所	野田 766-58
76	野田市立東部保育所	鶴奉 228
77	野田市立南部保育所	山崎 1214
78	野田市立北部保育所	谷津 682-2
79	野田市立尾崎保育所	尾崎 1714
80	野田市立乳児保育所	中野台 17
81	野田市立木間ヶ瀬保育所	木間ヶ瀬 3152-1
82	アスク古布内保育園	古布内 1527-13
83	聖華保育園（学校法人白須賀学園）	上三ヶ尾 454-1
84	コビープリスクールのだ保育園（㈱コビーアンドアソシエイツ）	中野台 564-2
85	コビープリスクールせきやど保育園（㈱コビーアンドアソシエイツ）	次木 279-1
86	アスク七光台保育園（㈱日本保育サービス）	谷津 367
87	アスク川間保育園（㈱日本保育サービス）	尾崎 853-1
88	コビープリスクールさくらのさと保育園（㈱コビーアンドアソシエイツ）	桜の里 1-1-5
89	梅郷保育園（社会福祉法人すくすくどろんこの会）	山崎 1952

修 正 後		
修 正 理 由 設置場所及び所在地地番の字句修正		
No.	設置場所（施設）	所在地（野田市）
64	グループホームけやきの杜 ・ デイハウスけやきの杜（生活介護サービス㈱）	山崎 1448-1
65	グループホームすずらん（関東介護サービス㈱）	中里 1564-2
66	グループホームパンヤンツリー関宿（㈱サンミルクサービス）	木間ヶ瀬 4877-1
67	グループホーム菜の花（生活介護サービス㈱）	宮崎 207-5
68	グループホームつつじの郷 ・ デイハウスつつじの郷（地域福祉ネットサービス㈱）	東宝珠花 222
69	麗翠堂グループホーム（㈱ワイオハ）	瀬戸 965-1
70	ケアハウスウェルフェア（社会福祉法人恵愛会）	木間ヶ瀬 6129
71	きららほーむ ・ ヴィラほまれの家（社会福祉法人招福会）	目吹 2011-3
72	ここち野田（㈱ベネッセスタイルケア）	山崎 2210-7
73	ブリスイン野田（㈱ユーフォリア）	宮崎 81-6
74	野田市立花輪保育所	上花輪新町 14
75	コビープリスクールあたご保育所（㈱コビーソシオ）	宮崎 101-1
76	野田市立東部保育所	鶴奉 228
77	野田市立南部保育所	山崎 1214
78	野田市立北部保育所	谷津 682-2
79	野田市立尾崎保育所	尾崎 1714
80	野田市立乳児保育所	中野台 17
81	野田市立木間ヶ瀬保育所	木間ヶ瀬 3152-1
82	アスク古布内保育園 （㈱日本保育サービス）	古布内 1527-13
83	聖華保育園 （㈱聖華）	上三ヶ尾 454-1
84	コビープリスクールのだ保育園（㈱コビーアンドアソシエイツ）	中野台 564-2
85	コビープリスクールせきやど保育園（㈱コビーアンドアソシエイツ）	なみき二丁目 3-3
86	アスク七光台保育園（㈱日本保育サービス）	谷津 367
87	アスク川間保育園（㈱日本保育サービス）	尾崎 853-1
88	コビープリスクールさくらのさと保育園 （㈱コビーソシオ）	桜の里一丁目 1-5
89	すくすく保育園 （社会福祉法人すくすくどろんこの会）	山崎 1952
90	特別養護老人ホームいきいきタウン野田	中根 193
91	野田病院別棟付属施設 こすもす	中里 1555-2
92	特別養護老人ホーム 船形サルビア荘（社会福祉法人円融会）	船形 297-2

修 正 前

資料編

3 情報連絡

資料 3－8 野田市防災用MC A無線局番号簿

頁

資－45

設置場所又は使用場所		呼出番号
指定緊急避難場所	三川中学校	360
指定緊急避難場所	関宿中学校	361
指定緊急避難場所	清水高等学校	371
指定緊急避難場所	西武台千葉高等学校	372
指定緊急避難場所	野田中央高等学校	373
指定緊急避難場所	関宿高等学校	374
市施設	野田幼稚園	381
指定緊急避難場所	関宿南部幼稚園	382
指定緊急避難場所	関宿中部幼稚園	383
指定緊急避難場所	私立関宿幼稚園	384
指定緊急避難場所	木間ヶ瀬保育所	385
指定緊急避難場所	アスク古布内保育園	386
指定緊急避難場所	東葛飾教育事務所東葛飾研修所	391
指定緊急避難場所	野田看護専門学校	392
指定緊急避難場所	関宿城博物館・関宿にここ水辺公園	393
ライフライン	野田ガス(株)	401
ライフライン	東京電力(株)東葛支社野田別館	402
ライフライン	東日本電信電話(株)千葉事業部千葉西支店	403
医療機関	小張総合病院	451
医療機関	門倉医院	452
医療機関	野田病院	453
医療機関	キッコーマン総合病院	454
指定緊急避難場所	東京理科大学	501
指定緊急避難場所	(株)ユー・エス・エス	502
指定緊急避難場所	アルフレッサ ファーマ(株)	503
携帯局	災害対策本部活動用(16台)	601～616
携帯局	指定緊急避難場所 関宿あおぞら広場	621
携帯局	指定緊急避難場所 元町香取神社	622
携帯局	指定緊急避難場所 下納谷浅間神社	623
携帯局	指定緊急避難場所 古布内浄禅寺	624
携帯局	指定緊急避難場所 飯塚白山神社	625
携帯局	指定緊急避難場所 清水公園	626
携帯局	指定緊急避難場所 旧専売公社跡地	627
携帯局	指定緊急避難場所 愛宕神社	628
携帯局	指定緊急避難場所 鹿島神社	629
携帯局	指定緊急避難場所 キッコーマン野球場	630
携帯局	指定緊急避難場所 朝日ヶ丘公園	631
携帯局	補修事務所	632
携帯局	水道部(5台)	641～645
携帯局	複合老人ホーム野田市楽寿園	651
携帯局	消防本部 警防課	719
携帯局	消防署 中央分署	729
携帯局	消防署 南分署	739
携帯局	消防署 北分署	749
携帯局	消防署 関宿分署	759
携帯局	消防署 関宿北出張所	769
車載局	災害対策活動用(21台)	801～826 811～812 821～833
車載局	市施設 水道部(5台)	841～845
携帯局	消防団(56台)	911～917 921～928 931～935 941～946 951～956 961～968 971～986

修 正 後		
修 正 理 由		
設置場所の名称変更		
	設置場所又は使用場所	呼出番号
指定緊急避難場所	野田市立 三川中学校	3 6 0
指定緊急避難場所	野田市立 関宿中学校	3 6 1
指定緊急避難場所	千葉県立 清水高等学校	3 7 1
指定緊急避難場所	学校法人千葉県武陽学園 西武台千葉高等学校	3 7 2
指定緊急避難場所	千葉県立 野田中央高等学校	3 7 3
指定緊急避難場所	千葉県立 関宿高等学校	3 7 4
市施設	野田市立 野田幼稚園	3 8 1
指定緊急避難場所	野田市立 関宿南部幼稚園	3 8 2
指定緊急避難場所	野田市立 関宿中部幼稚園	3 8 3
指定緊急避難場所	私立関宿幼稚園	3 8 4
指定緊急避難場所	野田市立 木間ヶ瀬保育所	3 8 5
指定緊急避難場所	アスク古布内保育園	3 8 6
指定緊急避難場所	東葛飾教育事務所東葛飾研修所	3 9 1
指定緊急避難場所	千葉県立 野田看護専門学校	3 9 2
指定緊急避難場所	千葉県立 関宿城博物館	3 9 3
ライフライン	野田ガス(株)	4 0 1
ライフライン	東京電力パワーグリッド株式会社 東葛支社 野田事務所	4 0 2
ライフライン	東日本電信電話(株)千葉事業部千葉西支店	4 0 3
医療機関	小張総合病院	4 5 1
医療機関	門倉医院	4 5 2
医療機関	野田病院	4 5 3
医療機関	キッコーマン総合病院	4 5 4
指定緊急避難場所	東京理科大学	5 0 1
指定緊急避難場所	(株)ユー・エス・エス	5 0 2
指定緊急避難場所	アルフレッサ ファーマ(株)	5 0 3
携帯局	災害対策本部活動用(16台)	6 0 1～6 1 6
携帯局	指定緊急避難場所 関宿あおぞら広場	6 2 1
携帯局	指定緊急避難場所 元町香取神社	6 2 2
携帯局	指定緊急避難場所 下納谷浅間神社	6 2 3
携帯局	指定緊急避難場所 古布内浄禅寺	6 2 4
携帯局	指定緊急避難場所 飯塚白山神社	6 2 5
携帯局	指定緊急避難場所 清水公園	6 2 6
携帯局	指定緊急避難場所 旧専売公社跡地	6 2 7
携帯局	指定緊急避難場所 愛宕神社	6 2 8
携帯局	指定緊急避難場所 鹿島神社	6 2 9
携帯局	指定緊急避難場所 キッコーマン野球場	6 3 0
携帯局	指定緊急避難場所 朝日ヶ丘公園	6 3 1
携帯局	補修事務所	6 3 2
携帯局	水道部(5台)	6 4 1～6 4 5
携帯局	複合老人ホーム野田市楽寿園	6 5 1
携帯局	消防本部 警防課	7 1 9
携帯局	消防署 中央分署	7 2 9
携帯局	消防署 南分署	7 3 9
携帯局	消防署 北分署	7 4 9
携帯局	消防署 関宿分署	7 5 9
携帯局	消防署 関宿北出張所	7 6 9
車載局	災害対策活動用(21台)	8 0 1～8 2 6
		8 1 1～8 1 2
		8 2 1～8 3 3
車載局	市施設 水道部(5台)	8 4 1～8 4 5
携帯局	消防団(56台)	9 1 1～9 1 7
		9 2 1～9 2 8
		9 3 1～9 3 5
		9 4 1～9 4 6
		9 5 1～9 5 6
		9 6 1～9 6 8
		9 7 1～9 8 6

修 正 前		
資料編 3 情報連絡 資料 3－9 防災関係機関の電話		頁 資－4 6
○防災関係機関の電話		
機関名	一般電話番号	千葉県防災行政無線電話
野田市役所	04(7136)1779	208-721
野田市消防本部	04(7124)0119	208-731
野田市水道部	04(7124)5145	
千葉県危機管理課	043(223)2175	500-7221
千葉県東葛飾地域振興事務所	047(361)2175	502-721
千葉県野田市健康福祉センター	04(7124)8155	524-721
千葉県東葛飾土木事務所	047(364)5136	
千葉県野田警察署	04(7125)0110	514-721
農林水産省関東農政局千葉地域センター	043(251)8307	
国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所	04(7125)7436	
国土交通省関東地方整備局利根川河川事務所	0480(52)3956	
気象庁銚子气象台	0479(22)0074	178-721
陸上自衛隊需品学校	047(387)2171	
海上自衛隊下総教育航空群	04(7191)2321	636-731
東日本電信電話株式会社千葉事業部千葉西支店	04(7162)4600	635-721
東京電力株式会社東葛支店	04(7113)2000	
東武鉄道株式会社野田市駅	04(7124)9255	
野田ガス株式会社	04(7125)0101	
千葉県トラック協会野田支部	04(7126)6066	
一般社団法人野田市医師会	04(7122)3692	
一般社団法人野田市歯科医師会	04(7123)1361	

修 正 後		
修 正 理 由 防災関係機関の名称変更、追加及び削除		
○防災関係機関の電話		
機関名	一般電話番号	千葉県防災行政無線電話
野田市役所	04(7136)1779	208-721
野田市消防本部	04(7124)0119	208-731
野田市水道部	04(7124)5145	
千葉県危機管理課	043(223)2175	500-7221
千葉県東葛飾地域振興事務所	047(361)2175	502-721
千葉県野田市健康福祉センター	04(7124)8155	524-721
千葉県東葛飾土木事務所	047(364)5136	
千葉県野田警察署	04(7125)0110	514-721
農林水産省関東農政局千葉拠点	043(224)5611	
国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所	04(7125)7436	
国土交通省関東地方整備局利根川河川事務所	0480(52)3956	
国土交通省関東地方整備局千葉国道事務所	043-287-0311	652-721
気象庁銚子气象台	0479(22)0074	178-721
陸上自衛隊需品学校	047(387)2171	
東日本電信電話株式会社千葉事業部千葉西支店	04(7162)4600	635-721
東京電力パワーグリッド株式会社東葛支社	04(7113)2000	
東武鉄道株式会社野田市駅	04(7124)9255	
野田ガス株式会社	04(7125)0101	
千葉県トラック協会野田支部	04(7126)6066	
一般社団法人野田市医師会	04(7122)3692	
一般社団法人野田市歯科医師会	04(7123)1361	

修 正 前	
資料編 3 情報連絡 資料3-10 災害広報の例文	頁 資-47
○災害広報の例文 【例文1】 地震情報、余震情報の伝達文 ◎ 震度5弱以下の場合 こちらは野田市役所です。ただいま大きな地震がありました。みなさん落ち着いて行動して下さい。みなさん落ち着いて行動して下さい。まず、身の安全を守り、火の始末をして下さい。まず、身の安全を守り、火の始末をして下さい。あわてて外に飛び出さないで下さい。あわてて外に飛び出さないで下さい。戸や窓を開けて出口を確保して下さい。落下物やブロック塀などに気をつけて落ち着いて行動して下さい。 （間をおいて） もう一度火の元、ガスの元栓を確かめて下さい。今後の、テレビ、ラジオの正しい地震情報を聞いて落ち着いて行動して下さい。 ◎ 震度5強以上の場合 こちらは野田市役所です。ただいま非常に大きな地震がありました。みなさん落ち着いて行動して下さい。みなさん落ち着いて行動して下さい。まず、身の安全を守り、火の始末をして下さい。まず、身の安全を守り、火の始末をして下さい。あわてて外に飛び出さないで下さい。あわてて外に飛び出さないで下さい。戸や窓を開けて出口を確保して下さい。落下物やブロック塀などに気をつけて落ち着いて行動して下さい。 （間をおいて） もう一度火の元、ガスの元栓を確かめて下さい。今後も余震の可能性あります。テレビ、ラジオの正しい地震情報を聞いて落ち着いて行動して下さい。 【例文2】 断水の状況 ◎ ○○の原因により、○月○日○時より○○地域において断水が発生する予定です。 ◎ ただいま、○○において給水を実施しています。時間は○時までを予定しています。 ◎ ただいま、○○地域において発生している断水は、○月○日○時に復旧の見込みです。 【例文3】 気象情報の伝達 ◎ 台風第○号の接近により、現在大雨洪水警報が発令されています。今夜半にかけて大雨となる恐れがありますので、市民の皆さんは十分警戒して下さい。 ◎ ただいま、大雨警報が発令されています。この雨は、○○地方で○mmを越えており、今夜後半まで降り続く見込みですので十分に警戒して下さい。	
修 正 前	

修 正 後	
修 正 理 由 災害広報例文の変更	
○災害広報の例文 【例文 1】 地震情報 ◎ <u>注意喚起</u> こちらは防災野田です。ただ今、大きな地震がありました。みなさん落ち着いて行動して下さい。余震の可能性あります。まず、身の安全を守り、火の始末をしてください。テレビ、ラジオで正しい情報を聞いてください。 ◎ <u>屋外行動向け</u> こちらは防災野田です。ただ今、大きな地震がありました。みなさん落ち着いて行動して下さい。余震の可能性あります。屋外では、落下物やブロック塀の倒壊に注意し、身の安全を守ってください。 【例文 2】 気象情報 ◎ <u>特別警報発令</u> こちらは防災野田です。当地域に、○○特別警報が発表されました。周囲の状況をみて避難行動をとってください。 ※「○○」は大雨、暴風、暴風雪、大雪 【例文 3】 火災に関する情報 ◎ <u>通電火災予防</u> こちらは防災野田です。避難所に避難する場合は、火災を予防するため、家の電源を落としてください。ブレーカーを落としてください。 ◎ <u>通電火災予防</u> こちらは防災野田です。地震の発生により、停電が発生しています。復旧の際、電気製品による火災の危険があります。不要な器具はコンセントを抜いてください。また、避難の際は、ブレーカーを切ってください。 ◎ <u>火災の発生</u> こちらは防災野田です。○○付近で火災が発生しています。○棟が消失し、現在も延焼中です。 ※「○○」は地区名又は大字名等 ◎ <u>火災による避難指示</u> こちらは防災野田です。現在、○○地区の火災は、○○方面へ燃え広がっています。○○地区の住民の方は、直ちに○○方面へ避難してください。 ※「○○」は地区名又は大字名等	
修 正 後	

資料編	頁																				
3 情報連絡 資料 3－10 災害広報の例文	資－4 8																				
【例文 4】 被害の状況 ◎ これまでわかった被害の状況をお知らせします。 <table><tr><td>亡くなった方</td><td>〇〇人</td><td>、</td><td>行方のわからない方</td><td>〇〇人</td></tr><tr><td>重傷者</td><td>〇〇人</td><td>、</td><td>軽傷者</td><td>〇〇人</td></tr><tr><td>全壊家屋</td><td>〇〇棟</td><td>、</td><td>半壊家屋</td><td>〇〇棟</td></tr><tr><td>床上浸水家屋</td><td>〇〇棟</td><td>、</td><td>床下浸水家屋</td><td>〇〇棟</td></tr></table> ◎ 現在、市内の電気、ガス、水道はすべて供給を停止しています。また、電話も不通となっています。復旧の見通しは立っていません。ラジオ等の情報に注意し、デマにまどわされないように落ち着いて行動して下さい。		亡くなった方	〇〇人	、	行方のわからない方	〇〇人	重傷者	〇〇人	、	軽傷者	〇〇人	全壊家屋	〇〇棟	、	半壊家屋	〇〇棟	床上浸水家屋	〇〇棟	、	床下浸水家屋	〇〇棟
亡くなった方	〇〇人	、	行方のわからない方	〇〇人																	
重傷者	〇〇人	、	軽傷者	〇〇人																	
全壊家屋	〇〇棟	、	半壊家屋	〇〇棟																	
床上浸水家屋	〇〇棟	、	床下浸水家屋	〇〇棟																	
【例文 5】 火災発生状況 ◎ 〇〇付近で火災が発生しています。〇〇棟が焼失し、現在も延焼中です。 ◎ 現在、〇〇地区の火災は、（〇〇方面へ）燃え広がっています。〇〇地区の住民の方は、直ちに〇〇（〇〇方面）へ避難して下さい。																					
【例文 6】 交通の状況 ◎ 現在、〇〇線、〇〇線はすべて運転を見合わせています。各鉄道機関では線路などの点検を行っています。まだ運転再開の見通しは立っていません。今後の情報に注意して下さい。 ◎ 現在、市内の全ての道路（〇〇通り）が〇〇のため車両の通行が禁止されています。市民の皆さん、自動車は使用しないで下さい。ドライバーの皆さんは、カーラジオの情報や現場の警察官の指示に従って下さい。 ◎ 現在、〇〇線は、〇〇～〇〇間で運転が一部再開されました。 ◎ 現在、市内を運行しているバスは、〇〇通りを走っている〇〇交通の〇〇行きです。その他の路線は、運行の見通しが立っていません。																					
【例文 7】 避難の準備の周知 ◎ 現在、〇〇地区は〇〇のため危険な状態になりつつあります。いつでも避難できるように準備をして下さい。避難する際の荷物は非常持ち出し品など最小限に止めましょう。 ◎ 市民の皆さん、避難の用意をして下さい。〇〇付近で火災が発生しています。飛火に注意して下さい。安全な〇〇公園へ早めに避難して下さい。																					

修正理由
災害広報例文の変更
【例文4】 竜巻に関する情報 ◎ <u>竜巻の発生に関する情報</u> <u>こちらは防災野田です。野田市周辺で、竜巻と思われる突風が発生した模様です。直ちに身を守る行動を起こしてください。</u> ◎ <u>竜巻発災情報</u> <u>こちらは防災野田です。市内に竜巻と思われる突風が発生しました。電線の切断、倒木の可能性がありますので、注意してください。</u>
【例文5】 避難関係情報 ◎ <u>避難準備情報・高齢者等避難開始</u> <u>こちらは防災野田です。〇時〇分、□□地区に、避難準備・高齢者等避難開始が出されました。避難に時間のかかる方は、速やかに近くの避難所へ避難を始めてください。その他の方は、避難の準備をしてください。</u> <u>※「□□」は地区名又は大字名等</u> ◎ <u>避難勧告</u> <u>こちらは防災野田です。〇時〇分、〇〇地区に、避難勧告が出されました。住民の方は、直ちに近くの避難所に避難してください。身軽な服装で、非常持出品等を準備し、落ち着いて避難してください。</u> <u>※「〇〇」は地区名又は大字名等</u> ◎ <u>避難指示（緊急）</u> <u>こちらは防災野田です。〇時〇分、〇〇地区に避難指示（緊急）が出されました。まだ避難していない方は、直ちに近くの避難所に避難せよ。まだ避難していない方は、直ちに近くの避難所に避難せよ。</u> <u>※「〇〇」は地区名又は大字名等</u> ◎ <u>解除</u> <u>こちらは防災野田です。〇時〇分、〇〇地区の避難（準備・高齢者等避難開始、勧告、指示（緊急））は解除されました。</u> <u>※「〇〇」は地区名又は大字名等</u>

修 正 前	
資料編 3 情報連絡 資料3-10 災害広報の例文	頁 資-49
【例文8】 避難の指示、誘導 ◎ お知らせします。〇〇周辺は、〇〇のため避難勧告（指示）が出されました。避難先は〇〇小学校です。戸締りをして家族揃って速やかに避難して下さい。 ◎ 現在、〇〇付近で水路から水があふれ、一部では床上浸水になっています。大切なものは高い所に上げ、直ちに避難を開始して下さい。近所の方は、互いに助け合って避難して下さい。 ◎ 〇〇地区の方は〇〇公園、〇〇小学校に避難して下さい。 ◎ ただいま、〇〇地区一帯に避難勧告が出されました。風向きが悪いため、この付近も危険となりましたので、急いで〇〇公園に避難して下さい。	
【例文9】 救護対策の周知 ◎ 負傷者の臨時救護所が〇〇に設けられています。けがをされた方は〇〇に行ってください。 ◎ 負傷者の収容についてお知らせします。〇〇付近でけがをされた方は（所在地）の〇〇病院に収容されています。	
【例文10】 り災者の指定避難所収容場所の周知 ◎ 指定避難所のお知らせをいたします。被災者の指定避難所は、〇〇と〇〇に設置されています。お困りの方は直接指定避難所においてになるか、市役所にご相談下さい。	
【例文11】 防疫、保健衛生に関する注意 ◎ 市民の皆さん、食中毒や伝染病にかからないように、飲み水は沸かして飲むなど衛生面に十分注意して下さい。また、熱が出たり、下痢等身体に異常を感じたときは、すぐ医師の手当てを受けて下さい。食中毒症状の時は保健所に連絡して下さい。	

修 正 後
修 正 理 由 災害広報例文の変更
【例文 6】 避難に関する情報 ◎ 避難所の開設 こちらは防災野田です。〇時現在、〇〇、〇〇で避難所を開設しました。避難の必要な人は、家族で避難し、できるだけ非常用持出品を用意してください。 ※「〇〇」は避難所名 ◎ 医療救護所の開設 こちらは防災野田です。〇時現在、〇〇で医療救護所を開設しました。ケガをされた人は、〇〇病院に行ってください。 ※「〇〇」は病院名
【例文 7】 被害の発生状況及び二次災害発生危険の見込み ◎ 被害状況 こちらは防災野田です。〇〇の発生により、□□地区、□□地区の家具などに多数の被害が発生しています。緊急の電話に備え、緊急以外の連絡や安否確認の電話は控えてください。テレビ、ラジオで正しい情報を聞いてください。 ※「〇〇」は地震等の災害名称。「□□」は地区名又は大字名等 ◎ 二次災害発生の見込み こちらは防災野田です。〇〇の発生により、倒木や電線の切断が発生しています。屋外での行動は控えてください。屋外で行動する場合は、落下物やブロック塀の倒壊に注意してください。 ※「〇〇」は地震等の災害名称 ◎ 余震情報 こちらは防災野田です。〇時〇分に、〇〇県□□を震源とした、大きな地震が発生しました。市内の震度は〇です。今後も余震の発生が考えられます。落ち着いて行動してください。 ※「〇〇」は都県名。「□□」は地区名等 ◎ 浸水情報 こちらは防災野田です。洪水の発生により、〇〇地区は全域浸水しています。 ※「〇〇」は地区名又は大字名等 ◎ 災害の発生情報 こちらは防災野田です。現在〇〇地区で、□□が発生しています。現在、（消火、救助）活動を実施しています。テレビ、ラジオなどにより、正しい情報を確認してください。 ※「〇〇」は地区名又は大字名等□□は火災等の災害名称

修 正 前	
資料編 3 情報連絡 資料 3-10 災害広報の例文	頁 資-49

修 正 後
修 正 理 由 災害広報例文の変更
〔例文 8〕 市民のとりべき行動、自主防災活動の要請 ◎ 安否確認 こちらは防災野田です。ただ今、大きな地震がありました。近所で声を掛け合い、安否確認を行ってください。 ◎ 屋外行動 こちらは防災野田です。ただ今、大きな地震がありました。みなさん落ち着いて行動してください。屋外で行動している人は、ラジオ等の正しい情報を周りの人と共有してください。デマにまどわされないように、落ち着いて行動してください。 ◎ 避難行動 こちらは防災野田です。避難場所に向かう時は、高齢者、身体の不自由な人に声をかけ、助け合って避難してください。 ◎ 避難行動 こちらは防災野田です。洪水の発生により、〇〇地区は広い範囲で浸水しています。自宅で避難している人は、できるだけ2階など、上の階に避難してください。身の安全を守ってください。 ※「〇〇」は地区名又は大字名等 ◎ 災害時協力井戸による給水 こちらは防災野田です。〇〇の発生により、水道が断水しています。災害時協力井戸に登録している方は、井戸による給水の協力をお願いします。 ※「〇〇」は災害名称 ◎ 衛生管理 こちらは防災野田です。市民の皆さん、食中毒や伝染病にかからないように、飲み水は沸して飲むなど衛生面に十分注意して下さい。 また、熱が出たり、下痢等身体に異常を感じたときは、すぐ医師の手当てを受けてください。食中毒症状の時は保健所に連絡して下さい。

修 正 前	
資料編 3 情報連絡 資料 3-10 災害広報の例文	頁 資-49

修 正 後
修 正 理 由 災害広報例文の変更
〔例文 9〕ライフライン及び交通機関の被害状況並びに復旧の見込み ◎ 被害状況 こちらは防災野田です。〇〇の発生により、現在、電気（又は、ガス、水道）は全て供給を停止しています。（又は、電話も不通となっています。）復旧の見通しは立っていません。ラジオなどの情報に、注意し、デマにまどわされまいように、落ち着いて行動してください。 ※「〇〇」は災害名称 ◎ 交通規制情報 こちらは防災野田です。現在、〇〇の発生により市内の（全て・〇〇地区の）道路で車両の通行が禁止されています。自動車は使用しないでください。ラジオなどの情報や現場の警察官の指示に従ってください。 ※「〇〇」は災害名称 ◎ 鉄道運行情報 こちらは防災野田です。〇〇の発生により、東武鉄道野田線、伊勢崎線、つくばエクスプレス、常磐線は全ての運転を見合わせています。運転再開の見通しは立っていません。 ※「〇〇」は災害名称 〔例文 10〕生活関連情報 ◎ 応急給水の実施 こちらは防災野田です。ただいま、〇〇で応急給水を行っています。時間は、〇時までの予定です。（給水は一世帯〇リットルまでとなります。）ポリタンク等持参してください。 ※「〇〇」は施設名称 ◎ 炊き出しの実施 こちらは防災野田です。〇時から、〇〇で炊き出しを行います。 ※「〇〇」は施設名称 ◎ 災害時協力井戸による給水 こちらは防災野田です。市内の災害時協力井戸で給水を行っています。ポリ容器などを持参ください。給水は井戸所有者の指示に従ってください。 ◎ 救援物資の配給 こちらは防災野田です。〇時から〇〇で救援物資の配給を行います。配給の物品は（食料、衣類、生活用品）です。 ※「〇〇」は施設名称

修 正 前	
資料編 3 情報連絡 資料 3-10 災害広報の例文	頁 資-49

修 正 後
修 正 理 由 災害広報例文の変更
〔例文 11〕 東海地震関連に関する情報 ◎ 注意情報発表時 こちらは防災野田です。○時○分に東海地震の注意情報が発表されました。今後、東海地震の警戒宣言が発令されますと、一部の鉄道、バスなどの公共交通機関の運行が休止されます。テレビ・ラジオなどで、正確な情報を得るように努めてください。 ◎ 警戒宣言発令 こちらは防災野田です。○時○分に東海地震の警戒宣言が発令されました。この警戒宣言は、2・3日（又は数時間）以内に東海地方を中心に強い地震が発生するおそれがあるときに発令されます。帰宅できる方は、気をつけてお帰りください。 一部の鉄道、バスなどの公共交通機関は停止しておりますので、帰宅できない方は、近くの避難所へ移動してください。 テレビ・ラジオなどで、正確な情報を得るように努めてください。 ◎ 警戒宣言の解除 こちらは防災野田です。ただいまから、東海地震に係る警戒宣言の解除についてお知らせいたします。○月○日 ○時○分内閣総理大臣から発令されました東海地震に係る警戒宣言は、○月○日 ○時○分解除されました。予想されました地震発生の恐れはなくなりました。

修 正 前									
資料編								頁	
4 指定緊急避難場所・防災関連施設等 資料 4－1 指定緊急避難場所一覧								資－50	
○指定緊急避難場所一覧〔地震・大規模事故対応〕									
指定避難所	地区	No.	指定緊急避難場所名	所在地 電話番号	収容施設	面積 (㎡)	有効率 (%)	1人当 たり 面積 (㎡)	収容 人員
☆	関宿北部地区	1	千葉県立関宿城博物館 関宿にこにこ水辺公園	野田市関宿三軒家 143-4 (7196)-1400	建物	572	65	3.3	112
					広場	30,200	70	2.0	10,570
2		関宿あおぞら広場	野田市関宿町 1396	広場	7,723	70	2.0	2,703	
☆		3	野田市関宿公民館	野田市関宿台町 2558-1 (7196)1100	建物	527	65	3.3	103
☆		4	野田市立関宿中学校	野田市関宿台町 2150 (7196)0113	校舎	2,204	65	3.3	434
					校庭	9,625	70	2.0	3,368
					体育館	1,089	70	3.3	231
☆		5	野田市立関宿小学校	野田市関宿台町 171 (7196)0112	校舎	3,472	65	3.3	683
					校庭	7,668	70	2.0	2,683
					体育館	1,060	70	3.3	224
		6	元町香取神社	野田市関宿元町 88	境内	1,093	70	2.0	382
		7	下納谷浅間神社	野田市関宿台町 1006	境内	2,611	70	2.0	913

修 正 後									
修 正 理 由									
表の修正、避難場所 No の修正及び避難所施設の移設に伴う修正									
○指定緊急避難場所一覧〔地震・大規模事故対応〕									
指定 避難 所	地 区	No.	指定緊急避難場所名	所 在 地 電話番号	収容 施設	面積 (㎡)	有効率 (%)	1 人当 たり 面積 (㎡)	収容 人員
★	関 宿 北 部 地 区	1	千葉県立関宿城博物館	野田市関宿三 軒家 143-4 (7196)-1400	建物	572	65	3.3	112
		2	関宿にこにこ水辺公園	野田市関宿三 軒家 143-4	広場	30,200	70	2.0	10,570
		3	関宿あおぞら広場	野田市関宿町 1396	広場	7,723	70	2.0	2,703
☆		4	野田市関宿公民館	野田市関宿台 町 2558-1 (7196)1100	建物	527	65	3.3	103
☆		5	野田市立関宿中学校	野田市関宿台 町 2150 (7196)0113	校舎	2,204	65	3.3	434
校庭					9,625	70	2.0	3,368	
体育館					1,089	70	3.3	231	
☆		6	野田市立関宿小学校	野田市関宿台 町 171 (7196)0112	校舎	3,472	65	3.3	683
校庭	7,668				70	2.0	2,683		
体育館	1,060				70	3.3	224		
	7	元町香取神社	野田市関宿元 町 88	境内	1,093	70	2.0	382	
	8	下納谷浅間神社	野田市関宿台 町 1006	境内	2,611	70	2.0	913	

修 正 前									
資料編							頁		
4 指定緊急避難場所・防災関連施設等							資－50		
資料4－1 指定緊急避難場所一覧									
指定避難所	地区	No.	指定緊急避難場所名	所在地 電話番号	収容 施設	面積 (㎡)	有効率 (%)	1人当 たり 面積 (㎡)	収容 人員
☆	関宿中部地区	8	アルフレッサファーマ(株)	野田市西高野 278-5 (7196)1151	建物	7,068	65	3.3	1,392
		9	関宿幼稚園	野田市新田戸 522 (7196)0167	園庭	1,508	70	2.0	527
☆		10	野田市立二川小学校	野田市桐ヶ作 464 (7196)0074	校舎	3,752	65	3.3	739
					校庭	8,321	70	2.0	2,912
					体育館	1,184	70	3.3	251
		11	野田市立関宿中部幼稚園	野田市桐ヶ作 453-1 (7196)2324	園庭	1,209	70	2.0	423
☆		12	野田市二川公民館	野田市桐ヶ作 51-1 (7196)2020	建物	801	65	3.3	157
☆		13	野田市立二川中学校	野田市桐ヶ作 418 (7196)0004	校舎	4,001	65	3.3	788
					校庭	23,022	70	2.0	8,057
					体育館	750	70	3.3	159
		14	アスク古布内保育園	野田市古布内 1527-13 (7196)5161	園庭	1,754	70	2.0	614
		15	古布内浄禅寺	野田市古布内 1329 (7196)1239	境内	11,710	70	2.0	4,098
☆		16	野田市関宿複合センター	野田市木間ヶ瀬 620 (7198)3685	建物	1,254	65	3.3	247
					敷地	4,852	70	2.0	1,698

修 正 後									
修 正 理 由									
表の修正、避難場所 No の修正及び避難所施設の移設に伴う修正									
指定避難所	地区	No.	指定緊急避難場所名	所在地 電話番号	収容 施設	面積 (㎡)	有効率 (%)	1人当 たり 面積 (㎡)	収容 人員
☆	関宿中部地区	<u>9</u>	アルフレッサファーマ(株)	野田市西高野 278-5 (7196)1151	建物	7,068	65	3.3	1,392
		<u>10</u>	関宿幼稚園	野田市新田戸 522 (7196)0167	園庭	1,508	70	2.0	527
☆		<u>11</u>	野田市立二川小学校	野田市桐ヶ作 464 (7196)0074	校舎	3,752	65	3.3	739
					校庭	8,321	70	2.0	2,912
					体育館	1,184	70	3.3	251
		<u>12</u>	野田市立関宿中部幼稚園	野田市桐ヶ作 453-1 (7196)2324	園庭	1,209	70	2.0	423
☆		<u>13</u>	野田市二川公民館	野田市桐ヶ作 51-1 (7196)2020	建物	801	65	3.3	157
☆		<u>14</u>	野田市立二川中学校	野田市桐ヶ作 418 (7196)0004	校舎	4,001	65	3.3	788
					校庭	23,022	70	2.0	8,057
					体育館	750	70	3.3	159
		<u>15</u>	アスク古布内保育園	野田市古布内 1527-13 (7196)5161	園庭	1,754	70	2.0	614
		<u>16</u>	古布内浄禅寺	野田市古布内 1329 (7196)1239	境内	11,710	70	2.0	4,098
☆		<u>17</u>	野田市関宿複合センター	野田市木間ヶ瀬 620 (7198)3685	建物	1,254	65	3.3	247
					敷地	4,852	70	2.0	1,698

修 正 前									
資料編 4 指定緊急避難場所・防災関連施設等 資料 4－1 指定緊急避難場所一覧								頁 資－5 1	
指定避難所	地区	No.	指定緊急避難場所名	所在地 電話番号	収容 施設	面積 (㎡)	有効率 (%)	1人当 たり 面積 (㎡)	収容 人員
☆		17	野田市いちいのホール	野田市東宝珠 花 237-1 関宿支所 (7198)1111	建物	4,604	65	3.3	906
				コミュニティ会館 (7198) 1941	駐車場	2,767	70	2.0	968
☆		18	野田市関宿中央公民館	野田市東宝珠 花 253-1 (7196)2166	建物	1,125	65	3.3	221
☆		19	野田市関宿保健センター	野田市東宝珠 花 260 - 1 (7198)5011	建物	2,750	65	3.3	541
☆		20	野田市立関宿中央小学校	野田市東宝珠 花 234 - 1 (7198)4321	校舎	3,699	65	3.3	728
					校庭	9,876	70	2.0	3,456
					体育館	795	70	3.3	168

修 正 後									
修 正 理 由									
表の修正、避難場所 No の修正及び避難所施設の移設に伴う修正									
指定避難所	地区	No.	指定緊急避難場所名	所在地 電話番号	収容 施設	面積 (㎡)	有効率 (%)	1人当 たり 面積 (㎡)	収容 人員
☆		18	野田市いちいのホール	野田市東宝珠 花 237-1 関宿支所 (7198) 1111	建物	4,604	65	3.3	906
				関宿コミュニティ会館 (7198) 1941	駐車場	2,767	70	2.0	968
☆		19	野田市関宿中央公民館	野田市東宝珠 花 253-1 (7196) 2166	建物	1,125	65	3.3	221
☆		20	野田市関宿保健センター	野田市東宝珠 花 260 - 1 (7198) 5011	建物	2,750	65	3.3	541
☆		21	野田市立関宿中央小学校	野田市東宝珠 花 234 - 1 (7198) 4321	校舎	3,699	65	3.3	728
					校庭	9,876	70	2.0	3,456
					体育館	795	70	3.3	168

修 正 前									
資料編 4 指定緊急避難場所・防災関連施設等 資料 4－1 指定緊急避難場所一覧								頁 資－5 1	
指定避難所	地区	No.	指定緊急避難場所名	所在地 電話番号	収容 施設	面積 (㎡)	有効率 (%)	1人当 たり 面積 (㎡)	収容 人員
		21	飯塚白山神社	野田市木間ヶ瀬 475	境内	7,214	70	2.0	2,524
☆	関 宿 南 部 地 区	22	野田市立木間ヶ瀬中学校	野田市木間ヶ瀬 3393 - 1 (7198)0218	校舎	5,479	65	3.3	1,079
					校庭	13,672	70	2.0	4,785
					体育館	748	70	3.3	158
		23	野田市立関宿南部幼稚園	野田市木間ヶ瀬 3197 (7198)2075	園庭	1,260	70	2.0	441
☆		24	野田市立木間ヶ瀬小学校	野田市木間ヶ瀬 3640 (7198)0204	校舎	4,007	65	3.3	789
					校庭	7,019	70	2.0	2,456
					体育館	1,198	70	3.3	254
☆		25	野田市関宿総合公園（体育館）	野田市平井 401 (7198)8500	体育館	5,555	70	3.3	1,178
					園内	20,918	70	2.0	7,321
☆		26	野田市木間ヶ瀬公民館	野田市木間ヶ瀬 2935 (7198)3171	建物	964	65	3.3	189
		27	野田市立木間ヶ瀬保育所	野田市木間ヶ瀬 3152 - 1 (7198)3825	園庭	2,001	70	2.0	700
☆		28	千葉県立関宿高等学校	野田市木間ヶ瀬 4376 (7198)5006	校舎	6,160	65	3.3	1,213
					校庭	16,176	70	2.0	5,661
					体育館	2,039	70	3.3	432

修 正 後									
修 正 理 由									
表の修正、避難場所 No の修正及び避難所施設の移設に伴う修正									
指定避難所	地区	No.	指定緊急避難場所名	所在地 電話番号	収容 施設	面積 (㎡)	有効率 (%)	1人当 たり 面積 (㎡)	収容 人員
		22	飯塚白山神社	野田市木間ヶ瀬 475	境内	7,214	70	2.0	2,524
☆	関宿南部地区	23	野田市立木間ヶ瀬中学校	野田市木間ヶ瀬 3393 - 1 (7198)0218	校舎	5,479	65	3.3	1,079
					校庭	13,672	70	2.0	4,785
					体育館	748	70	3.3	158
24		野田市立関宿南部幼稚園	野田市木間ヶ瀬 3197 (7198)2075	園庭	1,260	70	2.0	441	
☆		25	野田市立木間ヶ瀬小学校	野田市木間ヶ瀬 3640 (7198)0204	校舎	4,007	65	3.3	789
					校庭	7,019	70	2.0	2,456
					体育館	1,198	70	3.3	254
☆		26	野田市関宿総合公園（体育館）	野田市平井 401 (7198)8500	体育館	5,555	70	3.3	1,178
					園内	20,918	70	2.0	7,321
☆		27	野田市木間ヶ瀬公民館	野田市木間ヶ瀬 2935 (7198)3171	建物	964	65	3.3	189
		28	野田市立木間ヶ瀬保育所	野田市木間ヶ瀬 3152 - 1 (7198)3825	園庭	2,001	70	2.0	700
☆		29	千葉県立関宿高等学校	野田市木間ヶ瀬 4376 (7198)5006	校舎	6,160	65	3.3	1,213
					校庭	16,176	70	2.0	5,661
					体育館	2,039	70	3.3	432

修 正 前									
資料編 4 指定緊急避難場所・防災関連施設等 資料 4－1 指定緊急避難場所一覧								頁 資－5 1	
指定避難所	地区	No.	指定緊急避難場所名	所在地 電話番号	収容 施設	面積 (㎡)	有効率 (%)	1人当 たり 面積 (㎡)	収容 人員
☆	川 間 地 区	29	(株)USS東京	野田市中里 2144-1 (7120)8000	建物	17,383	65	3.3	3,423
					駐車場	13,890	70	2.0	4,861
☆		30	野田市立川間小学校	野田市中里 934 (7129)4003	校舎	3,797	65	3.3	747
					校庭	13,684	70	2.0	4,789
					体育館	882	70	3.3	187
☆		31	野田市川間公民館	野田市中里 556 (7129)4002	建物	466	65	3.3	91
☆		32	野田市立川間中学校	野田市中里 136-1 (7129)4025	校舎	5,884	65	3.3	1,158
					校庭	19,610	70	2.0	6,863
					体育館	1,282	70	3.3	271

修 正 後									
修 正 理 由 表の修正、避難場所 No の修正及び避難所施設の移設に伴う修正									
指定避難所	地区	No.	指定緊急避難場所名	所在地 電話番号	収容 施設	面積 (㎡)	有効率 (%)	1人当 たり 面積 (㎡)	収容 人員
☆	川 間 地 区	<u>30</u>	(株)USS東京	野田市中里 2144-1 (7120)8000	建物	17,383	65	3.3	3,423
					駐車場	13,890	70	2.0	4,861
☆		<u>31</u>	野田市立川間小学校	野田市中里 934 (7129)4003	校舎	3,797	65	3.3	747
					校庭	13,684	70	2.0	4,789
					体育館	882	70	3.3	187
☆		<u>32</u>	野田市川間公民館	野田市中里 720 (7129)4002	建物	800	65	3.3	157
☆		<u>33</u>	野田市立川間中学校	野田市中里 136-1 (7129)4025	校舎	5,884	65	3.3	1,158
					校庭	19,610	70	2.0	6,863
					体育館	1,282	70	3.3	271

修 正 前									
資料編 4 指定緊急避難場所・防災関連施設等 資料 4－1 指定緊急避難場所一覧								頁 資－5 2	
指定避難所	地区	No.	指定緊急避難場所名	所在地 電話番号	収容 施設	面積 (㎡)	有効率 (%)	1人当 たり 面積 (㎡)	収容 人員
☆		33	学校法人千葉武陽学園 西武台千葉高等学校	野田市尾崎 2241-2 (7127)1111	校舎	8,188	65	3.3	1,612
					校庭	44,366	70	2.0	15,528
					体育館	5,194	70	3.3	1,101
☆		34	野田市立尾崎小学校	野田市尾崎 1415 (7129)8166	校舎	4,718	65	3.3	929
					校庭	15,026	70	2.0	5,259
					体育館	1,065	70	3.3	225

修 正 後									
修 正 理 由 表の修正、避難場所 No の修正及び避難所施設の移設に伴う修正									
指定避難所	地区	No.	指定緊急避難場所名	所在地 電話番号	収容 施設	面積 (㎡)	有効率 (%)	1人当 たり 面積 (㎡)	収容 人員
☆		34	学校法人千葉武陽学園 西武台千葉高等学校	野田市尾崎 2241-2 (7127)1111	校舎	8,188	65	3.3	1,612
					校庭	44,366	70	2.0	15,528
					体育館	5,194	70	3.3	1,101
☆		35	野田市立尾崎小学校	野田市尾崎 1415 (7129)8166	校舎	4,718	65	3.3	929
					校庭	15,026	70	2.0	5,259
					体育館	1,065	70	3.3	225

修 正 前									
資料編 4 指定緊急避難場所・防災関連施設等 資料 4－1 指定緊急避難場所一覧								頁 資－5 2	
指定避難所	地区	No.	指定緊急避難場所名	所在地 電話番号	収容 施設	面積 (㎡)	有効率 (%)	1人当 たり 面積 (㎡)	収容 人員
☆	北 部 地 区	35	野田市立北部中学校	野田市谷津 673 (7122)2866	校舎	6,358	65	3.3	1,252
					校庭	14,196	70	2.0	4,968
					体育館	1,604	70	3.3	340
☆		36	野田市立岩木小学校	野田市岩名 二丁目 12-1 (7129)5989	校舎	6,828	65	3.3	1,344
					校庭	9,124	70	2.0	3,193
					体育館	1,006	70	3.3	213
☆		37	野田市 北コミュニティセンタ ー	野田市春日 町 16-1 北出張所 (7129)8800 コミュニティー会館 (7129)8822	建物	2,310	65	3.3	455
					駐車場	1,045	70	2.0	365
☆		38	野田市立七光台小学校	野田市七光 台 20-1 (7127)1712	校舎	5,064	65	3.3	997
					校庭	13,154	70	2.0	4,603
					体育館	1,101	70	3.3	233
☆		39	千葉県立野田中央高等 学校	野田市谷津 713 (7125)4108	校舎	11,543	65	3.3	2,273
					校庭	25,560	70	2.0	8,946
					体育館	1,516	70	3.3	321
☆		40	野田市立岩名中学校	野田市岩名 1700 (7122)5269	校舎	5,594	65	3.3	1,101
					校庭	19,355	70	2.0	6,774
					体育館	1,232	70	3.3	261
☆		41	野田市北部公民館	野田市谷津 384 (7122)3429	建物	669	65	3.3	131

修 正 後									
修 正 理 由 表の修正、避難場所 No の修正及び避難所施設の移設に伴う修正									
指定避難所	地区	No.	指定緊急避難場所名	所在地 電話番号	収容 施設	面積 (㎡)	有効率 (%)	1人当 たり 面積 (㎡)	収容 人員
☆	北 部 地 区	36	野田市立北部中学校	野田市谷津 673 (7122)2866	校舎	6,358	65	3.3	1,252
					校庭	14,196	70	2.0	4,968
					体育館	1,604	70	3.3	340
☆		37	野田市立岩木小学校	野田市岩名 二丁目 12-1 (7129)5989	校舎	6,828	65	3.3	1,344
					校庭	9,124	70	2.0	3,193
					体育館	1,006	70	3.3	213
☆		38	野田市 北コミュニティセンタ ー	野田市春日 町 16-1 北出張所 (7129)8800 北コミュニティ会 館 (7129)8822	建物	2,310	65	3.3	455
					駐車場	1,045	70	2.0	365
☆		39	野田市立七光台小学校	野田市七光 台 20-1 (7127)1712	校舎	5,064	65	3.3	997
					校庭	13,154	70	2.0	4,603
					体育館	1,101	70	3.3	233
☆		40	千葉県立野田中央高等 学校	野田市谷津 713 (7125)4108	校舎	11,543	65	3.3	2,273
					校庭	25,560	70	2.0	8,946
					体育館	1,516	70	3.3	321
☆		41	野田市立岩名中学校	野田市岩名 1700 (7122)5269	校舎	5,594	65	3.3	1,101
					校庭	19,355	70	2.0	6,774
					体育館	1,232	70	3.3	261
☆		42	野田市北部公民館	野田市谷津 384 (7122)3429	建物	669	65	3.3	131

修 正 前									
資料編 4 指定緊急避難場所・防災関連施設等 資料 4－1 指定緊急避難場所一覧								頁 資－5 2	
指定避難所	地区	No.	指定緊急避難場所名	所在地 電話番号	収容 施設	面積 (㎡)	有効率 (%)	1人当 たり 面積 (㎡)	収容 人員
☆		42	野田市立北部小学校	野田市谷津 25-1 (7122) 2748	校舎	2,407	65	3.3	474
					校庭	5,274	70	2.0	1,845
					体育館	751	70	3.3	159
☆		43	野田市総合公園（体育館）	野田市清水 958 (7125) 1155	体育館	5,406	70	3.3	1,146
					園内	187,000	70	2.0	65,450
☆		44	千葉県立清水高等学校	野田市清水 482 (7122) 4581	校舎	15,812	65	3.3	3,114
					校庭	21,292	70	2.0	7,452
					体育館	1,415	70	3.3	300
☆		45	野田市立清水台小学校	野田市清水 773 (7124) 1191	校舎	5,476	65	3.3	1,078
					校庭	23,169	70	2.0	8,109
					体育館	946	70	3.3	200
	中央地区	46	清水公園	野田市清水 1005 (7125) 3030	園内	200,000	70	2.0	70,000
		47	旧専売公社跡地	野田市清水 246-1	敷地	10,639	70	2.0	3,723
		48	愛宕神社	野田市野田 725 (7122) 2023	境内	9,795	70	2.0	3,428

修 正 後									
修 正 理 由 表の修正、避難場所 No の修正及び避難所施設の移設に伴う修正									
指定避難所	地区	No.	指定緊急避難場所名	所在地 電話番号	収容 施設	面積 (㎡)	有効率 (%)	1人当 たり 面積 (㎡)	収容 人員
☆		43	野田市立北部小学校	野田市谷津 25-1 (7122) 2748	校舎	2,407	65	3.3	474
					校庭	5,274	70	2.0	1,845
					体育館	751	70	3.3	159
☆		44	野田市総合公園（体育館）	野田市清水 958 (7125) 1155	体育館	5,406	70	3.3	1,146
					園内	187,000	70	2.0	65,450
☆		45	千葉県立清水高等学校	野田市清水 482 (7122) 4581	校舎	15,812	65	3.3	3,114
					校庭	21,292	70	2.0	7,452
					体育館	1,415	70	3.3	300
☆		46	野田市立清水台小学校	野田市清水 773 (7124) 1191	校舎	5,476	65	3.3	1,078
					校庭	23,169	70	2.0	8,109
					体育館	946	70	3.3	200
	中央地区	47	清水公園	野田市清水 1005 (7125) 3030	園内	200,000	70	2.0	70,000
		48	旧専売公社跡地	野田市清水 246-1	敷地	10,639	70	2.0	3,723
		49	愛宕神社	野田市野田 725 (7122) 2023	境内	9,795	70	2.0	3,428

修 正 前

資料編

4 指定緊急避難場所・防災関連施設等

資料 4－1 指定緊急避難場所一覧

頁

資－53

指定避難所	地区	No.	指定緊急避難場所名	所在地 電話番号	収容 施設	面積 (㎡)	有効率 (%)	1人当 たり 面積 (㎡)	収容 人員
☆		49	野田市立第一中学校	野田市野田 829-1 (7122)5524	校舎	5,160	65	3.3	1,016
					校庭	21,300	70	2.0	7,455
					体育館	2,065	70	3.3	438
☆		50	野田市立中央小学校	野田市野田 611 (7122)2116	校舎	8,768	65	3.3	1,727
					校庭	9,173	70	2.0	3,210
					体育館	1,516	70	3.3	321
		51	鹿島神社	野田市中野台 306 (7124)6974	境内	3,380	70	2.0	1,183
		52	キッコーマン野球場	野田市上花輪 404-1	球場	9,540	70	2.0	3,339
		53	朝日ヶ丘公園	野田市上花輪 新町 3-14	園内	2,600	70	2.0	910
☆		54	野田市立柳沢小学校	野田市柳沢 139 (7124)6234	校舎	3,673	65	3.3	723
					校庭	11,621	70	2.0	4,067
					体育館	948	70	3.3	201

修 正 後									
修 正 理 由									
表の修正、避難場所 No の修正及び避難所施設の移設に伴う修正									
指定避難所	地区	No.	指定緊急避難場所名	所在地 電話番号	収容施設	面積 (㎡)	有効率 (%)	1人当たり 面積 (㎡)	収容人員
☆		50	野田市立第一中学校	野田市野田 829-1 (7122)5524	校舎	5,160	65	3.3	1,016
					校庭	21,300	70	2.0	7,455
					体育館	2,065	70	3.3	438
☆		51	野田市立中央小学校	野田市野田 611 (7122)2116	校舎	8,768	65	3.3	1,727
					校庭	9,173	70	2.0	3,210
					体育館	1,516	70	3.3	321
		52	鹿島神社	野田市中野台 306 (7124)6974	境内	3,380	70	2.0	1,183
		53	キッコーマン野球場	野田市上花輪 404-1	球場	9,540	70	2.0	3,339
		54	朝日ヶ丘公園	野田市上花輪 新町 3-14	園内	2,600	70	2.0	910
☆		55	野田市立柳沢小学校	野田市柳沢 139 (7124)6234	校舎	3,673	65	3.3	723
					校庭	11,621	70	2.0	4,067
					体育館	948	70	3.3	201

修 正 前									
資料編 4 指定緊急避難場所・防災関連施設等 資料 4－1 指定緊急避難場所一覧								頁 資－53	
指定避難所	地区	No.	指定緊急避難場所名	所在地 電話番号	収容 施設	面積 (㎡)	有効率 (%)	1人当 たり 面積 (㎡)	収容 人員
		55	東葛飾教育事務所 東葛飾研修所	野田市柳沢 53 (7124)4148	駐車場	2,318	70	2.0	811
		56	野田市文化センター	野田市鶴奉 5-1 (7124)1555	駐車場	7,068	70	2.0	2,473
☆		57	野田市立宮崎小学校	野田市宮崎 55 (7122)2362	校舎 校庭 体育館	3,516 7,849 796	65 70 70	3.3 2.0 3.3	692 2,747 168
☆		58	野田市立第二中学校	野田市中根 139 (7122)5534	校舎 校庭 体育館	5,255 16,053 1,426	65 70 70	3.3 2.0 3.3	1,035 5,618 302
☆		59	野田市東部公民館	野田市鶴奉 174-1 (7122)4202	建物 運動場	674 1,200	65 70	3.3 2.0	132 420
☆	東部地区	60	野田市立東部中学校	野田市目吹 1500 (7122)3015	校舎 校庭 体育館	4,547 15,404 751	65 70 70	3.3 2.0 3.3	895 5,391 159
☆		61	野田市立東部小学校	野田市鶴奉 220 (7122)3004	校舎 校庭 体育館	4,392 8,549 608	65 70 70	3.3 2.0 3.3	865 2,992 128
☆		62	千葉県立野田看護専門 学校	野田市中根 316-1 (7121)0222	校舎 敷地 体育館	6,862 23,200 986	65 70 70	3.3 2.0 3.3	1,351 8,120 209

修 正 後									
修 正 理 由 表の修正、避難場所 No の修正及び避難所施設の移設に伴う修正									
指定避難所	地区	No.	指定緊急避難場所名	所在地 電話番号	収容 施設	面積 (㎡)	有効率 (%)	1人当 たり 面積 (㎡)	収容 人員
		56	東葛飾教育事務所 東葛飾研修所	野田市柳沢 53 (7124)4148	駐車場	2,318	70	2.0	811
		57	野田市文化センター	野田市鶴奉 5-1 (7124)1555	駐車場	7,068	70	2.0	2,473
☆		58	野田市立宮崎小学校	野田市宮崎 55 (7122)2362	校舎 校庭 体育館	3,516 7,849 796	65 70 70	3.3 2.0 3.3	692 2,747 168
☆		59	野田市立第二中学校	野田市中根 139 (7122)5534	校舎 校庭 体育館	5,255 16,053 1,426	65 70 70	3.3 2.0 3.3	1,035 5,618 302
☆		60	野田市東部公民館	野田市鶴奉 174-1 (7122)4202	建物 運動場	674 1,200	65 70	3.3 2.0	132 420
☆	東部地区	61	野田市立東部中学校	野田市目吹 1500 (7122)3015	校舎 校庭 体育館	4,547 15,404 751	65 70 70	3.3 2.0 3.3	895 5,391 159
☆		62	野田市立東部小学校	野田市鶴奉 220 (7122)3004	校舎 校庭 体育館	4,392 8,549 608	65 70 70	3.3 2.0 3.3	865 2,992 128
☆		63	千葉県立野田看護専門 学校	野田市中根 316-1 (7121)0222	校舎 敷地 体育館	6,862 23,200 986	65 70 70	3.3 2.0 3.3	1,351 8,120 209

修 正 前									
資料編 4 指定緊急避難場所・防災関連施設等 資料 4－1 指定緊急避難場所一覧								頁 資－53	
指定避難所	地区	No.	指定緊急避難場所名	所在地 電話番号	収容施設	面積 (㎡)	有効率 (%)	1人当 たり 面積 (㎡)	収容 人員
☆	南部地区	63	野田市立南部中学校	野田市花井 67 (7122)2508	校舎	7,060	65	3.3	1,390
					校庭	21,727	70	2.0	7,604
					体育館	1,599	70	3.3	339
☆		64	野田市立南部小学校	野田市山崎 1503 (7122)2509	校舎	5,301	65	3.3	1,044
					校庭	6,842	70	2.0	2,394
					体育館	765	70	3.3	162
☆		65	野田市南部梅郷公民館	野田市山崎 1154-1 (7122)5402	建物	863	65	3.3	169

修 正 後									
修 正 理 由									
表の修正、避難場所 No の修正及び避難所施設の移設に伴う修正									
指定避難所	地区	No.	指定緊急避難場所名	所在地 電話番号	収容施設	面積 (㎡)	有効率 (%)	1人当 たり 面積 (㎡)	収容 人員
☆	南部地区	64	野田市立南部中学校	野田市花井 67 (7122)2508	校舎	7,060	65	3.3	1,390
					校庭	21,727	70	2.0	7,604
					体育館	1,599	70	3.3	339
☆		65	野田市立南部小学校	野田市山崎 1503 (7122)2509	校舎	5,301	65	3.3	1,044
					校庭	6,842	70	2.0	2,394
					体育館	765	70	3.3	162
☆		66	野田市南部梅郷公民館	野田市山崎 1154-1 (7122)5402	建物	863	65	3.3	169

修 正 前									
資料編 4 指定緊急避難場所・防災関連施設等 資料 4－1 指定緊急避難場所一覧							頁 資－5 4		
指定避難所	地区	No.	指定緊急避難場所名	所在地 電話番号	収容 施設	面積 (㎡)	有効率 (%)	1人 当たり 面積 (㎡)	収容 人員
☆		66	野田市 南コミュニティセンター	野田市山崎 2008	建物	2,292	65	3.3	451
				南出張所 (7125)7921 コミュニティ会館 (7122)7991	駐車場	1,100	70	2.0	385
☆		67	野田市立山崎小学校	野田市山崎 2733 (7125)2938	校舎	4,958	65	3.3	976
					校庭	17,788	70	2.0	6,225
					体育館	1,006	70	3.3	213
☆		68	野田市立みずき小学校	野田市みずき 三丁目 2-3 (7121)4311	校舎	5,143	65	3.3	1,013
					校庭	6,560	70	2.0	2,296
☆		69	東京理科大学	野田市山崎 2641 (7124)1501	校舎	19,333	65	3.3	3,808
					校庭	433,951	70	2.0	151,882
☆		70	東京理科大学	野田市山崎 2641 (7124)1501	校舎	19,333	65	3.3	3,808
					校庭	433,951	70	2.0	151,882
☆		71	東京理科大学	野田市山崎 2641 (7124)1501	校舎	19,333	65	3.3	3,808
					校庭	433,951	70	2.0	151,882

修 正 後									
修 正 理 由 表の修正、避難場所 No の修正及び避難所施設の移設に伴う修正									
指定避難所	地区	No.	指定緊急避難場所名	所在地 電話番号	収容 施設	面積 (㎡)	有効率 (%)	1人 当たり 面積 (㎡)	収容 人員
☆		<u>67</u>	野田市 南コミュニティセンター	野田市山崎 2008	建物	2,292	65	3.3	451
				南出張所 (7125)7921 南 コミュニティ会館 <u>(7125)7991</u>	駐車場	1,100	70	2.0	385
☆		<u>68</u>	野田市立山崎小学校	野田市山崎 2733 (7125)2938	校舎	4,958	65	3.3	976
					校庭	17,788	70	2.0	6,225
					体育館	1,006	70	3.3	213
☆		<u>69</u>	野田市立みずき小学校	野田市みず き三丁目 2-3 (7121)4311	校舎	5,143	65	3.3	1,013
					校庭	6,560	70	2.0	2,296
☆		<u>70</u>	東京理科大学	野田市山崎 2641 (7124)1501	校舎	19,333	65	3.3	3,808
					校庭	433,951	70	2.0	151,882
☆		<u>71</u>	東京理科大学	野田市山崎 2641 (7124)1501	校舎	19,333	65	3.3	3,808
					校庭	433,951	70	2.0	151,882

修 正 前									
資料編 4 指定緊急避難場所・防災関連施設等 資料 4－1 指定緊急避難場所一覧								頁 資－54	
指定避難所	地区	No.	指定緊急避難場所名	所在地 電話番号	収容 施設	面積 (㎡)	有効率 (%)	1人当 たり 面積 (㎡)	収容 人員
☆	福田地区	70	野田市立福田第一小学校	野田市三ツ堀 1372 (7138)2109	校舎	3,692	65	3.3	727
					校庭	7,431	70	2.0	2,600
					体育館	1,111	70	3.3	235
☆		71	野田市立福田中学校	野田市三ツ堀 782 (7138)1452	校舎	5,992	65	3.3	1,180
					校庭	15,344	70	2.0	5,370
					体育館	1,447	70	3.3	306
☆		72	野田市福田公民館	野田市瀬戸 970-1 (7138)2407	建物	690	65	3.3	135
					体育館	1,166	70	3.3	247
					運動場	12,296	70	2.0	4,303
☆		73	野田市立二ツ塚小学校	野田市二ツ塚 485-2 (7138)1677	校舎	5,243	65	3.3	1,032
					校庭	15,254	70	2.0	5,338
					体育館	1,097	70	3.3	232
☆		74	野田市立福田第二小学校	野田市西三ヶ 尾 988 (7138)0355	校舎	2,644	65	3.3	520
					校庭	10,027	70	2.0	3,509
					体育館	493	70	3.3	104

修 正 後									
修 正 理 由 表の修正、避難場所 No の修正及び避難所施設の移設に伴う修正									
指定避難所	地区	No.	指定緊急避難場所名	所在地 電話番号	収容 施設	面積 (㎡)	有効率 (%)	1人当 たり 面積 (㎡)	収容 人員
☆	福田地区	71	野田市立福田第一小学校	野田市三ツ堀 1372 (7138)2109	校舎	3,692	65	3.3	727
					校庭	7,431	70	2.0	2,600
					体育館	1,111	70	3.3	235
☆		72	野田市立福田中学校	野田市三ツ堀 782 (7138)1452	校舎	5,992	65	3.3	1,180
					校庭	15,344	70	2.0	5,370
					体育館	1,447	70	3.3	306
☆		73	野田市福田公民館	野田市瀬戸 970-1 (7138)2407	建物	690	65	3.3	135
					体育館	1,166	70	3.3	247
					運動場	12,296	70	2.0	4,303
☆		74	野田市立二ツ塚小学校	野田市二ツ塚 485-2 (7138)1677	校舎	5,243	65	3.3	1,032
					校庭	15,254	70	2.0	5,338
					体育館	1,097	70	3.3	232
☆		75	野田市立福田第二小学校	野田市西三ヶ 尾 988 (7138)0355	校舎	2,644	65	3.3	520
					校庭	10,027	70	2.0	3,509
					体育館	493	70	3.3	104

修 正 前

資料編

4 指定緊急避難場所・防災関連施設等

資料 4－1 指定緊急避難場所一覧

頁

資－5 5

○指定緊急避難場所一覧[土砂災害対応]

指定避難所	地区	No.	指定緊急避難場所名	所在地 電話番号	収容 施設	面積 (㎡)	有効率 (%)	1人当 たり 面積 (㎡)	収容 人員
☆	市内 一 円	1	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
☆		2	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
☆		3	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
☆		4	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
☆		5	野田市川間公民館	野田市中里 556 (7129) 4002	建物	466	65	3.3	91
☆		6	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
☆		7	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
☆		8	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
☆		9	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
☆		10	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
☆		11	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

修 正 後									
修 正 理 由 川間公民館移設に伴い面積等を修正するもの									
○指定緊急避難場所一覧[土砂災害対応]									
指定避難所	地区	No.	指定緊急避難場所名	所在地 電話番号	収容 施設	面積 (㎡)	有効率 (%)	1人当 たり 面積 (㎡)	収容 人員
☆	市内 一 円	1	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
☆		2	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
☆		3	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
☆		4	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
☆		5	野田市川間公民館	野田市中里 720 (7129) 4002	建物	800	65	3.3	157
☆		6	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
☆		7	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
☆		8	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
☆		9	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
☆		10	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
☆		11	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

修 正 前

資料編	頁
4 指定緊急避難場所・防災関連施設等 資料 4 - 1 指定緊急避難場所一覧	資 - 5 6

○指定避難所一覧 [洪水対応]

大字	指定避難所	所 在 地	電話番号	浸水時に利用できる階
関宿江戸町、関宿町、 関宿三軒家、関宿台町	関宿城博物館	関宿三軒家 143 - 4	04-7196- 1400	全て
	関宿にここ水辺公園			
関宿元町、関宿内町	関宿中学校	関宿台町 2150	04-7196- 0113	2F 以上
関宿台町、関宿元町飛地、 関宿江戸町飛地、西高野、 東高野、中戸、新田戸	アルフレッサファーマ(株)	西高野 278-5	04-7196- 1151	2F 以上
柏寺	二川小学校	桐ヶ作 464	04-7196- 0074	3F 以上
	二川中学校	桐ヶ作 418	04-7196- 0004	3F 以上
親野井	関宿複合センター	木間ヶ瀬 620	04-7198- 3685	2F 以上
親野井、平井、東宝珠花、 次木	関宿中央公民館	東宝珠花 253-1	04-7196- 2166	2F 以上
	関宿保健センター	東宝珠花 260 - 1	04-7198- 5011	2F 以上
	関宿中央小学校	東宝珠花 234 - 1	04-7198- 4321	2F 以上
次木	いちいのホール (関宿支所) (コミュニティ会館)	東宝珠花 237-1	04-7198- 1111 04-7198- 1941	2F 以上

修 正 後				
修 正 理 由 大字の修正、所在地の字句修正				
○指定避難所一覧 [洪水対応]				
大字	指定避難所	所 在 地	電話番号	浸水時に利用できる階
関宿江戸町、関宿町、 関宿三軒家、関宿台町	千葉県立関宿城博物館	野田市関宿三軒家 143-4	04-7196-1400	全て
関宿元町、関宿内町	野田市立 関宿中学校	野田市 関宿台町 2150	04-7196-0113	2F 以上
関宿台町、関宿元町飛地、 関宿江戸町飛地、西高野、 東高野、中戸、新田戸	アルフレッサファーマ(株)	野田市 西高野 278-5	04-7196-1151	2F 以上
柏寺	野田市立 二川小学校	野田市 桐ケ作 464	04-7196-0074	3F 以上
	野田市立 二川中学校	野田市 桐ケ作 418	04-7196-0004	3F 以上
親野井	野田市 関宿複合センター	野田市 木間ケ瀬 620	04-7198-3685	2F 以上
親野井、平井、東宝珠花、 次木、 なみき一丁目～四丁目	野田市 関宿中央公民館	野田市 東宝珠花 253-1	04-7196-2166	2F 以上
	野田市 関宿保健センター	野田市 東宝珠花 260 - 1	04-7198-5011	2F 以上
	野田市立 関宿中央小学校	野田市 東宝珠花 234 - 1	04-7198-4321	2F 以上
次木、 なみき一丁目～四丁目	野田市 いちいのホール (関宿支所) (関宿 コミュニティ会館)	野田市 東宝珠花 237-1	04-7198-1111 04-7198-1941	2F 以上

修 正 前				
資料編 4 指定緊急避難場所・防災関連施設等 資料4-1 指定緊急避難場所一覧			頁 資-56	
大字	指定避難所	所 在 地	電話番号	浸水時に利用できる階
桐ヶ作、古布内	木間ヶ瀬中学校	木間ヶ瀬 3393 - 1	04-7198-0218	全て
	木間ヶ瀬小学校	木間ヶ瀬 3640	04-7198-0204	全て
	関宿南部幼稚園	木間ヶ瀬 3197	04-7198-2075	全て
岡田、丸井、木間ヶ瀬新田、木間ヶ瀬	関宿総合公園(体育館)	平井 401	04-7198-8500	2F 以上
	木間ヶ瀬公民館	木間ヶ瀬 2935	04-7198-3171	2F 以上
	(株)U S S 東京	中里 2144-1	04-7120-8000	3F 以上
木間ヶ瀬、船形、中里、長谷、小山、薙打、尾崎、東金野井、日の出町、尾崎台、泉一丁目～三丁目	川間小学校	中里 934	04-7129-4003	全て
	川間公民館	中里 556	04-7129-4002	全て
	川間中学校	中里 136-1	04-7129-4025	全て
	西武台千葉高等学校	尾崎 2241-2	04-7127-1111	2F 以上
	尾崎小学校	尾崎 1415	04-7129-8166	全て
	北部中学校	谷津 673	04-7122-2866	全て

修 正 後				
修 正 理 由 大字の修正、所在地の字句修正				
大字	指定避難所	所 在 地	電話番号	浸水時に利用できる階
桐ヶ作、古布内	野田市立 木間ヶ瀬中学校	野田市 木間ヶ瀬 3393 - 1	04-7198-0218	全て
	野田市立 木間ヶ瀬小学校	野田市 木間ヶ瀬 3640	04-7198-0204	全て
	野田市立 関宿南部幼稚園	野田市 木間ヶ瀬 3197	04-7198-2075	全て
岡田、丸井、木間ヶ瀬新田、木間ヶ瀬	野田市 関宿総合公園(体育館)	野田市 平井 401	04-7198-8500	2F 以上
	野田市 木間ヶ瀬公民館	野田市 木間ヶ瀬 2935	04-7198-3171	2F 以上
	(株)U S S 東京	野田市 中里 2144-1	04-7120-8000	3F 以上
木間ヶ瀬、船形、中里、長谷、小山、薙打、尾崎、東金野井、日の出町、尾崎台、泉一丁目～三丁目	野田市立 川間小学校	野田市 中里 934	04-7129-4003	全て
	野田市 川間公民館	野田市中里 720	04-7129-4002	全て
	野田市立 川間中学校	野田市 中里 136-1	04-7129-4025	全て
	学校法人千葉武陽学園 西武台千葉高等学校	野田市 尾崎 2241-2	04-7127-1111	2F 以上
	野田市立 尾崎小学校	野田市 尾崎 1415	04-7129-8166	全て
	野田市立 北部中学校	野田市 谷津 673	04-7122-2866	全て

修 正 前				
資料編 4 指定緊急避難場所・防災関連施設等 資料4-1 指定緊急避難場所一覧			頁 資-57	
大字	指定避難所	所 在 地	電話番号	浸水時に利用できる階
岩名、五木、谷津、吉春、蕃昌、座生、五木新田、七光台、岩名一丁目～二丁目、五木新町、春日町、谷吉、光葉町一丁目～三丁目	岩木小学校	岩名二丁目 12-1	04-7129-5989	全て
	北コミュニティセンター（北出張所）（コミュニティ会館）	春日町 16-1	04-7129-8800 04-7129-8822	全て
	七光台小学校	七光台 20-1	04-7127-1712	全て
	野田中央高等学校	谷津 713	04-7125-4108	全て
	岩名中学校	岩名 1700	04-7122-5269	全て
	北部公民館	谷津 384	04-7122-3429	全て
	北部小学校	谷津 25-1	04-7122-2748	全て

修 正 後				
修 正 理 由 大字の修正、所在地の字句修正				
大字	指定避難所	所 在 地	電話番号	浸水時に利用できる階
岩名、五木、谷津、吉春、蕃昌、座生、五木新田、七光台、岩名一丁目～二丁目、五木新町、春日町、谷吉、光葉町一丁目～三丁目	野田市立 岩木小学校	野田市 岩名二丁目 12-1	04-7129-5989	全て
	野田市 北コミュニティセンター（北出張所）（ 北 コミュニティ会館）	野田市 春日町 16-1	04-7129-8800 04-7129-8822	全て
	野田市立 七光台小学校	野田市 七光台 20-1	04-7127-1712	全て
	千葉県立 野田中央高等学校	野田市 谷津 713	04-7125-4108	全て
	野田市立 岩名中学校	野田市 岩名 1700	04-7122-5269	全て
	野田市 北部公民館	野田市 谷津 384	04-7122-3429	全て
	野田市立 北部小学校	野田市 谷津 25-1	04-7122-2748	全て

修 正 前				
資料編 4 指定緊急避難場所・防災関連施設等 資料4-1 指定緊急避難場所一覧			頁 資-57	
大字	指定避難所	所 在 地	電話番号	浸水時に利用できる階
目吹、金杉、鶴奉、柳沢、宮崎、横内、中根、大殿井	柳沢小学校	柳沢 139	04-7124-6234	全て
	東部公民館	鶴奉 174-1	04-7122-4202	全て
	東部中学校	目吹 1500	04-7122-3015	全て
	東部小学校	鶴奉 220	04-7122-3004	全て
	東葛飾教育事務所 東葛飾研修所	柳沢 53	04-7124-4148	全て
	文化センター	鶴奉 5-1	04-7124-1555	全て
	宮崎小学校	宮崎 55	04-7122-2362	全て
	第二中学校	中根 139	04-7122-5534	全て
	野田看護専門学校	中根 316-1	04-7121-0222	全て
野田、上花輪、中野台、清水、堤台、中野台鹿島町、上花輪新町、清水公園東一丁目～二丁目、桜の里一丁目～三丁目、つつみ野一丁目～二丁目	総合公園(体育館)	清水 958	04-7125-1155	全て
	清水高等学校	清水 482	04-7122-4581	全て
	清水台小学校	清水 773	04-7124-1191	全て
	第一中学校	野田 829-1	04-7122-5524	全て
	中央小学校	野田 611	04-7122-2116	全て

修 正 後				
修 正 理 由 大字の修正、所在地の字句修正				
大字	指定避難所	所 在 地	電話番号	浸水時に利用できる階
目吹、金杉、鶴奉、柳沢、宮崎、横内、中根、大殿井	野田市立 柳沢小学校	野田市 柳沢 139	04-7124-6234	全て
	野田市 東部公民館	野田市 鶴奉 174-1	04-7122-4202	全て
	野田市立 東部中学校	野田市 目吹 1500	04-7122-3015	全て
	野田市立 東部小学校	野田市 鶴奉 220	04-7122-3004	全て
	東葛飾教育事務所 東葛飾研修所	野田市 柳沢 53	04-7124-4148	全て
	野田市 文化センター	野田市 鶴奉 5-1	04-7124-1555	全て
	野田市立 宮崎小学校	野田市 宮崎 55	04-7122-2362	全て
	野田市立 第二中学校	野田市 中根 139	04-7122-5534	全て
	千葉県立 野田看護専門学校	野田市 中根 316-1	04-7121-0222	全て
	野田市 総合公園(体育館)	野田市 清水 958	04-7125-1155	全て
野田、上花輪、中野台、清水、堤台、中野台鹿島町、上花輪新町、清水公園東一丁目～二丁目、桜の里一丁目～三丁目、つつみ野一丁目～二丁目	千葉県立 清水高等学校	野田市 清水 482	04-7122-4581	全て
	野田市立 清水台小学校	野田市 清水 773	04-7124-1191	全て
	野田市立 第一中学校	野田市 野田 829-1	04-7122-5524	全て
	野田市立 中央小学校	野田市 野田 611	04-7122-2116	全て

修 正 前				
資料編 4 指定緊急避難場所・防災関連施設等 資料 4-1 指定緊急避難場所一覧			頁 資-57	
大字	指定避難所	所 在 地	電話番号	浸水時に利用できる階
山崎、今上、桜台、桜木、花井、堤根、山崎貝塚町、山崎梅の台、花井一丁目、みずき一丁目～四丁目	南部小学校	山崎 1503	04-7122-2509	全て
	山崎小学校	山崎 2733	04-7125-2938	全て
	みずき小学校	みずき三丁目 2-3	04-7121-4311	2F 以上
	南部中学校	花井 67	04-7122-2508	全て
	南部梅郷公民館	山崎 1154-1	04-7122-5402	全て
	南コミュニティセンター（南出張所）（コミュニティ会館）	山崎 2008	04-7125-7921 04-7122-7991	全て
	東京理科大学	山崎 2641	04-7124-1501	全て
下三ヶ尾、三ツ堀、瀬戸、瀬戸上灰毛、木野崎、上三ヶ尾、二ツ塚、西三ヶ尾、大青田飛地	福田第一小学校	三ツ堀 1372	04-7138-2109	全て
	福田第二小学校	西三ヶ尾 988	04-7138-0355	全て
	二ツ塚小学校	二ツ塚 485-2	04-7138-1677	2F 以上
	福田中学校	三ツ堀 782	04-7138-1452	全て
	福田公民館	瀬戸 970-1	04-7138-2407	全て

修 正 後				
修 正 理 由 大字の修正、所在地の字句修正				
大字	指定避難所	所 在 地	電話番号	浸水時に利用できる階
山崎、 <u>山崎新町</u> 、今上、桜台、桜木、花井、堤根、山崎貝塚町、山崎梅の台、花井一丁目、みずき一丁目～四丁目	<u>野田市立</u> 南部小学校	<u>野田市</u> 山崎 1503	04-7122-2509	全て
	<u>野田市立</u> 山崎小学校	<u>野田市</u> 山崎 2733	04-7125-2938	全て
	<u>野田市立</u> みずき小学校	<u>野田市</u> みずき三丁目 2-3	04-7121-4311	2F 以上
	<u>野田市立</u> 南部中学校	<u>野田市</u> 花井 67	04-7122-2508	全て
	<u>野田市立</u> 南部梅郷公民館	<u>野田市</u> 山崎 1154-1	04-7122-5402	全て
	<u>野田市</u> 南コミュニティセンター（南出張所）（ <u>南</u> コミュニティ会館）	<u>野田市</u> 山崎 2008	04-7125-7921 <u>04-7125-7991</u>	全て
	東京理科大学	<u>野田市</u> 山崎 2641	04-7124-1501	全て
下三ヶ尾、三ツ堀、瀬戸、瀬戸上灰毛、木野崎、上三ヶ尾、二ツ塚、西三ヶ尾、大青田飛地	<u>野田市立</u> 福田第一小学校	<u>野田市</u> 三ツ堀 1372	04-7138-2109	全て
	<u>野田市立</u> 福田第二小学校	<u>野田市</u> 西三ヶ尾 988	04-7138-0355	全て
	<u>野田市立</u> 二ツ塚小学校	<u>野田市</u> 二ツ塚 485-2	04-7138-1677	2F 以上
	<u>野田市立</u> 福田中学校	<u>野田市</u> 三ツ堀 782	04-7138-1452	全て
	<u>野田市立</u> 福田公民館	<u>野田市</u> 瀬戸 970-1	04-7138-2407	全て

修 正 前

4 指定緊急避難場所・防災関連施設等

頁

資料4-2 備蓄倉庫・備蓄品一覧

資-58

○備蓄倉庫・備蓄品一覧

平成27年4月1日現在

区 分	単 位	合計	市役所	樺の ホール	南 コミセン	北 コミセン	川間 公民館	東部 公民館	福田 公民館	いちいの ホール	関市中央 公民館	二川 公民館	旧南部 まめぼん	小学校 中学校
サバイバルフーズクラッカー	缶	5,753	621	792	792	714	138	276	198	1,118		138	36	930
保存水（500ml）	箱 (24本/1箱)	608		100	50	50	25	50	25	153				155
保存水（2000ml）	箱 (6本/1箱)	1,022	222		300	300			200					
毛布	枚	5,955	900	230	880	560		100	130	500		250	855	1,550
敷きマット	枚	1,736											186	1,550
レスキューシート	枚	3,340	140										100	3,100
簡易トイレ	個	286								40		30	61	155
トイレ袋セット	枚	5,692											2,460	3,100
紙おむつ（新生児用）	枚	1,080								1,080				
紙おむつ（小児用：S）	枚	1,260								1,260				
紙おむつ（小児用：M）	枚	4,980								4,980				
紙おむつ（小児用：L）	枚	7,212								7,212				
紙おむつ（成人用パンツタイプ：M）	枚	2,754			612	612				1,530				
紙おむつ（成人用パンツタイプ：L）	枚	1,350								1,350				
紙おむつ（成人用テープ止めタイプ：L）	枚	312			156	156								
尿取りパッド（成人用）	枚	3,465								3,465				
生理用品（昼用）	枚	8,218			480	480				7,258				
生理用品（夜用）	枚	3,378								3,378				
ほ乳ビン	本	253	33			40				180				
粉ミルク（新生児用）	本	5,000								5,000				
粉ミルク（乳児用）	本	3,000								3,000				
三角巾大	枚	390				90				300				
発電機	台	18	2		5	2	1	1	1	1	5			
ガソリン携行缶	個	3	1		1	1								
医療資機材	セット	6	1		1	1	1	1	1					

修 正 後														
修 正 理 由 大字の修正、所在地の字句修正 行政備蓄状況の時点修正														
○備蓄倉庫・備蓄品一覧														
平成28年3月1日現在														
区 分	単 位	合計	市役所	樺の ホール	南 コミセン	北 コミセン	川間 公民館	東部 公民館	福田 公民館	いちいの ホール	関市中央 公民館	二川 公民館	みずき 備蓄倉庫	小学校 中学校 高校
サバイバルフーズクラッカー	缶	6,950	536	552	408	276	1,164	276	164	556		138		2,880
保存水（500ml）	箱 (24本/1箱)	826	1	45			342	100	25	153				160
保存水（2000ml）	箱 (6本/1箱)	3,066	282	100	380	537	1,022			200				625
毛布	枚	13,190	205	230	840	560	3,620	100	130	700		250	855	5,700
敷きマット	枚	2,931												731
レスキューシート	枚	4,450	140											3,200
簡易トイレ	個	412								40		30	50	292
トイレ袋セット	枚	17,892											2,792	15,100
紙おむつ（新生児用）	枚	1,080								1,080				
紙おむつ（小児用：S）	枚	1,260								1,260				
紙おむつ（小児用：M）	枚	4,980								4,980				
紙おむつ（小児用：L）	枚	8,268								8,268				
紙おむつ（成人用パンツタイプ：M）	枚	2,754			612	612				1,530				
紙おむつ（成人用パンツタイプ：L）	枚	1,350								1,350				
紙おむつ（成人用テープ止めタイプ：L）	枚	312			156	156								
尿取りパッド（成人用）	枚	3,465								3,465				
生理用品（昼用）	枚	7,070			480	480				6,210				
生理用品（夜用）	枚	3,953			288	288				3,977				
ほ乳ビン	本	313	33			40				240				
粉ミルク（新生児用）	本	5,168	2,768							2,400				
粉ミルク（乳児用）	本	2,880	1,400							1,480				
三角巾大	枚	390				90				300				
充電機	台	42	30		1					1			10	
医療資機材	セット	6		1	1	1			1	1	1			

修 正 前					
資料編 4 指定緊急避難場所・防災関連施設等 資料 4－6 ヘリコプター臨時離発着場					頁 資－6 2
○ヘリコプター臨時離発着場					
離発着場名称	所在地	座 標	施設管理者	広さ(m)	区分
野田市総合公園自由大広場	野田市清水字川通地先	N 35° 57′ 33″ E 139° 51′ 06″	市 長	120 × 80	中
市役所本庁舎屋上	野田市鶴奉 7-1	N 35° 57′ 18″ E 139° 52′ 29″	市 長	15 × 15	※
文化センター駐車場	野田市鶴奉 5-1	N 35° 57′ 10″ E 139° 52′ 40″	市 長	34 × 70	小
川間駅南中央公園	野田市岩名 2 丁目 39	N 35° 58′ 10″ E 139° 50′ 15″	市 長	100 ×120	大
関宿中央小学校	野田市東宝珠花 234-1	N 36° 01′ 16″ E 139° 49′ 39″	学校長	80 × 50	中
梅郷 4 号公園	野田市三ツ堀 969-1	N 35° 56′ 10″ E 139° 55′ 08″	市 長	60 × 30	小
※全備重量 4.4 t、全長 15m以下の機種に限る。					

修 正 後					
修 正 理 由 字句及び座標の修正のため					
○ヘリコプター臨時離発着場					
離発着場名称	所在地	座 標※	施設管理者	広さ(m)	区分
野田市総合公園自由大広場	野田市清水字川通地先	N 35° 57′ 44″ E 139° 50′ 52″	教育長	120 × 80	中
野田市 役所本庁舎屋上	野田市鶴奉 7-1	N 35° 57′ 18″ E 139° 52′ 29″	市 長	15 × 15	※
野田市 文化センター駐車場	野田市鶴奉 5-1	N 35° 57′ 23″ E 139° 52′ 22″	教育長	34 × 70	小
川間駅南中央公園	野田市岩名 2 丁目 39	N 35° 58′ 24″ E 139° 50′ 12″	市 長	100 × 120	大
野田市立 関宿中央小学校	野田市東宝珠花 234-1	N 36° 01′ 28″ E 139° 49′ 24″	教育長	80 × 50	中
梅郷 4 号公園	野田市三ツ堀 969-1	N 35° 56′ 22″ E 139° 54′ 52″	市 長	60 × 30	小
※全備重量 4.4 t、全長 15m 以下の機種に限る。 ※座標は世界測地系					

修 正 前				
資料編 5 災害救助法・協定等 資料 5－7 災害時応援協定一覧（自治体等公共団体）			頁 資－84	
市町村名	市町村間の相互応援協定名	協定締結先	締結年月日	協 定 内 容
静岡県島田市	災害時の応援に関する協定書	静岡県島田市	H8.1.31	(略)
茨城県境町、五霞町	災害時の応援に関する協定書	茨城県境町、五霞町	H24.9.3	(略)
21市町村及び13衛生等組合	廃棄物と環境を考える協議会加盟団体災害時相互応援協定	北茨城市、那須地区広域行政事務組合、南那須地区広域行政事務組合、佐野地区衛生施設組合、筑西広域市町村圏事務組合、鹿嶋市、潮来市、牛久市、常陸太田市、神栖市、高萩市、東海村、城里町、かすみがうら市、新治地方広域事務組合、常総衛生組合、大宮地方環境整備組合、茨城地方広域環境事務組合、浦安市、四街道市、鴨川市、流山市、山武群市広域行政組合、我孫子市、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合、昭島市、中巨摩地区広域事務組合、上野原市、笛吹市、大泉町、みなかみ町、館林衛生施設組合、多野藤岡広域市町村圏振興整備組合	H25.7.12	1 応急物資及び資機材の提供 2 応急及び復旧に必要な職員の派遣 3 前2号に掲げるもののほか特に要請があった事項

修 正 後				
修 正 理 由 協定の締結状況の時点修正				
市町村名	市町村間の相互応援協定名	協定締結先	締結年月日	協 定 内 容
静岡県島田市	災害時の応援に関する協定書	静岡県島田市	H8.1.31	(略)
茨城県境町、五霞町	災害時の応援に関する協定書	茨城県境町、五霞町	H24.9.3	(略)
21市町村及び14衛生等組合	廃棄物と環境を考える協議会加盟団体災害時相互応援協定	北茨城市、那須地区広域行政事務組合、南那須地区広域行政事務組合、佐野地区衛生施設組合、筑西広域市町村圏事務組合、鹿嶋市、潮来市、牛久市、常陸太田市、神栖市、高萩市、東海村、城里町、かすみがうら市、新治地方広域事務組合、常総衛生組合、大宮地方環境整備組合、茨城地方広域環境事務組合、浦安市、四街道市、鴨川市、流山市、山武群市広域行政組合、我孫子市、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合、昭島市、中巨摩地区広域事務組合、上野原市、笛吹市、大泉町、みなかみ町、館林衛生施設組合、多野藤岡広域市町村圏振興整備組合、 さしま環境管理事務組合	H25.7.12 H28.10.21 (追加)	1 応急物資及び資機材の提供 2 応急及び復旧に必要な職員の派遣 3 前2号に掲げるもののほか特に要請があった事項

修 正 前

資料編

5 災害救助法・協定等

資料 5－7 災害時応援協定一覧（自治体等公共団体）

頁

資－85

○災害時応援協定一覧（民間事業者）

平成27年6月1日現在

	物資協定名	協定締結先	締結年月日	協定内容
物資協定	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	
	(略)	(略)	(略)	
	(略)	(略)	(略)	
	災害時における応急給食に関する協定	野田商工福祉協同組合	H13. 6. 1	応急給食として、握り飯及び麺類の用意
	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)

	救急救護協定名	協定締結先	締結年月日	協定内容
救急救護協定	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)

	災害復旧協定名	協定締結先	締結年月日	協定内容
災害復旧協定	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)

	相互応援協定名	協定締結先	締結年月日	協定内容
郵便局	災害時における野田郵便局と野田市間の協力に関する覚書	郵便局	H10. 4. 1	避難場所、物資集積場所等の提供等

修 正 後				
修 正 理 由 防災関係機関の名称変更、追加及び削除				
○災害時応援協定一覧（民間事業者） 平成29年3月1日現在				
物資協定	物資協定名	協定締結先	締結年月日	協定内容
	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	
	(略)	(略)	(略)	
	(略)	(略)	(略)	
	削除	削除	削除	削除
	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)
	災害時の物資供給等に関する協定	株式会社セブ ン・イレブ ン・ジャパン	H28. 1. 20	災害時の物資（食料品、飲料品、日用品等）の供給協力
	災害時の物資供給等に関する協定	㈱マツモトキ ヨシ	H28. 12. 1	災害時の物資（医薬品、食料品、飲料品、日用品等）の供給協力
救急救護協定	救急救護協定名	協定締結先	締結年月日	協定内容
	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)
災害復旧協定	災害復旧協定名	協定締結先	締結年月日	協定内容
	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)
相互応援協定	災害時における施設応急復旧対応等の協力に関する協定	㈱東芝 東関東支店	H28. 12. 1	水道施設の災害応急設備工事等に関すること
	災害時における野田市と野田市内郵便局の協力に関する協定	野田郵便局 川間郵便局 野田市内の簡易郵便局	H29. 2. 17	避難者情報確認シート等の情報の相互提供及び郵便物の料金免除等

修 正 前				
資料編 5 災害救助法・協定等 資料 5－7 災害時応援協定一覧（自治体等公共団体）			頁 資－86	
	相互応援協定名	協定締結先	締結 年月日	協定内容
支援 協力 協定	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)

修 正 後				
修 正 理 由 防災関係機関の名称変更、追加及び削除				
	相互応援協定名	協定締結先	締結 年月日	協定内容
支援 協力 協定	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)
	広告付避難場所 等電柱看板に関 する協定	東電タウンプランニ ング株式会社	H27.10.7	電柱に設置する看板（巻広告）の趣 旨に賛同した民間企業などの広告と 併せて避難場所等案内表示を記載

修 正 前	
資料編 6 風水害・土砂災害 資料6-3 水防法第15条第1項に規定する浸水想定区域内における要配慮者利用施設一覧	頁 追加

修 正 後		
修 正 理 由 水防法第15条第1項の規定に基づき追記		
○保育園・幼稚園		
NO	施設名	所在地
1	野田市立関宿中部幼稚園	野田市桐ヶ作453-1
2	アスク古布内保育園	野田市古布内1527-13
3	コビーブリスクールせきやど保育園	野田市なみき二丁目3-3
4	野田市立木間ヶ瀬保育所	野田市木間ヶ瀬3152-1
5	関宿幼稚園	野田市新田戸522
○高齢者施設		
NO	施設名	所在地
1	関宿ナーシングビレッジ	野田市桐ヶ作666
2	ささらホーム	野田市桐ヶ作933-4
3	福聚苑老人保健施設	野田市中戸20
4	ツクイ木間ヶ瀬	野田市木間ヶ瀬612-1
5	ボブラ	野田市木間ヶ瀬613-14
6	緑「ゆかり」野田センター	野田市木間ヶ瀬2148-3
7	ささらホーム	野田市木間ヶ瀬2460-21
8	ささらホーム	野田市木間ヶ瀬2711-6
9	アロハデイサービス	野田市木間ヶ瀬2764-63
10	ゆりの木	野田市木間ヶ瀬3162-1
11	かえで	野田市木間ヶ瀬4011-5
12	パニヤンツリー関宿	野田市木間ヶ瀬4877-1
13	デイサービスセンター ウェルフェア	野田市木間ヶ瀬6129
14	陽だまり	野田市尾崎1109-3
15	星の子瀬戸校まなびや	野田市瀬戸189-29
16	はあとデイサービス日の出町	野田市日の出町9-4
○障がい者施設		
NO	施設名	所在地
1	キッズセンターさくら関宿台町事業所	野田市関宿台町278
2	野田市関宿心身障がい者福祉作業所	野田市西高野334-1
3	ウィズパートナー	野田市東宝珠花247-2
4	きらり	野田市木間ヶ瀬1936-1
5	くすのき苑	野田市木間ヶ瀬3121
6	ワークショップくすのき	野田市木間ヶ瀬4011-5
7	放課後デイサービスSanta	野田市木間ヶ瀬4359-3
8	放課後デイサービスCherie	野田市木間ヶ瀬4359-10
9	ほのか	野田市木間ヶ瀬4839-101
10	のぞみ	野田市尾崎837-15
11	わくわくスポーツ広場	野田市尾崎1719-1
12	つばさ	野田市目岐2578-4
13	たんぽぽ保育園あしたば	野田市山崎1088-2
14	野田芽吹学園	野田市下三ヶ尾875-1
15	LS〜ルース〜	野田市瀬戸189-48
16	就労サポート・のだ	野田市三ツ堀356-1

修 正 前	
資料編 6 風水害・土砂災害 資料6－3 水防法第15条第1項に規定する浸水想定区域内における要配慮者利用施設一覧	頁 追加

修 正 後		
修 正 理 由 水防法第15条第1項の規定に基づき追記		
○その他の施設		
NO	施設名	所在地
1	野田市立関宿学童保育所	野田市関宿台町171
2	野田市立三川学童保育所	野田市桐ヶ作464
3	野田市立関宿中央学童保育所	野田市東宝珠花234-1
4	野田市立関宿中央第二学童保育所	野田市東宝珠花234-1
5	野田市立関宿子ども館	野田市木間ヶ瀬620
6	野田市立木間ヶ瀬学童保育所	野田市木間ヶ瀬3640
7	野田市立みずき学童保育所	野田市みずき三丁目2-3
8	野田市立みずき第二学童保育所	野田市みずき三丁目2-3